

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月27日
【事業年度】	第53期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）
【会社名】	株式会社アプラス
【英訳名】	A P L U S C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	取締役社長 クラーク・ダグラス・グラニンジャー
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南船場一丁目17番26号
【電話番号】	(06) 6262 - 2971 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 最高財務責任者 野口 郷司
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新小川町4番1号
【電話番号】	(03) 5229 - 3735
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 最高財務責任者 野口 郷司
【縦覧に供する場所】	株式会社 アプラス 東京本部 (東京都新宿区新小川町4番1号) 株式会社 アプラス 横浜支店 (横浜市西区花咲町7丁目149番地 ウェインズ&イッセイ横浜ビル 9階) 株式会社 アプラス 名古屋支店 (名古屋市中区錦一丁目20番19号 名神ビル3階) 株式会社 アプラス 神戸支店 (神戸市中央区伊藤町121番地 神戸伊藤町ビルディング4階) 株式会社 大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第48期	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
決算年月		平成16年3月	平成17年3月	平成17年9月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
(1) 連結経営指標等							
営業収益	百万円	107,308	99,771	49,562	51,712	111,414	106,799
経常利益	百万円	4,121	6,409	6,474	8,186	14,979	2,429
当期純利益	百万円	1,483	260,157	8,039	8,301	29,386	6,124
純資産額	百万円	50,752	64,707	73,429	76,895	59,574	111,683
総資産額	百万円	1,841,947	1,667,033	1,542,917	1,593,139	1,550,781	1,433,384
1株当たり純資産額	円	325.18	1,066.32	1,038.82	1,019.98	1,017.48	951.02
1株当たり当期純利益	円	23.24	2,013.97	24.03	27.28	151.95	26.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	5.64	-	5.86	7.24	-	2.78
自己資本比率	%	2.8	3.9	4.8	4.8	3.8	7.8
自己資本利益率	%	3.1	-	11.6	11.0	-	7.2
株価収益率	倍	10.2	-	22.6	22.5	-	3.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	57,520	49,404	37,831	106,795	51,815	51,424
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	7,295	2,967	500	2,494	1,345	1,168
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	56,615	61,598	59,932	118,257	35,715	65,883
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	86,825	101,986	124,587	138,543	224,729	211,438
従業員数	人	1,930 (807)	1,932 (717)	1,994 (709)	2,243 (875)	1,517 (733)	1,387 (610)

回次		第48期	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
決算年月		平成16年 3月	平成17年 3月	平成17年 9月	平成18年 3月	平成19年 3月	平成20年 3月
(2) 提出会社の経営指標等							
営業収益	百万円	106,818	99,308	49,311	51,328	101,465	96,874
経常利益	百万円	3,267	5,724	6,191	7,632	13,926	3,021
当期純利益	百万円	753	260,448	7,513	8,028	27,940	6,420
資本金	百万円	31,150	15,000	15,000	15,000	25,000	40,000
発行済株式総数							
普通株式	株	63,859,251	193,474,018	193,474,018	193,474,018	227,510,777	235,931,829
優先株式	株	30,000,000	150,500,000	150,500,000	150,500,000	155,500,000	179,500,000
純資産額	百万円	49,527	63,723	71,918	75,219	60,992	113,347
総資産額	百万円	1,838,356	1,664,774	1,540,333	1,581,044	1,490,729	1,368,644
1株当たり純資産額	円	305.98	1,071.41	1,046.62	1,027.71	1,011.11	943.75
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	円 (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
				普通株式 -	普通株式 -	普通株式 -	普通株式 -
				(-)	(-)	(-)	(-)
				第一回A種優先株式 -	第一回A種優先株式 -		
				(-)	(-)		
				第一回B種優先株式 -	第一回B種優先株式 -	第一回B種優先株式 -	第一回B種優先株式 -
				(-)	(-)	(-)	(-)
				第一回C種優先株式 -	第一回C種優先株式 -	第一回C種優先株式 -	第一回C種優先株式 -
				(-)	(-)	(-)	(-)
				D種優先株式 47.264	D種優先株式 39.890	D種優先株式 80.00	D種優先株式 80.00
				(-)	(-)	(40.00)	(40.00)
				E種優先株式 15.041	E種優先株式 14.959	E種優先株式 15.00	E種優先株式 -
				(-)	(-)	(15.00)	(-)
						F種優先株式 -	F種優先株式 -
						(-)	(-)
							G種優先株式 -
							(-)
1株当たり当期純利益	円	11.81	2,016.23	21.31	25.87	145.14	27.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	2.86	-	5.48	7.01	-	2.92
自己資本比率	%	2.7	3.8	4.7	4.8	4.1	8.3
自己資本利益率	%	1.6	-	11.1	10.9	-	7.4
株価収益率	倍	20.0	-	25.4	23.7	-	3.1
配当性向	%	-	-	-	-	-	-
従業員数	人	1,893 (803)	1,890 (712)	1,959 (704)	1,931 (696)	1,275 (589)	1,130 (473)

(注) 1. は損失(または減少)を示しております。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数欄の( )内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。

4. 平成16年9月29日、平成17年2月28日、平成19年3月26日および平成20年3月28日に、第三者割当による新株

式発行を行っております。また、平成17年3月28日および平成19年6月28日に減資を行っております。

5. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」について  
第49期および第52期は1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
6. 「自己資本利益率」および「株価収益率」について  
第49期および第52期は、当期純損失であるため、記載しておりません。
7. 第50期は、提出会社の決算期変更に伴い平成17年4月1日から平成17年9月30日までの6ヵ月間となっております。
8. 第51期は、提出会社の決算期変更に伴い平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヵ月間となっております。
9. 第52期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
10. 第52期の従業員数の減少は、主として希望退職を実施したことによるものであります。

## 2【沿革】

当社（形式上の存続会社、旧社名：株式会社ダイシンファイナンス、設立年月日：昭和26年3月30日、住所：大阪府南区南船場一丁目17番26号）は、株式会社大信販（被合併会社であり実質上の存続会社、設立年月日：昭和31年10月6日）の株式額面金額の変更のため昭和55年4月1日を合併期日として同社を吸収合併し、資産、負債および権利義務の一切を引き継ぎましたが、合併期日前の当社は休業状態にあり、合併後において被合併会社の営業活動を全面的に継承しました。

したがって、以下の記載事項につきましては、別段の記述がない限り実質上の存続会社についてのものであります。

- 昭和31年10月 資本金1億円をもって大阪市東区に「大阪信用販売株式会社」を設立。大阪府下における呉服、洋服、洋装等業種別小売組合加盟の小売商に対するクーポン事業を開始。
- 37年5月 割賦購入あっせん業者登録。
- 37年9月 ショッピングクレジット（個品あっせん）業務を開始。
- 37年10月 キャッシングサービス業務を開始。
- 47年10月 クレジットカード業務を開始。
- 51年1月 保証業務を開始。
- 51年11月 集金代行業務を開始。
- 53年9月 「株式会社大信販」に商号変更。
- 56年11月 大阪証券取引所市場第二部へ上場。
- 59年3月 株式会社ショップ二十一（現 株式会社アルファインベストメント）を設立。
- 59年9月 大阪証券取引所市場第一部へ上場。
- 60年6月 ディーエスピーリース株式会社（現 アプラスリース株式会社）を設立。
- 平成4年4月 「株式会社アプラス」に商号変更。
- 7年2月 オンラインシステムを更新。
- 10年10月 株式会社アプラスビジネスサービスを設立。
- 15年4月 パシフィック・オート・トレーディング株式会社を設立。
- 16年9月 株式会社新生銀行と全面的な業務・資本提携を行い、同行が親会社となる。
- 17年12月 アルファ債権回収株式会社を設立。
- 18年3月 全日信販株式会社が実施した第三者割当増資の引受により、同社を子会社化。
- 18年4月 新生セールスファイナンス株式会社を子会社化。

### （参考）

形式上の存続会社の沿革は、次のとおりであります。

- 昭和26年3月 線材亜鉛鍍金の加工を目的として、株式会社奥野亜鉛鍍金工場を設立。
- 26年10月 商号を「奥野工業株式会社」に変更。
- 54年10月 商号を「株式会社ダイシンファイナンス」に変更。
- 55年4月 株式会社大信販を吸収合併、商号を「株式会社大信販」に変更。

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社7社で構成されており、主な部門と主要な会社の当該部門における位置付けは、次のとおりであります。

部門	主要な会社	
	当社および子会社	
総合あっせん	当社	全日信販(株)
個品あっせん		
信用保証		
融資		
その他	当社	全日信販(株) アルファ債権回収(株) (株)アプラスビジネスサービス パシフィック・オート・トレーディング(株) その他 3社

各部門の主な内容は、次のとおりであります。

(1) 総合あっせん部門

当社グループが承認した会員にクレジットカードを発行し、会員は当社グループの加盟店（百貨店・専門店等）でカードを呈示してサインすることにより商品の購入およびサービスの提供を受けることができ、その代金は、当社グループが会員に代わって加盟店に立替払を行い、会員から立替代金の回収を行います。

(2) 個品あっせん部門

当社グループの加盟店または当社グループと提携メーカー等の系列下にある販売店が割賦販売を行う場合、当社グループが承認したお客さまに対しては、当社グループがその代金をお客さまに代わって立替払を行い、お客さまから分割払により立替代金の回収を行います。

(3) 信用保証部門

お客さまから加盟店を通じて当社グループへ保証申込があった場合、当社グループが保証決定したお客さまに対して提携金融機関が融資を行う形態をとり、当社グループはその債務を保証し、債権回収業務を代行します。

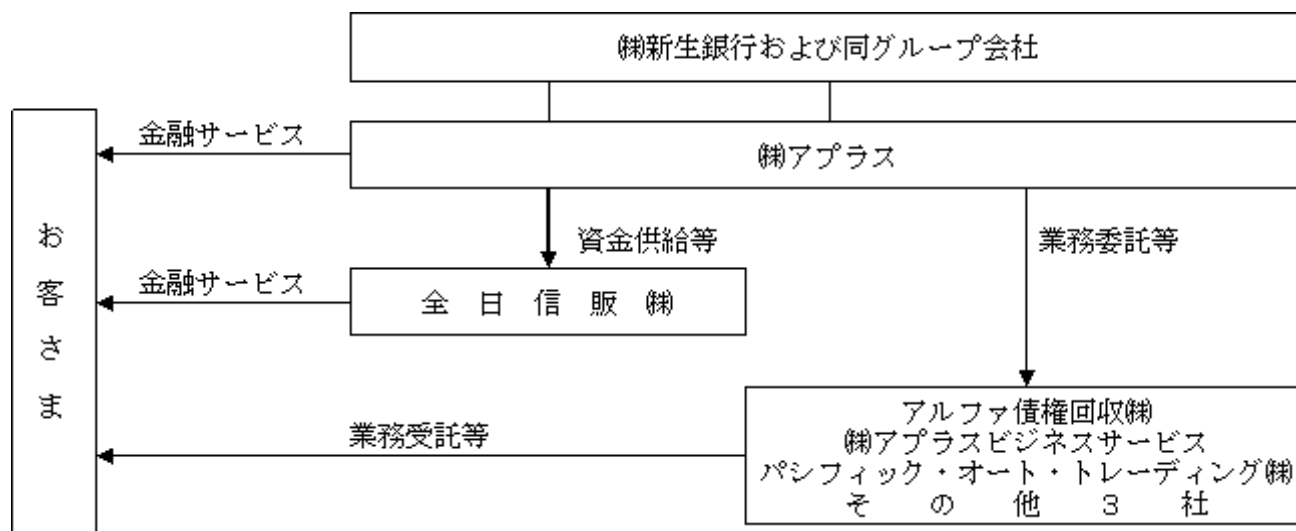
(4) 融資部門

当社グループのクレジットカード会員に対し、C D（現金自動支払機）・A T M（現金自動預払機）で会員の利用限度額まで融資を行い、回収を行います。

(5) その他部門

リース業務、オートネットサービス（集金代行業務）、事務代行業務を行っております。

系統図は、次のとおりであります。



#### 4【関係会社の状況】

##### (1) 親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 被所有 割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		営業上の取引	設備の 賃貸借	その他
					兼任 (人)	出向 (人)			
(株)ワイエムエ ス・シックス	東京都 港区	100,000	株式投資等	74.0	1	-	-	-	-
(株)新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	74.0 (74.0)	1	3	業務提携	-	優先株式 の引受

(注) 1. 株式会社ワイエムエス・シックスは、株式会社新生銀行の100%子会社であります。

2. 「議決権の被所有割合」の( )内は、間接被所有割合で内数であります。

3. 株式会社新生銀行は、有価証券報告書を提出しております。

##### (2) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		営業上の取引	設備の 賃貸借	その他
					兼任 (人)	出向 (人)			
全日信販(株)	岡山県 岡山市	1,000	信販業	97.3	2	1	-	事務所の 賃貸借	-
アルファ債権回 収(株)	東京都 新宿区	500	債権管理 回収業	100.0	3	3	業務委託	-	-
(株)アプラスビ ジネスサービス	東京都 新宿区	40	人材派遣業	100.0	1	3	人材派遣の 受入	事務所の 賃貸	-
パシフィック・ オート・トレー ディング(株)	埼玉県 川口市	20	車両関連 事務代行業	100.0	1	3	業務委託	-	-
その他3社	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(3) 持分法適用関連会社  
該当事項はありません。

(4) その他の関係会社

該当事項はありません。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年3月31日現在

会社名	従業員数(人)
(株)アプラス	1,130 (473)
全日信販(株)	229 (130)
アルファ債権回収(株)	15 (3)
(株)アプラスビジネスサービス	11 (4)
パシフィック・オート・トレーディング(株)	2 (-)
その他	- (-)
合計	1,387 (610)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。  
2. ( )内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。  
3. 上記各社と事業部門との関係については、「3. 事業の内容」に記載のとおりであります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,130 (473)	35.6	10.7	5,419,256

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。  
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。  
3. ( )内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。

### (3) 労働組合の状況

当連結会計年度末現在の組合員数は920名で、上部団体には加盟せず、また労使関係について特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、好調な企業収益や設備投資の増加、堅調に推移した個人消費等に支えられ、景気は概ね拡大を続けてまいりましたが、米国のサブプライム住宅ローン問題の波及や金融市場の動揺、原油価格の高騰等の影響により、年度後半にかけ、先行き不透明感が徐々に高まってまいりました。

当業界におきましては、改正貸金業法の本格施行や、今後予定される割賦販売法および特定商取引法の改正など、消費者保護への厳正な取り組みが求められ、また、業態の垣根を越えた再編の動きも加速するなど、業界全体が大きな転換期を迎え、一段と厳しい経営環境となっております。

このような中、当社グループは先進的なITインフラを通じた高度な消費者向け与信判断や回収能力により、競争力のある優れた金融サービスを提供する、今までにない全く新しいタイプの信販会社になるという戦略ビジョンを掲げ、平成19年1月より着手してまいりました抜本的な経営変革を着実に遂行し、経営環境の変化に対応する基盤整備に取り組んでまいりました。

中でも先行して手がけてまいりましたコスト構造の抜本的な見直しにつきましては、人員削減や効率的なオペレーション体制の構築等に努めたことにより、当連結会計年度において大幅な経費削減を実現してまいりました。

また、中期的なビジネス基盤の整備として、加盟店ごとの収益性改善や動態管理の強化、改正貸金業法に対応した体制整備、与信基準の厳格化による良質債権の積上げ、貸倒引当基準の厳格な運用など、抜本的な構造改革に努めてまいりました。一方、株式会社新生銀行との連携強化による「新生VISAカード」の発行や決済事業の拡大、マーケティング部門の強化による新商品・新スキームの開発基盤の整備等、新たな収益源発掘にも積極的に取り組んでまいりました。

また、平成20年3月、資本基盤の強化を図ると同時に、戦略ビジョンの実現をより確かなものとするため、株式会社新生銀行を引受先とする500億円の第三者割当増資を実施し、自己資本の充実にも努めてまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、与信基準の厳格化や加盟店管理の強化、業界環境の変化などにより、取扱高は2兆2,822億12百万円（前連結会計年度比0.5%減）、営業収益は1,067億99百万円（前連結会計年度比4.1%減）となりました。営業費用は、コスト構造の見直しによる経費削減効果により1,042億94百万円（前連結会計年度比17.5%減）となりました。この結果、経常利益は24億29百万円（前連結会計年度は経常損失149億79百万円）、当期純利益は投資有価証券売却益の計上などにより61億24百万円（前連結会計年度は当期純損失293億86百万円）となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ132億90百万円減少し、2,114億38百万円となりました。各活動におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、ほぼ前連結会計年度並みの514億24百万円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ25億13百万円増加し、11億68百万円となりました。これは主として、投資有価証券の売却によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ1,015億99百万円減少し、658億83百万円となりました。これは主として、借入金の返済によるものであります。



(3) 特定金融会社等の開示に関する内閣府令に基づく融資（営業貸付金）の状況

「特定金融会社等の開示に関する内閣府令」（平成11年5月19日 大蔵省令第57号）に基づく、提出会社における融資（営業貸付金）の状況は次のとおりであります。

融資の種類別残高内訳

平成20年3月31日現在

貸付種別		件数 (件)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)	平均約定金利 (%)
消費者向	無担保（住宅向を除く）	628,753	100.0	199,643	99.0	17.96
	住宅向	140	0.0	515	0.3	2.82
	計	628,893	100.0	200,158	99.3	17.84
事業者向		186	0.0	1,445	0.7	4.63
合計		629,079	100.0	201,604	100.0	17.76

資金調達内訳

平成20年3月31日現在

借入先等	残高（百万円）	平均調達金利（%）
金融機関等からの借入	361,832	1.39
その他	68,600	1.39
社債・短期社債	68,600	1.39
合計	430,432	1.39
自己資本	116,663	-
資本金・出資額	40,000	-

業種別融資残高内訳

平成20年3月31日現在

業種別	件数 (件)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)
製造業	9	0.0	9	0.0
建設業	59	0.0	94	0.0
運輸・通信業	6	0.0	9	0.0
卸売、小売・飲食店	51	0.0	119	0.1
不動産業	16	0.0	84	0.0
サービス業	45	0.0	1,127	0.6
個人	628,893	100.0	200,158	99.3
合計	629,079	100.0	201,604	100.0

担保別融資残高内訳

平成20年3月31日現在

受入担保の種類	残高（百万円）	構成割合（%）
不動産	1,398	0.7
無担保	200,205	99.3
合計	201,604	100.0

期間別融資残高内訳

平成20年3月31日現在

期間別	件数 (件)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)
極度借入基本契約	524,097	83.3	144,043	71.5
1年以下	42,666	6.8	10,260	5.1

期間別	件数 (件)	構成割合 (%)	残高 (百万円)	構成割合 (%)
1年超5年以下	19,269	3.1	4,713	2.3
5年超10年以下	31,317	5.0	25,280	12.5
10年超15年以下	11,407	1.8	16,936	8.4
15年超20年以下	249	0.0	247	0.1
20年超25年以下	57	0.0	91	0.1
25年超	17	0.0	29	0.0
合計	629,079	100.0	201,604	100.0
1件当たり平均期間(年)	-	-	-	-

(注) 1. 期間は約定期間によっております。

2. 極度借入基本契約は、一定の利用限度枠を決めており、その枠内で利用する契約であります。

3. 「1件当たり平均期間」は、極度借入基本契約を含んでおりますので算出しておりません。

## 2【営業実績】

### (1) 部門別営業収益

部門	金額(百万円)	前連結会計年度比(%)
総合あっせん	9,965	112.0
個品あっせん	14,882	72.6
信用保証	21,207	80.3
融資	49,565	110.3
金融収益	2,459	103.8
その他	8,719	105.2
合計	106,799	95.9

(注) 1. 部門別営業収益の主な内訳は、次のとおりであります。

総合あっせん

および ..... 利用者手数料、加盟店手数料

個品あっせん

信用保証 ..... 保証料

融資 ..... 利用者手数料

その他 ..... 集金代行受託手数料

2. 部門別営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(2) 部門別取扱高

部門	金額（百万円）	前連結会計年度比（％）
総合あっせん	440,407 (439,608)	116.8
個品あっせん	94,012 (85,789)	61.8
信用保証	324,552 (307,445)	82.6
融資	145,074 (145,074)	76.6
その他	1,278,165	108.0
合計	2,282,212	99.5

(注) 1. 部門別取扱高の範囲は、次のとおりであります。

総合あっせん および 個品あっせん ..... アドオン方式の場合は、クレジット対象額に利用者手数料を加算した金額であります。リボルビング方式および残債方式の場合は、クレジット対象額であります。

信用保証 ..... アドオン方式の場合は、保証元本に同手数料および保証料を加算した金額であります。残債方式の場合は、保証元本であります。

融資 ..... 融資額であります。

その他 ..... 集金代行金額およびリース料総額等であります。

2. ( ) 内の金額は、元本取扱高であります。

(3) 融資における業種別貸出状況

業種	前連結会計年度 (平成19年3月31日)			当連結会計年度 (平成20年3月31日)		
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)
製造業	18	0.0	11	9	0.0	9
建設業	60	0.0	46	94	0.0	59
運輸・通信業	21	0.0	8	9	0.0	6
卸売、小売・飲食店	138	0.1	42	119	0.1	51
不動産業	114	0.0	10	84	0.0	16
サービス業	1,303	0.5	31	1,127	0.5	45
個人	252,323	99.4	683,662	227,968	99.4	705,565
合計	253,979	100.0	683,810	229,413	100.0	705,751

(4) 融資における担保別貸出状況

担保の種類	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
	貸出金残高（百万円）	貸出金残高（百万円）
不動産	1,167	1,406
信用	252,812	228,007
合計	253,979	229,413

### 3【対処すべき課題】

当社グループは、貸金業規制法の本格施行や、今後予定される割賦販売法および特定商取引法の改正などの環境の変化に対処するため、平成19年1月からの経営変革の断行により、大幅な経費削減などを実現してまいりました。また、当連結会計年度において経営変革に基づく中期的な戦略プランを立案し、「今までにない全く新しいタイプの信販会社になる」という戦略ビジョンの実現をより確実に実行することを重点課題としております。経営戦略の目標につきましては、以下のとおりであります。

〔戦略ビジョン〕「今までにない全く新しいタイプの信販会社になる」

- 先進インフラとITを通じて消費者向けの与信判断や回収能力を高め、提携先に優れたサービスを提供する企業グループとなる -

#### スキルとインフラの改善

株式会社新生銀行の保有する低コストで安全性、柔軟性の高い手法を活用したITインフラ基盤を構築し、バックオフィスを高度に自動化してまいります。これにより取引先のニーズに応じたカスタム化へ迅速に対応するなど各事業におけるサービス面での機能を強化するとともに、競合との差別化を図り、また業務の効率化を一層推進してまいります。また、自動化されたバックオフィスに対応する人材を早期に育成するため、人材育成プログラムの更なる充実を図ってまいります。

#### マーケティング戦略の改善

提携先との取引につきましては、大手優良提携先との取引深耕・新規開拓を更に推進してまいります。また、株式会社新生銀行との連携により、金融機関保証などの戦略的事業の推進や、革新性を持つ商品やサービスの拡充についても継続的に取り組んでまいります。

営業体制では、ショッピングクレジット事業を中心とした当社グループの提携先チャネルをプラットフォームに、個別商品の提供にとどまらないソリューション提供へと営業力を強化してまいります。

### 4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

#### (1) 市場の競争激化について

消費者信用マーケットは、近年、異業種の参入が相次いでおり、極めて競争の激しいものとなっております。こうした競争の激化に伴い、収益率の低下や優良取引先との取引状況に変化などが生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 貸倒引当金の十分性について

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権など特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しておりますが、景気の動向、個人破産申立の増加、その他の予期せざる理由により、貸倒引当金を積み増しせざるを得なくなるおそれがあります。

#### (3) 金利の変動について

資金調達に当たり当社グループは、金融機関からの借入による間接金融と債権流動化や商業ペーパー発行などの直接金融を効率的に組合せるとともに、金利キャップなどのデリバティブにより金利変動による影響の低減に努めております。しかしながら、金融情勢の変化によっては、想定外の調達コストの変動が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 資金調達について

当社は、株式会社格付投資情報センターから発行体格付けA-、商業ペーパーa-1の格付けを取得しておりますが、当社グループの業績が悪化すれば、格付けや信用力が低下し、資本市場や金融機関からの調達コストの上昇などを招き、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の借入金の一部には、財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合、期限の利益を喪失することとなり、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報管理について

当社は、ショッピングクレジット・カード・決済・消費者金融等の事業をコア事業として推進しており、これらの事業展開に不可欠であるお客様の個人情報を保護することについて、平成17年11月には「プライバシーマーク」の認定を取得するなど、重要な使命として取り組んでまいりました。しかしながら、万一、個人情報の紛失や漏洩事件が発生した場合、社会的信用の失墜、損害賠償責任などが発生し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報システムへの依存について

当社グループの事業は、コンピュータシステムに高度に依存しておりますが、コンピュータシステムは人為的なミス、地震などの自然災害、停電、妨害行為、コンピュータウイルスなどの事故により損害を受け、機能しなくなる可能性があります。当社グループの各種データ処理などのシステムセンターは耐震、防災設備を施しており、また、重要データについては、バックアップをとり耐震設備の整った外部倉庫に保管しております。ただし、予想を超えた災害が発生した場合には、これらの機能が十分である保証はありません。

(7) 法的規制等について

割賦販売法、特定商取引法

当社グループの総合あっせん事業および個品あっせん事業は「割賦販売法」の適用を受けており、これにより各種の事業規制（取引条件の表示、書面の交付、契約解除などに伴う損害賠償などの額の制限、割賦購入あっせん業者に対する抗弁、支払能力を超える購入の防止、継続的役務に関する消費者トラブルの防止など）を受けております。法令が今後改正された場合、その内容によっては業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが直接適用を受けるものではありませんが、当社グループの提携先の中に「特定商取引に関する法律」（以下「特定商取引法」といいます。）の適用を受ける先があります。特定商取引法は、特定商取引（訪問販売、通信販売および電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引ならびに業務提供誘引販売取引）に関する法令ですが、これまでにクーリングオフの延長、役務取引や電話勧誘販売の規制、特定継続的役務における指定役務の追加などの改正が実施されてまいりました。同法の適用を受ける提携先の動向によっては、総合あっせん事業および個品あっせん事業に影響を及ぼす可能性があります。

貸金業法等

当社グループの消費者金融事業や、カード事業における貸付取引等は「出資法」、「利息制限法」、「貸金業法」の規制を受けております。今後、貸付上限金利の引き下げ、総量規制等が完全施行される予定のため、営業収益の減少により業績に影響を及ぼす可能性があります。また、これまでの貸付につき、「利息制限法」の上限金利を超える利息の返還請求の増加が予想されます。当社グループは、利息の返還に伴う損失見込額について引当金を計上しておりますが、予想以上の返還請求があった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 優先株式の転換による普通株式の上場廃止リスク

優先株式の転換期日の到来などにより転換がなされた場合、大阪証券取引所の定める浮動株式に関する上場廃止基準に該当する可能性があります。

(9) 株式会社新生銀行との関係について

当社の親会社は、株式会社新生銀行であり、当社は、新生銀行グループにおける消費者向けファイナンスの主要な子会社としての位置付けの中で、グループとしてのシナジー効果を最大限に発揮することで収益の拡大に努めております。

当社と株式会社新生銀行との関係に今後何らかの変化があった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

### (1) 資産・負債および純資産

資産の状況につきましては、割賦売掛金・信用保証割賦売掛金の減少などにより、前連結会計年度末比1,173億96百万円減少し、1兆4,333億84百万円となりました。

負債の状況につきましては、信用保証買掛金・借入金の減少などにより、前連結会計年度末比1,695億5百万円減少し、1兆3,217億1百万円となりました。

純資産につきましては、500億円の第三者割当増資および当期純利益の計上などにより、前連結会計年度末比521億9百万円増加し、1,116億83百万円となりました。

### (2) 営業収益

#### 総合あっせん部門

本部門の主要事業でありますカードショッピングを主業務とするカード事業におきましては、提携先ごとの取引条件の見直しを全面的に実施するなど、抜本的な収益性改善を図るとともに、カード会員数の拡大やお客さま向けの各種キャンペーンが奏功し、カード事業は堅調に推移いたしました。この結果、総合あっせん部門の営業収益は99億65百万円（前連結会計年度比12.0%増）となりました。

#### 個品あっせんおよび信用保証部門

本部門の主要事業でありますショッピングクレジット事業におきましては、営業活動の効率化や個別取引の収益性改善など、抜本的な構造見直しにより、将来に向けた基盤整備を進めてまいりました。このような中、堅調なオートクレジットを中心に取扱高は想定を上回るペースで推移してまいりましたが、特定商取引法に基づく厳正な加盟店管理や取引条件の見直しなどにより、個品あっせん部門の営業収益は148億82百万円（前連結会計年度比27.4%減）、信用保証部門の営業収益は212億7百万円（前連結会計年度比19.7%減）となりました。

#### 融資部門

本部門の主要事業であります消費者金融事業におきましては、改正貸金業法に対応した体制整備や、厳格な与信基準の運用などによる債権内容の良質化に取り組んでまいりました。融資部門の営業収益につきましては495億65百万円（前連結会計年度比10.3%増）となりました。

#### その他部門

本部門の主要事業であります集金代行業務を主業務とする決済事業におきましては、株式会社新生銀行の連携強化などを通じ取引先拡大に努め、堅調に取扱高を伸ばしてまいりました。この結果、その他部門の営業収益は87億19百万円（前連結会計年度比5.2%増）となりました。

### (3) 営業費用

#### 人件費および物件費等

人件費は、平成19年3月に実施した希望退職による人員削減などにより142億40百万円（前連結会計年度比24.3%減）となりました。物件費等は、オペレーション体制の効率化に加え、カードの新規発行枚数やショッピングクレジットの取扱件数減少に伴う変動費の減少などにより、410億2百万円（前連結会計年度比9.8%減）となりました。

#### 貸倒引当金繰入額

貸倒引当金繰入額は、一時的な延滞債権の回収率の低下等がありましたが、382億8百万円（前連結会計年度比20.2%減）となりました。なお、前連結会計年度は当社経営変革の実施に際し、貸倒引当基準をより厳格化した結果、従来の基準に比べ引当金を多く計上いたしました。

#### 利息返還損失引当金繰入額

利息返還損失引当金繰入額は、グレーゾーン金利に係る利息返還請求が横ばいで推移する中、引当金を保守的に繰入れたことにより37億32百万円（前連結会計年度比56.3%減）となりました。なお、前連結会計年度は貸金業法等の改正を受け、利息返還請求が急激に増加したため、引当金を大幅に積み増しいたしました。

#### 金融費用

金融費用は、市場金利の上昇などにより71億11百万円（前連結会計年度比25.0%増）となりました。

### (4) 経常利益および当期純利益

営業収益は1,067億99百万円（前連結会計年度比4.1%減）となり、営業費用は1,042億94百万円（前連結会計年度比17.5%減）となったことにより、経常利益は24億29百万円（前連結会計年度は経常損失149億79百万円）となりました。また、投資有価証券売却益を特別利益に計上したことなどにより、当期純利益は61億24百万円（前連結会計年度は当期純損失293億86百万円）となりました。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

平成20年3月31日現在

事業所名	所在地	帳簿価額（百万円）					従業員数 （人）
		建物及び構 築物	土地		その他	合計	
			面積 （㎡）	金額			
東京本部	東京都新宿区	476	920	1,024	83	1,583	244 (17)
長堀事務所 (本店所在地)	大阪市中央区	178	518	379	39	597	114 (45)
営業店 他	-	112	-	-	736	848	772 (411)

(注) 1. 「第3 設備の状況」に記載した金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記のうち、主な事業所の年間賃借料は、次のとおりであります。

東京本部 209百万円

3. 上記の他、連結会社以外からの主要な賃借設備は、次のとおりであります。

設備内容	数量	年間リース・レンタル料 (百万円)	期間(年)
ホストコンピュータ	1式	716	6
パソコン・プリンタ	5,395台	335	4～6

4. 従業員数欄の（ ）内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。

##### (2) 国内子会社

平成20年3月31日現在

会社名	事業所名	所在地	帳簿価額（百万円）					従業員数 （人）
			建物及び 構築物	土地		その他	合計	
				面積 （㎡）	金額			
全日信販(株)	本社	岡山県岡山市	45	486	123	12	181	75 (14)
	事務センター	岡山県岡山市	400	2,411	161	119	681	102 (92)
	営業店 他	-	0	-	-	1	1	52 (24)

(注) 従業員数欄の（ ）内は、臨時従業員の年間平均雇用人員であり、外数であります。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能種類株式総数(株)
普通株式	1,225,396,072
第一回B種優先株式	10,000,000
第一回C種優先株式	15,000,000
D種優先株式	49,000,000
E種優先株式	70,500,000
F種優先株式	10,000,000
G種優先株式	25,000,000
計	1,404,896,072

(注) 当社の定款の定めにより、発行可能株式総数は、1,375,896,072株であります。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	235,931,829	235,931,829	大阪証券取引所 (市場第一部)	-
第一回 B種優先株式	10,000,000	10,000,000	-	(注) 1
第一回 C種優先株式	15,000,000	15,000,000	-	(注) 2
D種優先株式	49,000,000	49,000,000	-	(注) 3
E種優先株式	70,500,000	70,500,000	-	(注) 4
F種優先株式	10,000,000	10,000,000	-	(注) 5
G種優先株式	25,000,000	25,000,000	-	(注) 6
計	415,431,829	415,431,829	-	-

(注) 1. 第一回B種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

##### 優先配当金の額

ある事業年度に関する1株当たりの優先配当金(以下、「B種優先配当金」という。)の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。B種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果B種優先配当金の額が金100円を超える場合は100円とする。

$$B種優先配当金 = 1,000円 \times (B種優先配当率 + 2.00\%)$$

「B種優先配当率」とは、当該事業年度の4月1日および10月1日(以下、併せて「B種優先配当決定基準日」という。)現在におけるそれぞれの日本円TIBORの平均値をいう。

「日本円TIBOR」とは、日本円リファレンス・レート(6ヵ月物)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、B種優先配当決定基準日が銀行休業日の場合は直前営業日をB種優先配当基準日とする。

B種優先配当決定基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 6ヵ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORとする。

日本円TIBORは、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。



優先中間配当金の額

B種優先配当金の額の2分の1に相当する額とする。

非累積条項

ある事業年度において、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき1,000円を支払う。

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 取得

当社は、いつでもB種優先株式を取得することができる。

(4) 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、B種優先株主は、2008年4月1日以降、定時株主総会にB種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは、その総会のときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結のときから、B種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(5) 新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

当社は、B種優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(6) 取得請求権および引換えに交付される普通株式

取得請求し得べき期間

当社による取得と引換えに普通株式を交付するものとしてB種優先株式の取得請求し得べき期間は、2007年9月1日から2022年8月31日までとする。

条件

B種優先株主は、当社がB種優先株式を取得し、これと引換えに当社がB種優先株式1株につき下記ア、ないしエ、に定める交付価額により、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。

ア．当初交付価額

150.5円

イ．交付価額の修正

交付価額は、2008年9月1日から2022年8月31日まで、毎年9月1日（以下、それぞれ「修正日」という。）に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下、それぞれ「時価算定期間」という。）の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）（以下、「修正後交付価額」という。）に修正される（修正後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が75.3円（以下、「下限交付価額」という、ただし、下記ウ．により調整される。以下同じ。）を下回る場合には下限交付価額をもって、301.0円（以下、「上限交付価額」という、ただし、下記ウ．により調整される。以下同じ。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

ウ．交付価額の調整

(ア) 交付価額は、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、以下の算式（以下、「交付価額調整式」という。）により調整される（以下、「調整後交付価額」という。）。調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

a．時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付（株式の分割、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に

よる交付、または新株予約権の行使による場合を除く。)する場合

調整後交付価額は、払込期日の翌日以降もしくは受渡期日以降または募集のための株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当社の有する普通株式が含まれる場合、交付価額調整式における「新規発行の普通株式数」に当社が有する当該普通株式の数を含む。

b. 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後交付価額は、株式の分割により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降、これを適用する。

c. 時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)を発行または交付する場合

調整後交付価額は、その証券の発行日もしくは受渡日にまたはその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、発行もしくは交付される証券の全額が交付され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降もしくは受渡日以降またはその割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行または交付される証券の交付価額がその発行日もしくは受渡日または割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、交付され得る最初の日の前日に、発行され証券の全額が交付されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

d. 新株予約権の行使に際して普通株式1株当たりについて払込みをなすべき価額(会社法第236条に規定される、以下同じ。)が時価を下回ることとなる新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利))に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)または新株予約権付社債を発行する場合

調整後交付価額は、その証券の発行日にまたはその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその発行日または割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に、発行されすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

(イ) このウ.において、「時価」とは、調整後交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ウ) 上記イ.に定める時価算定期間の末日の翌日以降当該修正日の前日までの間にウ.に掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、ウ.の他の規定に従った交付価額の調整に加え、イ.に基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として調整後交付価額を算出し、当該修正日以降これを適用する。

(エ) 上記イ.に定める時価算定期間の間にウ.に掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、ウ.の他の規定に従った交付価額の調整に加え、イ.に基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として、取締役会が適当と判断する価額に調整され、当該修正日以降これを適用する。

(オ) 上記ウ.(ア)の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、交付価額は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

a. 合併、資本の減少、自己株式の取得または普通株式の併合により、交付価額の調整を必要とする場合

b. 上記a.のほか、当社の株式数の変更または変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、交付価額の調整を必要とする場合

c. 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合

(カ) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整は行わない。ただし、次に交付価額の調整を必要とする事由が発生し交付価額を算出する場合、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて、調整前交付価額から当該差額を差し引いた額を使用する。

- (キ) 交付価額調整式で使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する日の前日において有効な交付価額とする。
- (ク) 交付価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、その募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には当該権利を与える株主を定めるための基準日、それ以外の場合は調整後交付価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (ケ) 交付価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
- ウ.(ア) a.の時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付する場合には、当該払込金額または受渡金額(金銭以外の財産による払込みの場合には会社法第284条第1項ないし第7項に従って調査された現物出資財産の価額もしくは同条第9項の現物出資財産の価額とする。)
  - ウ.(ア) b.の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
  - ウ.(ア) c.の時価を下回る価額をもって、当該株式の当社による取得と引換えに当社の普通株式の交付を請求することができる株式を発行または交付する場合には、当該交付価額
  - ウ.(ア) d.の新株予約権の行使に際して、1株当たりの払込みをなすべき価額が時価を下回ることとなる新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)または新株予約権付社債を発行する場合には、当該1株当たりの払込みをなすべき価額

#### エ. 上限交付価額および下限交付価額の調整

上記ウ.の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額および下限交付価額についても、「交付価額」を「上限交付価額」または「下限交付価額」に置き換えたうえで交付価額調整式を適用して同様の調整を行い(以下、それぞれ「調整後上限交付価額」または「調整後下限交付価額」という。)、ウ.(オ)の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額および下限交付価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、ウ.(ウ)に定める場合には、調整後上限交付価額および調整後下限交付価額は当該修正日以降これを適用する。

当社がB種優先株式を取得するのと引換えに交付される普通株式数

当社がB種優先株式を取得するのと引換えに交付されるべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{B種優先株主が取得請求のために提出したB種優先株式の払込価額の総額}}{\text{交付価額}}$$

引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当社普通株式

取得請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

効力の発生

取得請求書およびB種優先株券が上記に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに、当社がB種優先株式を取得し、当該請求したB種優先株主は当社がその取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株主となる。

#### (7) 当社によるB種優先株式の取得および当該取得と引換えによる普通株式の交付

当社は、当社による取得と引換えに普通株式を交付するものとしてB種優先株式の取得を請求し得べき期間中に当該請求のなかったB種優先株式を、2022年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日(以下、「B種優先株式強制取得日」という。)において、取締役会決議により、B種優先株式を取得し、これと引換えにB種優先株式1株につき、B種優先株式1株の払込金相当額をB種優先株式強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

かかるB種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

#### (8) 優先順位

株式会社アプラス第一回B種優先株式および株式会社アプラス第一回C種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

2. 第一回C種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金の額

ある事業年度に関する1株当たりの優先配当金(以下、「C種優先配当金」という。)の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。C種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果C種優先配当金の額が金100円を超える場合は100円とする。

$$C種優先配当金 = 1,000円 \times (C種優先配当率 + 2.00\%)$$

「C種優先配当率」とは、当該事業年度の4月1日および10月1日(以下、併せて「C種優先配当決定基準日」という。)現在におけるそれぞれの日本円TIBORの平均値をいう。

「日本円TIBOR」とは、日本円リファレンス・レート(6ヵ月物)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、C種優先配当決定基準日が銀行休業日の場合は直前営業日をC種優先配当基準日とする。

C種優先配当決定基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6ヵ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORとする。

日本円TIBORは、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

優先中間配当金の額

C種優先配当金の額の2分の1に相当する額とする。

非累積条項

ある事業年度において、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、C種優先株式1株につき1,000円を支払う。

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 取得

当社は、いつでもC種優先株式を取得することができる。

(4) 議決権

C種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、C種優先株主は、2008年4月1日以降、定時株主総会にC種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは、その総会のときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結のときから、C種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(5) 新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、C種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

当社は、C種優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(6) 取得請求権および引換えに交付される普通株式

取得請求し得べき期間

当社による取得と引換えに普通株式を交付するものとしてC種優先株式の取得請求し得べき期間は、2009年9月1日から2024年8月31日までとする。

条件

C種優先株主は、当社がC種優先株式を取得し、これと引換えに当社がC種優先株式1株につき下記ア.ないしエ.に定める交付価額により、当社の普通株式を交付するよう請求することができる。

ア. 当初交付価額

150.5円

イ．交付価額の修正

交付価額は、2010年9月1日から2024年8月31日まで、毎年9月1日（以下、それぞれ「修正日」という。）に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下、それぞれ「時価算定期間」という。）の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）（以下、「修正後交付価額」という。）に修正される（修正後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、上記計算の結果、修正後交付価額が75.3円（以下、「下限交付価額」という、ただし、下記ウ．により調整される。以下同じ。）を下回る場合には下限交付価額をもって、301.0円（以下、「上限交付価額」という、ただし、下記ウ．により調整される。以下同じ。）を上回る場合には上限交付価額をもって修正後交付価額とする。

ウ．交付価額の調整

(ア) 交付価額は、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、以下の算式(以下、「交付価額調整式」という。)により調整される(以下、「調整後交付価額」という。)。調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

- a．時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付（株式の分割、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）による交付、または新株予約権の行使による場合を除く。）する場合

調整後交付価額は、払込期日の翌日以降もしくは受渡期日以降または募集のための株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。交付される普通株式に当社の有する普通株式が含まれる場合、交付価額調整式における「新規発行の普通株式数」に当社が有する当該普通株式の数を含む。

- b．株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後交付価額は、株式の分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- c．時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）を発行または交付する場合

調整後交付価額は、その証券の発行日もしくは受渡日にまたはその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、発行もしくは交付される証券の全額が交付され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降もしくは受渡日以降またはその割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該発行または交付される証券の交付価額がその発行日もしくは受渡日または割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、交付され得る最初の日の前日に、発行され証券の全額が交付されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- d．新株予約権の行使に際して普通株式1株当たりについて払込みをなすべき価額(会社法第236条に規定される、以下同じ。)が時価を下回ることとなる新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）または新株予約権付社債を発行する場合

調整後交付価額は、その証券の発行日にまたはその募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には、当該権利を与える株主を定めるための基準日に、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が発行されたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当てのための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、当該発行される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの価額がその発行日または割当てのための基準日において確定しない場合、調整後交付価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に、発行されすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- (イ) このウ．において、「時価」とは、調整後交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (ウ) 上記 イ . に定める時価算定期間の末日の翌日以降当該修正日の前日までの間に ウ . に掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、 ウ . の他の規定に従った交付価額の調整に加え、 イ . に基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として調整後交付価額を算出し、当該修正日以降これを適用する。
- (エ) 上記 イ . に定める時価算定期間の間に ウ . に掲げる交付価額の調整事由が生じた場合には、 ウ . の他の規定に従った交付価額の調整に加え、 イ . に基づき修正された修正後交付価額を調整前交付価額として、取締役会が適当と判断する価額に調整され、当該修正日以降これを適用する。
- (オ) 上記 ウ . (ア) の各項目に掲げる場合のほか、次の各号に該当する場合、交付価額は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- 合併、資本の減少、自己株式の取得または普通株式の併合により、交付価額の調整を必要とする場合
  - 上記 a . のほか、当社の株式数の変更または変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、交付価額の調整を必要とする場合
  - 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合
- (カ) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満にとどまるときは、交付価額の調整は行わない。ただし、次に交付価額の調整を必要とする事由が発生し交付価額を算出する場合、交付価額調整式中の調整前交付価額に代えて、調整前交付価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
- (キ) 交付価額調整式で使用する調整前交付価額は、調整後交付価額を適用する日の前日において有効な交付価額とする。
- (ク) 交付価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、その募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合には当該権利を与える株主を定めるための基準日またはそれ以外の場合は調整後交付価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (ケ) 交付価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
- ウ . (ア) a . の時価を下回る払込金額または受渡金額をもって普通株式を発行または交付する場合には、当該払込金額または受渡金額（金銭以外の財産による払込みの場合には会社法第284条第1項ないし第7項に従って調査された現物出資財産の価額もしくは同条第9項の現物出資財産の価額とする。）
  - ウ . (ア) b . の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
  - ウ . (ア) c . の時価を下回る価額をもって、当該株式の当社による取得と引換えに当社の普通株式の交付を請求することができる株式を発行または交付する場合には、当該交付価額
  - ウ . (ア) d . の新株予約権の行使に際して、1株当たりの払込みをなすべき価額が時価を下回ることとなる新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）または新株予約権付社債を発行する場合には、当該1株当たりの払込みをなすべき価額

#### エ . 上限交付価額および下限交付価額の調整

上記 ウ . の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額および下限交付価額についても、「交付価額」を「上限交付価額」または「下限交付価額」に置き換えたうえで交付価額調整式を適用して同様の調整を行い（以下、それぞれ「調整後上限交付価額」または「調整後下限交付価額」という。）、ウ . (オ) の規定により交付価額の調整を行う場合には、上限交付価額および下限交付価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、ウ . (ウ) に定める場合には、調整後上限交付価額および調整後下限交付価額は当該修正日以降これを適用する。

当社がC種優先株式を取得するのと引換えに交付される普通株式数

当社がC種優先株式を取得するのと引換えに交付される当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{C種優先株主が取得請求のために提出したC種優先株式の払込価額の総額}}{\text{交付価額}}$$

引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

取得請求により交付する株式の内容

当社普通株式

取得請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部

効力の発生

取得請求書およびC種優先株券が上記に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに、当社がC種優先株式を取得し、当該請求したC種優先株主は当社がその取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株主となる。

(7) 当社によるC種優先株式の取得および当該取得と引換えによる普通株式の交付

当社は、当社による取得と引換えに普通株式を交付するものとしてC種優先株式の取得を請求し得べき期間中に当該請求のなかったC種優先株式を、2024年9月1日以降の日で取締役会決議で定める日(以下、「C種優先株式強制取得日」という。)において、取締役会決議により、C種優先株式を取得し、これと引換えにC種優先株式1株につき、C種優先株式1株の払込金相当額をC種優先株式強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付することができる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

かかるC種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(8) 優先順位

株式会社アプラス第一回B種優先株式および株式会社アプラス第一回C種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

3. D種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当

優先配当額

D種優先株式に対して支払われる配当(以下、「D種優先配当金」という。)の金額は以下のとおりとする。D種優先配当金(優先中間配当金も含む。)は円位未満小数第4位まで算出され、その小数第4位を四捨五入する。

ア. 当社は、第50期および第51期事業年度に関する1株当たり優先配当金として、法律によって許容される範囲で、D種優先株主、ならびに対象者が存在する場合は、D種優先登録株式質権者に対し、2,000円(以下、「D種清算価値」という。)に4%を乗じた金額を、それぞれ、2005年4月1日(同日を含む。)から2005年9月30日(同日を含む。)および2005年10月1日(同日を含む。)から2006年3月31日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365で除する。)して算出される額を支払うものとする。

イ. 2006年4月1日(同日を含む。)から、その後2012年3月31日(同日を含む。)までの間に対する各事業年度の1株当たり優先配当金として、当社は、法律によって許容される範囲で、D種優先株主、ならびに対象者が存在する場合にはD種優先登録株式質権者に対し、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額の4%に相当する額を支払うものとする。当該期間の優先中間配当金の額は、法律によって許容される範囲で、当該優先配当額の2分の1に相当する額とする。

ウ. 2012年4月1日以降、各事業年度の1株当たり優先配当金として、当社は、法律によって許容される範囲で、D種優先株主、ならびに対象者が存在する場合にはD種優先登録株式質権者に対し、D種清算価値と累積未払配当金額との合計額にD種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する額を支払うものとする。当該期間の優先中間配当金の額は、法律によって許容される範囲で、当該優先配当額の2分の1に相当する額とする。

「D種優先株式増加配当率」とは、(i)直近の4月1日および10月1日(ただし、該当日がロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ下記基準レートが存在する日(以下、「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在の円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(6ヵ月円LIBOR(360日ベース))(以下、「基準レート」という。)としてTelerate Systemsスクリーン3,750ページ(取得できない場合は代替ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)4%からD種優先株式発行日の2東京営業日(東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17,143ページに表示される期間7年に対応するスワップ・レート(以下、かかるスワップ・レートを「発行日スワップレート」という。)を差し引いた率および(iii)1.5%を合計した率とする。D種優先株式増加配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

#### 非参加条項

D種優先株主およびD種優先登録株式質権者は、D種優先配当金の額を超過する一切の配当を受領する権利を有しないものとする。

#### 累積条項

ある事業年度において、D種優先配当金の全部もしくは一部がD種優先株主およびD種優先登録株式質権者に対して支払われなかった場合、その分の不足額は累積するものとする。累積未払配当金は、D種優先配当金およびD種優先株式に劣後する証券（下記(2)に定義）に先立って支払われるものとする。

#### (2) 優先順位

D種優先株式は、残余財産および配当の支払順位において、普通株式、B種優先株式、C種優先株式およびE種優先株式を含む当社が発行するいかなる他の種類の株式（将来発行するものを含む。）（以下、総称して「D種優先株式に劣後する証券」という。）に優先する。

また、当社は、D種優先株式の発行済み株式総数が0（ゼロ）にならない限り、D種優先株式に劣後する証券の取得、ならびに取得条項または株主の請求による取得および当該取得と引換えの金銭の交付を行わないものとする。

#### (3) 残余財産分配請求権

当社の残余財産分配（以下、「清算」という。）時においては、D種優先株式1株当たりのD種取得価格（下記(8)に定義）相当額が、D種優先株式に劣後する証券に優先して、D種優先株主、およびD種優先登録株式質権者に支払われるものとする。D種優先株主、およびD種優先登録株式質権者に対しては、上記以外の残余財産分配は一切行われぬものとする。なお、当社が他の法人に統合または合併された場合、当社が当社の財産の全部もしくは一部を売却、または譲渡した場合、当社の減資、その他の形態による資本取引、もしくは組織再編があった場合のいずれも、この(3)の趣旨における清算とは見なされないものとする。

#### (4) 議決権

D種優先株主は、株主総会における議決権を有しないものとする。ただし、定時株主総会に、D種優先配当金支払いの議案が提出されなかった場合は、その総会の時から、または定時株主総会においてD種優先配当金の支払いの議案が提出されたものの、株主によって否決された場合は、当該定時株主総会の終了の時から、D種優先株主はD種優先株式500株当たり1議決権を与えられ、D種優先配当金の支払いが行われる旨の決議が行われるまでの間に、例外として議決権を行使する権利を与えられるものとする。

#### (5) D種優先株式の取得

法律によって許容される範囲で、当社はいつでも、D種優先株式の一部または全部を、D種優先株主と合意した価格および条件において取得することができる。

#### (6) 新株引受権等

当社は、法律で求められる場合を除き、D種優先株式の併合または分割は行わない。当社は、D種優先株式の株主に対し、新株引受権および新株予約権を付与しない。

#### (7) D種優先株式の取得請求権および引換えに交付される普通株式

##### 取得請求し得べき期間

この(7)の規定に従い、2012年4月1日ならびにこれ以降の各年の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日（以下、「取得日」といい、取得日が営業日でない場合には翌営業日を取得日とする。）においては、D種優先株式はすべて、株主の随意により、本発行条件の内容に従い、当社が取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付するよう請求することができる。D種優先株主が当該権利を行使するには、取得日または取得日に先立って、取得請求書および（株券が発行されている場合には）取得されるD種優先株券を下記取得請求受付場所に提出するものとする。ただし、取得日に先立って提出された場合、当社は、該当する取得日に当該請求が到達したものとみなす。

##### 取得と引換えに交付される普通株式数

D種優先株式を当社が取得し、これと引換えに交付される普通株式数は、D種優先株主が取得請求のために提出したD種優先株式のD種清算価値の総額をその時点で有効なD種優先株式交付価額で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。



#### ア．D種優先株式交付価額

取得日における交付価額は、当該取得日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における普通株式の取引日（以下、「算出期間」という。）における各取引日の出来高加重平均価格（以下、「VWAP価格」という。）として大阪証券取引所において公表される価格（大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値（気配表示を含む。）とする（以下、「VWAP価格およびこれに代替する数値を「参照価格」という。））の単純平均価格に相当する金額とする（以下、「D種優先株式交付価額」という。）。ただし、D種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

#### イ．参照価格の調整

(ア) 上記D種優先株式交付価額の算出にあたっては、算出期間の初日（同日を含む。）から関連する取得日（同日を含む。）までの期間（以下、「調整期間」という。）において、下記の公式で計算すると参照価格が下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行もしくは交付した、あるいは下記イ(イ)に従い発行もしくは交付したとみなされるときにはいつでも（株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。）、D種優先株式交付価額の計算に先立ち、かかる発行もしくは交付以前の当該調整期間にかかる各取引日の参照価格は以下のように引き下げられるものとする（以下、「調整後参照価格」という。）。調整後参照価格は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後参照価格} = \text{調整前参照価格} \times \frac{\text{発行前のみなし発行済み普通株式数} + \frac{\text{当社の受領対価}}{\text{時価}}}{\text{発行後のみなし発行済み普通株式数}}$$

ここでは、「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後（上記のとおり、調整期間中に発行もしくは交付される、またはそのようにみなされる当社の普通株式も含む。）の発行済み普通株式数（普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。）を意味するものとするが、当社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。

「当社の受領対価」とは、該当する当社の普通株式の発行もしくは交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行もしくは交付した場合には、それらの行使により、当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。

「時価」とは、(i)普通株式が市場で取引されている場合には、時価の決定日に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（終値のない日は除く。）、(ii)普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。単純平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。

#### (イ) 新株予約権の発行

当社が普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行、もしくは交付する場合、かかる発行もしくは交付を、当該新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利の行使により発行可能もしくは交付可能な普通株式の発行もしくは交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行もしくは交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、あるいはその他同様の権利の発行日もしくは交付日に発行もしくは交付されたものとみなす。

(ウ) 株式分割

株式分割によって普通株式が発行された場合、上記参照価格の調整に関しては、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。

(エ) 配当その他の分配

当社が、調整期間中に、普通株式に関し、配当を支払いもしくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（ただし、この(7)において該当しないとされる株式分割および株式配当を除く。）、D種優先株式交付価額はかかる配当の1株当たり金額（もしくは現金以外による配当もしくは分配の場合において、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当および分配の1株当たりの公正市場価格）に相当する額を減額する。

(オ) その他取締役会が定める調整

上記イ.(ア)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、(ii)普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能性を生じさせる事由の発生、(iii)参照価格を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後参照価格の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当社の取締役会が適当と判断する参照価格に調整されるものとする。

(カ) 解釈

この(7)に不明瞭な点がある場合、または交付価額が調整されることとされていない何らかの事由に関連して当社の取締役会が参照価格の調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、この(7)の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときに参照価格を調整する権利を有するものとする。

(キ) 参照価格の最低調整額

参照価格の調整は、かかる調整額が1円未満になる場合には行われぬ。

取得請求受付場所

D種優先株式の取得請求権を行使する場合には、必ず下記の受付場所において書面にて行われるものとする。

大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部

効力発生

各取得日において、取得請求書および（株券が発行されている場合には）D種優先株式の株券が上記取得請求受付場所にその営業時間内に到着した時点で、当社が当該D種優先株式を取得し、当該請求したD種優先株主は当社がその取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株主となるものとする。

(8) 当社による取得

2010年4月1日（同日を含む。）以降、当社は随時、取締役会の決議をもって、D種優先株主およびD種優先登録株式質権者に対し、かかるD種優先株主およびD種優先登録株式質権者宛てに35日以上90日以内に事前通知を行った上で、当該通知に取得日として記載される日（以下、この(8)において「取得日」という。）において、発行済みD種優先株式のすべてもしくは一部を取得し、当該取得と引換えに、D種優先株式1株につきD種取得価格（以下に定義）相当額の金銭を交付することができる。D種優先株式の一部について、これを取得し当該取得と引換えに金銭を交付するときは、D種優先株式の持株比率に応じた按分比例方式（端数については抽選）により行う。

「D種取得価格」とは、(i)D種清算価値、(ii)取得の対象となるD種優先株式にかかる累積未払配当金、(iii)最終配当金額（以下に定義）、および(iv)2012年3月31日以前に取得が行われる場合においては、D種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額とする。

「D種早期取得費」とは、(i)D種清算価値に、(ii)発行日スワップレートから、取得日の5東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17,143ページに表示される、取得日から2012年3月31日までの期間（この(8)において「取得費計算期間」という。）に対応するスワップレート（取得日が2011年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在の円貨ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（円LIBOR（360日ベース））として、Telerate Systemsスクリーン3,750ページ（取得できない場合は代替ページ）に表示される数値とする。）（対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。）を減じた率（ただし、かかる計算の結果が0（ゼロ）以下の場合には、当該計算によって得られた率は0（ゼロ）とする。）を乗じた額に、(iii)取得日から2012年3月31日（同日を含む。）までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。

「最終配当金額」とは、(i)2012年3月31日以前においては、D種清算価値に4%を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365で除する。)した金額、または、(ii)2012年4月1日以降においては、D種清算価値にその時点で有効なD種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算(365で除する。)した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)または(ii)で特定された金額からは、かかる最終配当金額が計算される事業年度において支払われたすべての中間配当金額が差し引かれるものとする。

なお、上記D種取得価格、D種早期取得費および最終配当金額は円位未満小数第4位まで算出され、その小数第4位を四捨五入する。

(9) 株主による取得請求

株式会社新生銀行ならびにその子会社および関係会社が合計で、当社の発行済み普通株式の50%超を保有しなくなった場合、D種優先株式の株主は、当社に対し、下記に定める取得日に有効なD種取得価格に相当する各株式の価格によりかかる株主が保有する全D種優先株式を下記取得請求受付場所において通知書受領後30日以内に、法律によって許容される範囲で取得するよう請求する権利を有する。この場合、当社は通知書受領後30日以内の営業日を取得日として定め、この(9)による取得請求をなした株主に直ちにこれを通知するものとする。

取得請求受付場所

D種優先株式の取得を請求する場合には、必ず下記の受付場所において書面にて行われるものとする。

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

株式会社新生銀行ならびにその子会社および関係会社が、合計で発行済み普通株式の50%超を保有しなくなってから14日以内に、当社は、各D種優先株主およびD種優先登録株式質権者に、その旨の通知書を送付するものとする。

(10) 譲渡に対する制限

D種優先株式は、当社の承認のある場合を除いて、売却、移転、譲渡し、またはこれに質権を設定する(以下、これらの行為を総称して「譲渡等」という。)ことはできないものとする。

ただし、次の(i)ないし(iii)をすべて満たした場合には譲渡等は承認されるものとする。(i)当該株式を250,000株以上を一括して譲渡等すること、(ii)譲渡等の相手方が証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)第4条第1項に定義される適格機関投資家に該当すること、

(iii)譲渡等がD種優先株式の当初発行時から2年以内に行われる場合には、当社に対し、譲渡等の譲渡先、譲渡株数、譲渡価格、および譲渡の理由を当該譲渡等予定日の2週間前までに書面により通知するものとし、当社をして、大阪証券取引所に対して、必要な届出等を行うことを可能ならしめるべく必要な事項が先行する通知に含まれていない場合にはかかる事項を別途遅滞なく通知すること。

D種優先株式の株式引受契約には、上記の譲渡制限についての文言を記載すべきものとする。

(11) 劣後証券の配当または支払いに対する制限

D種優先株式の発行済み株式総数が0(ゼロ)とならない限り、当社は、D種優先株式に劣後する証券に対して、配当金その他の分配を行うことを当社の株主総会に提案せず、またいかなる子会社に対してもかかる株式の買受け、買取りもしくは取得を行わせ、または行うことを許容しないものとする。ただし、D種優先株式に未払配当金がない場合に限り、(i)当社の定款において定められる配当率を超えない金額で他の優先株式に配当し、(ii)普通株式については該当する各決算期の末日を含めるこれに先立つ30取引日の大阪証券取引所におけるその普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均価格(平均価格の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の1%を1株当たりの配当金額の上限として利益配当することを当社の株主総会に対して提案することができるものとする。

(12) 最低純資産

当社の、ある事業年度末もしくは第2四半期末における純資産額が560億円を下回り、かかる事実を示す当該事業年度末もしくは第2四半期末における財務諸表が決算短信もしくは第2四半期決算短信において公表された場合には、D種優先株式の各株主は、当該財務諸表の公表後30日以内、または、当該事業年度末もしくは中間期末から90日以内に決算短信もしくは第2四半期決算短信が公表されなかった場合には当該90日経過後30日以内(以下、上記各期間をこの(12)において「請求期間」という。)に、上記(7)に定める取得請求受付場所に対して通知をすることにより、当社に対して、法律によって許容される範囲で、

(i) D種優先株式を取得し当該取得と引換えに普通株式を交付すること、または(ii) D種優先株式を取得し当該取得と引換えに金銭を交付することのいずれかを行うことを請求することができる。当社は、請求期間満了後10営業日以内に、当社の選択により当該請求をなしたD種優先株式の株主に対して、D種優先株式を取得し当該取得と引換えに、普通株式を交付するか、金銭を交付するかの通知をするものとし、当該通知には取得日を記載するものとする。かかる取得日は、当該通知をなすべき期間の満了後6営業日以内とする。

当社の選択により、(i) D種優先株式の取得と引換えに普通株式の交付がなされる場合は、D種優先株式を、上記(7)の「取得日」を、請求期間満了日と読み替えて算出される交付価額で、当社に取得されるべきD種優先株式のD種清算価値の総額を除いて得られる数の普通株式が交付されるものとし(ただし、当該普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整を行わない。)、(ii) D種優先株式の取得と引換えに金銭が交付される場合には上記通知に記載される取得日における上記(8)に定めるD種取得価格相当額の金銭が交付されるものとする。なお取得請求されたD種優先株式の一部について金銭の交付をするときは、D種優先株式の持株比率に応じた按分比例方式(端数については抽選)により行い、一部金銭の交付がなされない部分については、当該取得と引換えに上記に従って算出される数の普通株式が交付されるものとする。

#### (13) 優先もしくは同順位の証券の発行

D種優先株式の発行済み株式総数が0(ゼロ)とならない限り、当社は、残余財産、配当の支払、(当社の選択によるか、株主の選択によるかを問わず)当該株式の取得と引換えに金銭が交付される、もしくは買受けられる点についてD種優先株式に優先する、もしくは同順位のいかなる種類の株式も発行してはならないものとする。

#### 4. E種優先株式の内容は次のとおりであります。

##### (1) 優先配当

###### 優先配当額

E種優先株式に対して支払われる配当(以下、「E種優先配当金」という。)の金額は以下のとおりとする。E種優先配当金(優先中間配当金も含む。)は円位未満小数第4位まで算出され、その小数第4位を四捨五入する。

ア. 当社は、第50期および第51期事業年度に関する1株当たり優先配当金として、法律によって許容される範囲で、E種優先株主、ならびに対象者が存在する場合には、E種優先登録株式質権者に対し、2,000円(以下、「E種清算価値」という。)に1.5%を乗じた金額を、それぞれ、2005年4月1日(同日を含む。)から2005年9月30日(同日を含む。)および2005年10月1日(同日を含む。)から2006年3月31日(同日を含む。)までの日数で日割計算(365で除する。)して算出される額を支払うものとする。

イ. 2006年4月1日(同日を含む。)から、その後2012年3月31日(同日を含む。)までの間に対する各事業年度の1株当たり優先配当金として、当社は、法律によって許容される範囲で、E種優先株主に、ならびに対象者が存在する場合にはE種優先登録株式質権者に対し、E種清算価値の1.5%に相当する額の配当を支払うものとする。当該期間の優先中間配当金の額は、法律によって許容される範囲で、当該優先配当額の2分の1に相当する額とする。

ウ. 2012年4月1日以降、各事業年度の1株当たり優先配当金として、当社は、法律によって許容される範囲で、E種優先株主、ならびに対象者が存在する場合にはE種優先登録株式質権者に対し、E種清算価値にE種優先株式増加配当率(以下に定義)を乗じて算出される額に相当する金額を支払うものとする。当該期間の優先中間配当金の額は、法律によって許容される範囲で、当該優先配当額の2分の1に相当する額とする。

「E種優先株式増加配当率」とは、(i)直近の4月1日および10月1日(ただし、該当日がロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ下記基準レートが存在する日(以下、「ロンドン営業日」という。)でない場合には翌ロンドン営業日)のロンドン時間午前11時現在の円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(6ヵ月円LIBOR(360日ベース))(以下、「基準レート」という。)としてTelerate Systemsスクリーン3,750ページ(取得出来ない場合は代替ページ)に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からE種優先株式発行日の2東京営業日(東京において、銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17,143ページに表示される期間7年に対応するスワップ・レート(以下、かかるスワップ・レートを「発行日スワップレート」という。)を差し引いた率および(iii)1.5%を合計した率とする。E種優先株式増加配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

#### 非参加条項

E種優先株主およびE種優先登録株式質権者は、E種優先配当金の額を超過する一切の配当を受領する権利を有しないものとする。

#### 非累積条項

ある事業年度において、E種優先配当金の全部もしくは一部がE種優先株主およびE種優先登録株式質権者に対して支払われなかった場合、その分の不足額は翌年度以降に累積しないものとする。

### (2) 優先順位

E種優先株式は、残余財産および配当の支払順位において、D種優先株式を除く、普通株式、B種優先株式およびC種優先株式を含む当社が発行するいかなる株式（将来発行するものを含む。）（以下、「E種優先株式に劣後する証券」という。）に優先する。また、当社は、E種優先株式の発行済み株式総数が0（ゼロ）にならない限り、E種優先株式に劣後する証券の取得、ならびに取得条項または株主の請求による取得および当該取得と引換えの金銭の交付を行わないものとする。

### (3) 残余財産分配請求権

当社の残余財産分配（以下、「清算」という。）時においては、E種優先株式1株当たりのE種取得価格（下記(9)に定義）相当額が、E種優先株式に劣後する証券に優先して、E種優先株主およびE種優先登録株式質権者に支払うものとする。E種優先株主、およびE種優先登録株式質権者に対しては、上記以外の残余財産分配は一切行われぬものとする。なお、当社が他の法人に統合または合併された場合、当社が当社の財産の全部もしくは一部を売却、または譲渡した場合、当社の減資、その他の形態による資本取引、もしくは組織再編があった場合のいずれも、この(3)の趣旨における清算とは見なされないものとする。

### (4) 議決権

E種優先株主は、株主総会における議決権を有しないものとする。ただし、定時株主総会にE種優先配当金支払いの議案が提出されなかった場合は、その総会の時から、または定時株主総会においてE種優先配当金の支払いの議案が提出されたものの、株主によって否決された場合は、当該定時株主総会の終了の時から、E種優先株主はE種優先株式500株当たり1議決権を与えられ、E種優先配当金の支払いが行われる旨の決議が行われるまでの間に、例外として議決権を行使する権利を与えられるものとする。

### (5) E種優先株式の取得

法律によって許容される範囲で、D種優先株式の発行済み株式総数が0（ゼロ）になった時以降、当社はいづれでも、E種優先株式の一部または全部を、E種優先株主と合意した価格および条件において、取得することができる。

### (6) 新株引受権等

当社は、法律で求められる場合を除き、E種優先株式の併合または分割は行わない。当社は、E種優先株式の株主に対し、新株引受権および新株予約権を付与しない。

### (7) E種優先株式の取得請求権および引換えに交付される普通株式

#### 取得請求

この(7)の規定に従い、2007年4月1日以降は、E種優先株式はすべて、株主の随意により、本発行条件の内容に従い、当社が取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付するよう請求することができる。E種優先株主が当該権利を行使するには、取得日に取得請求書および（株券が発行されている場合には）取得されるE種優先株券を下記取得請求受付場所に提出するものとする。

#### 取得と引換えに交付される普通株式数

E種優先株式を当社が取得し、これと引換えに交付される普通株式数は、E種優先株主が取得請求のために提出したE種優先株式のE種清算価値の総額をその時点で有効なE種優先株式交付価額(下記(7)に定義)で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

#### ア．E種優先株式交付価額

当初の交付価額は、当社にE種優先株式の発行を認めた当社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における普通株式の取引日における各取引日の出来高加重平均価格（以下、「VWAP価格」という。）として大阪証券取引所において公表さ

れる価格（大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値（気配表示を含む。）とする（以下、VWAP価格およびこれに代替する数値を「参照価格」という。））の単純平均価格に相当する金額とする（以下、「E種優先株式交付価額」という。）（下記(イ)イ「E種優先株式交付価額」に準じて調整される。）。ただし、E種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

イ．E種優先株式交付価額の調整

(ア) 下記の公式で計算するとE種優先株式交付価額を下落することとなる対価で、当社が普通株式を発行もしくは交付した、あるいは下記イ(イ)に従って発行もしくは交付したとみなされるときにはいつでも（株式分割の場合はこれに含まれるが、発行済みの新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を行使した時点での普通株式の発行は除外される。）、かかる発行時もしくは交付時、または発行もしくは交付したとみなされた直後に、E種優先株式交付価額は以下のように引き下げられるものとする（以下、「調整後交付価額」という。）。調整後交付価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{発行前のみなし発行済} & & \text{当社の受領対価} \\ & & & \text{み} & + & \text{時価} \\ & & & \text{普通株式数} & & \\ \text{調整後の} & & \text{調整前の} & & & \\ \text{E種優先株式} & = & \text{E種優先株式} & \times & \frac{\text{発行前のみなし発行済} + \text{当社の受領対価}}{\text{発行後のみなし発行済み普通株式数}} \\ \text{交付価額} & & \text{交付価額} & & & \end{array}$$

ここでは、「みなし発行済み普通株式数」とは、完全希薄化後（上記のとおり、発行もしくは交付される、またはそのようにみなされる当社の普通株式も含む。）の発行済み普通株式数（普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利がすべて、当時は行使可能だったものとして計算される。）を意味するものとするが、当社あるいはその完全子会社の勘定で所有あるいは保有されている普通株式は一切含まれないものとする。

「当社の受領対価」とは、該当する当社の普通株式の発行もしくは交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を、さらに、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行もしくは交付した場合には、それらの行使により当社が受け取った、あるいは受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味するものとする。

「時価」とは、(i)普通株式が市場で取引されている場合には、時価の決定日に先立つ45取引日に始まる30取引日の大阪証券取引所における普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（終値がない日は除く。）、(ii)普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する普通株式の公正な時価を意味するものとする。平均価格は円位未満小数第2位まで計算され、その小数第2位は四捨五入される。

(イ) 新株予約権の発行

当社が普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利を発行、もしくは交付する場合、かかる発行もしくは交付を、当該新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、その他同様の権利の行使により発行可能もしくは交付可能な普通株式の発行もしくは交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行もしくは交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、あるいはその他同様の権利の発行日もしくは交付日に発行もしくは交付されたものとみなされるものとする。

(ウ) 株式分割

株式分割によって普通株式が発行された場合、上記E種優先株式交付価額の調整は、かかる株式分割により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に当該普通株式が発行されたものとみなされるものとする。

(エ) 配当その他の分配

当社が、普通株式に関し、配当を支払いもしくは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（ただし、この(7)において該当しないとされる株式分割および株式配当を除く。）、E種優先株式交付価額はかかる配当の1株当たり金額（もしくは現金以外による配当もしくは分配の場合において、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当および分配の1株当たりの公正市場価格）に相当する額を減額する。

(オ) その他取締役会が定める調整

上記(7)イで規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、普通株式の併合、(ii)普通株式数の変更、あるいは普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、(iii)参照価格を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後参照価格の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当社の取締役会が適当と判断するE種優先株式交付価額に調整されるものとする。

(カ) 解釈

この(7)に不明瞭な点がある場合、またはこの(7)において交付価額が調整されることとされていない何らかの事象の発生に関連して当社の取締役会がE種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、この(7)の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにE種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。

(キ) E種優先株式交付価額の最低調整額

E種優先株式交付価額の調整は、かかる調整額が1円未満になる場合には行われない。

取得請求受付場所

E種優先株式の取得請求権を行使する場合には、必ず下記の受付場所において書面にて行われるものとする。

大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部

効力発生

取得請求書とE種優先株式の株券が、営業時間内に上記(7)に明記されている取得請求書受付場所に到着した時点で、当社が当該E種優先株式を取得し、当該請求したE種優先株主は当社がその取得と引換えに交付すべき当社の普通株主となるものとする。

(8) 当社による取得および当該取得と引換えによる普通株式の交付

2008年4月1日（同日を含む。）以降2010年3月31日（同日を含む。）までのいかなる時点でも、当社は、E種優先株式の株主、およびE種優先登録株式質権者に対し、かかるE種優先株式の株主、およびE種優先登録株式質権者宛てに35日以上90日以内の事前通知により、その時点で有効なすべてのE種優先株式について、かりに普通株式の時価（かかる通知の送付日付で計算されたもの）がその時点で有効なE種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限り、E種優先株式の一部または全部を当社が取得し、当該取得と引換えに、E種優先株式のE種清算価値の総額を(7)ア・およびイ.の条件に従い、その時点で有効なE種優先株式交付価額で除した数の普通株式を交付することを選択できる。かかるE種優先株式の取得および当該取得と引換えになされる普通株式の交付は、E種優先株主に当社から送付された通知に記載された日付をもって実施されるものとする。

(9) 当社による取得

D種優先株式の発行済み株式総数が0（ゼロ）になった日以降（ただし、2010年4月1日以降に限る。）、当社は随時、取締役会の決議をもって、E種優先株主およびE種優先登録株式質権者に対し、かかるE種優先株式の株主、およびE種優先登録株式質権者宛てに35日以上90日以内に事前通知を行った上で、当該通知に取得日として記載される日（以下、この(9)において「取得日」という。）において、発行済みE種優先株式のすべてもしくは一部を取得し、当該取得と引換えに、E種優先株式1株につきE種取得価格（下記に定義）相当額の金銭を交付することができる。E種優先株式の一部について、これを取得し当該取得と引換えに金銭を交付するときは、E種優先株式の持株比率に応じた按分比例方式（端数については抽選）により行う。

「E種取得価格」とは、(i)E種清算価値、(ii)最終配当金額（下記に定義）、および(iii)2012年3月31日以前にE種優先株式を取得し、当該取得と引換えに金銭の交付が行われる場合においては、E種早期取得費（下記に定義）を合計した額に相当する額とする。

「E種早期取得費」とは、(i)E種清算価値に、(ii)発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17,143ページに表示される、取得日から2012年3月31日までの期間(この(9)において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップレート(取得日が2011年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前のロンドン時間午前11時現在の円貨ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(円LIBOR(360日ベース))として、Telerate Systemsスクリーン3,750ページ(取得できない場合は代替ページ)に表示される数値とする。)(対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0(ゼロ)以下の場合には、当該計算によって得られた率を加算しない。)を乗じた額に、(iii)取得日から2012年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する額とする。

「最終配当金額」とは、(i)2012年3月31日以前においては、E種清算価値に1.5%を乗じた額に、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算(365で除する。)した金額、または、(ii)2012年4月1日以降においては、E種清算価値にその時点で有効なE種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算(365で除する。)した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)および(ii)で特定された金額からは、かかる最終配当金額が計算される事業年度において支払われたすべての中間配当金額がそれぞれ差し引かれるものとする。

なお、上記E種取得価格、E種早期取得費および最終配当金額は円位未満小数第4位まで算出され、その小数第4位を四捨五入する。

#### (10) 株主による取得請求

株式会社新生銀行ならびにその子会社および関係会社が合計で、当社の発行済み普通株式の50%超を保有しなくなった場合、D種優先株式の発行済み株式総数が0(ゼロ)になった日以降、E種優先株式の株主は、当社に対し下記取得日に有効なE種取得価格に相当する各株式の価格によりかかる株主が保有する全E種優先株式を下記取得請求受付場所において通知書受領後30日以内に、法律によって許容される範囲で取得するよう請求する権利を有する。この場合、当社は通知書受領後30日以内の営業日を取得日として定め、この(10)による取得請求をなした株主に直ちにこれを通知するものとする。

取得請求受付場所

E種優先株式の取得請求する場合には、必ず下記の受付場所において書面にて行われるものとする。

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

株式会社新生銀行ならびにその子会社および関係会社が、当社の発行済み普通株式の50%超を保有しなくなってから14日以内に、当社は、各E種優先株主およびE種優先登録株式質権者に、その旨の通知書を送付するものとする。

#### (11) 譲渡に対する制限

E種優先株式は、当社の承諾のある場合を除いて、売却、移転、譲渡し、またはこれに質権を設定する(以下、これらの行為を総称して「譲渡等」という。)ことはできないものとする。

ただし、次の(i)ないし(iii)をすべて満たした場合には譲渡等は承認されるものとする。(i)当該株式を250,000株以上を一括して譲渡等すること、(ii)譲渡等の相手方が金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)第10条第1項に定義される適格機関投資家に該当すること、

(iii)譲渡等がE種優先株式の当初発行時から2年以内に行われる場合には、当社に対し、譲渡等の譲渡先、譲渡株数、譲渡価格、および譲渡の理由を当該譲渡等予定日の2週間前までに書面により通知するものとし、当社をして、大阪証券取引所に対して、必要な届出等を行うことを可能ならしめるべく必要な事項が先行する通知に含まれていない場合にはかかる事項を別途遅滞なく通知すること。

E種優先株式の株式引受契約には、上記の譲渡制限についての文言を記載すべきものとする。

#### (12) D種優先株式の所有権の通知

D種優先株式の発行済み株式総数が0(ゼロ)になった日から14日以内に、当社は、各E種優先株主およびE種優先登録株式質権者に対し、その旨の通知書を送達するものとする。



5. F種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) F種優先配当金

当社は、定款第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録されているF種優先株主またはF種優先登録株式質権者に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録されている普通株主もしくは普通登録株式質権者、B種優先株主もしくはB種優先登録株式質権者、C種優先株主もしくはC種優先登録株式質権者または当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式およびE種優先株式を除く。以下、上記普通株式、ならびにD種優先株式およびE種優先株式を除く種類株式を総称して「F種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主もしくはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、下記(1)に定める金額の期末配当（以下、「F種優先配当金」という。）を行う。ただし、下記(4)に定めるF種優先中間配当金が支払われた場合には、この(1)のF種優先配当金の支払いは、F種優先中間配当金を差し引いた額による。

2007年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない。2007年4月1日（同日を含む。）から2014年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきF種優先配当金として、F種優先株主またはF種優先登録株式質権者に対して、2,000円（以下、「F種清算価値」という。）に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。2014年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきF種優先配当金として、F種優先株主またはF種優先登録株式質権者に対して、F種清算価値にF種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

「F種優先株式増加配当率」とは、(i)当該基準日が属する事業年度の初日およびその直後の10月1日（ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日（以下、この(1)において「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））としてTelerate Systemsスクリーン3,750ページ（またはその承継ページ）に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からF種優先株式の最初の発行日の2東京営業日（東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17,143ページ（またはその承継ページ）に表示される期間7年に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。）（以下、かかるスワップ・レートを「F種発行日スワップ・レート」という。）を差し引いた率、および(iii)1.5%を合計した率とする。ただし、F種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、F種優先株主またはF種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がF種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。

(3) 非参加条項

F種優先株主またはF種優先登録株式質権者に対しては、F種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(4) 優先中間配当金

当社は、定款第37条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されているF種優先株主またはF種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されているF種優先株式に劣後する株式を有する株主またはF種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきF種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下「F種優先中間配当金」という。）を行う。

(5) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、F種優先株主またはF種優先登録株式質権者に対し、F種優先株式に劣後する株式を有する株主またはF種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、(i)F種清算価値、(ii)F種最終配当金額（以下に定義）、および(iii)2014年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、F種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額を支払う。ただし、この(5)の目的上、F種最終配当金額およびF種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。

F種優先株主またはF種優先登録株式質権者に対しては、上記(5)のほか、残余財産の分配は行わない。

(6) 議決権

F種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、F種優先株主は、定時株主総会にF種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、F種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、F種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでF種優先株式500株当たり1議決権を有する。

(7) 株式の併合または分割、募集株式または募集新株予約権の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、F種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

当社は、F種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(8) F種優先株式の取得

当社は、D種優先株式およびE種優先株式の発行済み株式総数が0（ゼロ）となった時以降いつでも、F種優先株式を取得することができる。

(9) 当社の普通株式を対価とする取得請求権

F種優先株主は、2009年4月1日以降いつでも、下記条件により、その有するF種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付するよう請求することができる。

上記(9)の請求に基づく当社によるF種優先株式の取得と引換えに、当社がF種優先株主に交付すべき当社の普通株式数は、当該F種優先株主が取得請求のために提出したF種優先株式のF種清算価値の総額をその時点で有効なF種優先株式交付価額（以下に定義）で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

ア．F種優先株式交付価額

当初のF種優先株式交付価額は、当社にF種優先株式の発行を認めた当社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の各取引日の出来高加重平均価格（以下、この(9)において「VWAP価格」という。）として大阪証券取引所において公表される価格（大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値（気配表示を含む。）とする。）の単純平均価格に相当する金額とする。ただし、当初のF種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

イ．F種優先株式交付価額の調整

(ア) 下記の算式で計算するとF種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行もしくは交付した、または下記(9)イ(イ)に従って発行もしくは交付したとみなされるときにはいつでも（発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行または交付は除外される。）、かかる発行時もしくは交付時、または発行もしくは交付したとみなされた直後に、F種優先株式交付価額は以下に従い減額される（以下、このように減額されたF種優先株式交付価額を「調整後F種優先株式交付価額」という。）。ただし、調整後F種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{F種優先株式} \\ \text{交付価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{F種優先株式} \\ \text{交付価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{発行または交付前の} \\ \text{みなし発行済み} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{当社の受領対価} \\ \text{時価} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{発行または交付後のみなし発行済み普通株式数} \end{array}}$$

上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利がすべて行使されたと仮定した場合（当該証券または権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。）における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当社またはその完全子会社の勘定で所有または保有されている当社の普通株式は一切含まないものとして計算する。

上記算式における「当社の受領対価」とは、当社の普通株式の発行または交付の場合には、当該発行または交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、または受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利の発行もしくは交付の場合には、当該発行または交付により、当該証券または権利の対価として当社が受け取った、または受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当社が受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味するものとする。

上記算式における「時価」とは、(i)当社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後F種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値がない日は除く。）の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の1株当たり終値（気配表示を含む。）の単純平均価格（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）、または(ii)当社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する当社の普通株式の公正な価格を意味するものとする。

#### (イ) 新株予約権の発行

当社が当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利を発行または交付する場合、かかる発行または交付を、当該新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利の行使により発行可能もしくは交付可能な当社の普通株式の発行または交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行または交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利の発行日もしくは交付日に発行または交付されたものとみなされるものとする。

#### (ウ) 株式分割

当社の普通株式の分割がなされた場合、上記算式に拘らず、F種優先株式交付価額は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の直前にこの(9)に基づくF種優先株式の取得請求が行われていたと仮定した場合にF種優先株主が保有することになる数の当社の普通株式を、F種優先株主がこの(9)に基づく取得請求により交付を受けられることができるように適切に調整される。かかる調整は、当該株式分割に係る基準日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日に行われる。

#### (エ) 配当その他の分配

当社が、当社の普通株式に関し、配当を支払いまたは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合（ただし、株式分割および株式配当を除く。）、F種優先株式交付価額は、かかる配当の1株当たり金額（または現金以外による配当もしくは分配の場合には、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当および分配の1株当たりの公正市場価格）に相当する額を減額される。

#### (オ) その他取締役会で定める調整

上記(9)イ(ア)ないし(エ)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、もしくは当社の普通株式の併合、(ii)当社の普通株式数の変更、もしくは当社の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、または(iii)F種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後F種優先株式交付価額の算出に使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当社の取締役会が適当と判断するF種優先株式交付価額に調整されるものとする。

#### (カ) 解釈

この(9)に不明瞭な点がある場合、またはF種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事象の発生に関連して当社の取締役会がF種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、この(9)の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにF種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。

#### (10) 当社の普通株式を対価とする取得条項

当社は、2010年4月1日（同日を含む。）から2012年3月31日（同日を含む。）までの期間、当社の取締役会決議により定める日をもって、F種優先株主およびF種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みF種優先株式の全部または一部を取得し、当該取得と引換えにF種優先株式のF種清算価値の総額をその時点で有効なF種優先株式交付価額で除した数の当社の普通株式を交付することができる。ただし、当社の普通株式の時価（上記通知の送付日付で上記(9)イ(ア)に定めるところ

に従い計算されたもの。)がその時点で有効なF種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

F種優先株式の一部につき、この(10)に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。

(11) 金銭を対価とする取得条項

当社は、D種優先株式およびE種優先株式の発行済み株式総数が0(ゼロ)となった日以降いつでも(ただし、2012年4月1日以降に限る。)、当社の取締役会の決議により定める日(以下、この(11)において「取得日」という。)をもって、F種優先株主およびF種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みF種優先株式の全部または一部を取得し、当該取得と引換えにF種優先株式1株につき、F種優先株式取得価格(以下に定義)相当額の金銭を交付することができる。

「F種優先株式取得価格」とは、(i)F種清算価値、(ii)F種最終配当金額(以下に定義)、および(iii)2014年3月31日以前に取得が行われる場合においては、F種早期取得費(以下に定義)を合計した額に相当する額を意味する。

「F種最終配当金額」とは、(i)取得日が2014年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、F種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日(同日を含む。)までの実日数で日割計算した金額、または(ii)取得日が2014年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、F種清算価値にその時点で有効なF種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日(同日を含む。)までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)または(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われたすべてのF種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。

「F種早期取得費」とは、(i)F種清算価値に、(ii)F種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17,143ページ(またはその承継ページ)に表示される、取得日から2014年3月31日までの期間(以下、この(11)において「取得費計算期間」という。)に対応するスワップ・レート(当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。)(ただし、取得日が2013年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(円LIBOR(360日ベース))としてTelerate Systemsスクリーン3,750ページ(またはその承継ページ)に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。)(なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。)を減じた率(ただし、かかる計算の結果が0(ゼロ)以下の場合には、当該計算によって得られた率を0(ゼロ)とする。)を乗じた額に、(iii)取得日から2014年3月31日(同日を含む。)までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、F種優先株式取得価格、F種最終配当金額およびF種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

F種優先株式の一部につき、この(11)に基づく取得を行う場合は、按分比例(端数については抽選)により行う。

(12) 金銭を対価とする取得請求権

株式会社新生銀行ならびにその子会社および関係会社により合計で当社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式およびE種優先株式の発行済み株式総数が0(ゼロ)となった時以降、F種優先株主は、F種優先株式の全部を当社が取得するよう、当社に対し請求することができる。

上記(12)にかかると取得価格は、1株につき当該請求によって行われるF種優先株式の取得の取得日に有効なF種優先株式取得価格に相当する額とする。

(13) 優先配当金の除斥期間

定款第38条の規定は、F種優先配当金およびF種優先中間配当金についてこれを準用する。

(14) 取得請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部

(15) 優先順位

D種優先株式およびE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、F種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先し、F種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、B種優先株式およびC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先する。

6. G種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) G種優先配当金

当社は、定款第37条に定める期末配当を行う場合、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録されているG種優先株式を有する株主（以下、「G種優先株主」という。）またはG種優先株式の登録株式質権者（以下、「G種優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録されている当社の普通株式を有する株主もしくは当社の普通株式の登録株式質権者、B種優先株式を有する株主もしくはB種優先株式の登録株式質権者、C種優先株式を有する株主もしくはC種優先株式の登録株式質権者または当社の発行するその他のいかなる種類の株式（ただし、D種優先株式、E種優先株式およびF種優先株式を除く。以下、当社の普通株式、ならびに、D種優先株式、E種優先株式およびF種優先株式を除く種類株式を総称して「G種優先株式に劣後する株式」という。）を有する株主またはかかる株式の登録株式質権者に先立ち、下記(1)に定める金額の期末配当（以下「G種優先配当金」という。）を行う。ただし、下記(4)に定めるG種優先中間配当金が支払われた場合には、この(1)のG種優先配当金の支払いは、G種優先中間配当金を差し引いた額による。

2008年3月31日に終了する事業年度の末日を基準日とする期末配当は行わない、2008年4月1日（同日を含む。）から2015年3月31日（同日を含む。）までの間に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきG種優先配当金として、G種優先株主またはG種優先登録株式質権者に対して、2,000円（以下、「G種清算価値」という。）に1.5%を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

2015年4月1日以降に終了する各事業年度の末日を基準日とするものに関しては、1株につきG種優先配当金として、G種優先株主またはG種優先登録株式質権者に対して、G種清算価値にG種優先株式増加配当率（以下に定義）を乗じて算出される額に相当する金銭を支払うものとする。

「G種優先株式増加配当率」とは、(i)当該基準日が属する事業年度の初日およびその直後の10月1日（ロンドンにおいて銀行間ユーロ通貨市場が開かれており、銀行が営業を行っている日であり、かつ関連するレートが取得可能な日（以下、「ロンドン営業日」という。）でない場合には翌ロンドン営業日）のロンドン時間午前11時現在のユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））としてTelerate Systemsスクリーン3,750ページ（またはその承継ページ）に表示される各数値の平均値、(ii)1.5%からG種優先株式の最初の発行日の2東京営業日（東京において銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。）前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）としてTelerate Systemsスクリーン17,143ページ（またはその承継ページ）に表示される期間7年に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート（T.S.R.）を取得できない場合には、当該レートを取得できる直後の東京営業日における当該レートとする。）（以下、かかるスワップ・レートを「G種発行日スワップ・レート」という。）を差し引いた率、および(iii)1.5%を合計した率とする。ただし、G種優先株式増加配当率の計算は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、G種優先株主またはG種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がG種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。

(3) 非参加条項

G種優先株主またはG種優先登録株式質権者に対しては、G種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(4) 優先中間配当金

当社は、定款第37条に定める中間配当を行う場合、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されているG種優先株主またはG種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されているG種優先株式に劣後する株式を有する株主またはG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、1株につきG種優先配当金の2分の1に相当する額の中間配当（以下、「G種優先中間配当金」という。）を行う。

(5) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、G種優先株主またはG種優先登録株式質権者に対し、G種優先株式に劣後する株式を有する株主またはG種優先株式に劣後する株式の登録株式質権者に先立ち、G種優先株式1株につき、(i)G種清算価値、(ii)G種最終配当金額（以下に定義）、および(iii)2015年3月31日以前に残余財産の分配が行われる場合には、G種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額を支払う。ただし、この(5)の目的上、G種最終配当金額およびG種早期取得費の定義中、「取得日」を「残余財産の分配が行われる日」と読み替えるものとする。

G種優先株主またはG種優先登録株式質権者に対しては、上記(5)のほか、残余財産の分配は行わない。

(6) 議決権

G種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、G種優先株主は、定時株主総会にG種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは当該総会の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該総会の終結の時から、G種優先配当金の支払いを受ける旨の決議がなされるときまでG種優先株式500株当たり1議決権を有する。

(7) 株式の併合または分割、募集株式または募集新株予約権の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、G種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

当社は、G種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(8) G種優先株式の取得

当社は、D種優先株式およびE種優先株式の発行済み株式総数が0（ゼロ）となった時以降いつでも、G種優先株式を取得することができる。

(9) 当社の普通株式を対価とする取得請求権

G種優先株主は、2010年3月1日以降いつでも、下記条件により、その有するG種優先株式を当社が取得し、これと引換えに当社の普通株式を交付するよう請求することができる。

上記(9)の請求に基づく当社によるG種優先株式の取得と引換えに、当社がG種優先株主に交付すべき当社の普通株式数は、当該G種優先株主が取得請求のために提出したG種優先株式のG種清算価値の総額をその時点で有効なG種優先株式交付価額（以下に定義）で除した数とする。ただし、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

ア．G種優先株式交付価額

当初のG種優先株式交付価額は、当社にG種優先株式の発行を認めた当社の定款の変更を株主が決議した後の最初の取引日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の大阪証券取引所における当社の普通株式の各取引日の出来高加重平均価格（以下「VWAP価格」という。）として大阪証券取引所において公表される価格（大阪証券取引所においてVWAP価格が公表されない場合には、当該取引日の東京時間の午後3時から4時の間にブルームバーグL.P.が提供する普通株式のVWAP価格とし、かかるVWAP価格が当該取引日に提供されない場合には、当該取引日の大阪証券取引所における普通株式の終値（気配表示を含む。）とする。）の単純平均価格に相当する金額とする。ただし、当初のG種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

イ．G種優先株式交付価額の調整

(ア) 下記の算式で計算するとG種優先株式交付価額を下落させることとなる対価で、当社が普通株式を発行もしくは交付した、または下記(9)イ(イ)に従って発行もしくは交付したとみなされるときにはいつでも（発行済みの新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利の行使による当社の普通株式の発行または交付は除外される。）、かかる発行時もしくは交付時、または発行もしくは交付したとみなされた直後に、G種優先株式交付価額は以下に従い減額される（以下、このように減額されたG種優先株式交付価額を「調整後G種優先株式交付価額」という。）。ただし、調整後G種優先株式交付価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{G種優先株式} \\ \text{交付価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{G種優先株式} \\ \text{交付価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{発行または交付前の} \\ \text{みなし発行済み} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{当社の受領対価} \\ \text{時価} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{発行または交付後の} \\ \text{みなし発行済み} \\ \text{普通株式数} \end{array}}$$

上記算式における「みなし発行済み普通株式数」とは、当該時点において、当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、またはその他同様の権利がすべて行使されたと仮定した場合（当該証券また

は権利が当該時点において行使可能であるとして計算するものとする。)における発行済み普通株式数を意味する。ただし、当社またはその完全子会社の勘定で所有または保有されている当社の普通株式は一切含まないものとして計算する。

上記算式における「当社の受領対価」とは、当社の普通株式の発行または交付の場合には、当該発行または交付により、当社の普通株式の対価として当社が受け取った、または受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を意味し、また、普通株式を対象とする新株予約権、普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、またはその他同様の権利の発行もしくは交付の場合には、当該発行または交付により、当該証券または権利の対価として当社が受け取った、または受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額に、それらの行使により、当社が受け取ることになっている現金の額、および現金以外の対価の公正な時価の合計額を加えた額を意味するものとする。

上記算式における「時価」とは、(i)当社の普通株式が市場で取引されている場合には、調整後G種優先株式交付価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日(終値がない日は除く。)の大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の1株当たり終値(気配表示を含む。)の単純平均価格(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)、または(ii)当社の普通株式が市場で取引されていない場合には、当社の取締役会が誠意をもって決定する当社の普通株式の公正な時価を意味するものとする。

#### (イ) 新株予約権等の発行

当社が当社の普通株式を対象とする新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、またはその他同様の権利を発行または交付する場合、かかる発行または交付を、当該新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、またはその他同様の権利の行使により発行可能もしくは交付可能な当社の普通株式の発行または交付であるとみなし、これらの権利により当初条件に従い発行または交付可能な数の当社の普通株式が、かかる新株予約権、当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)、またはその他同様の権利の発行日もしくは交付日に発行または交付されたものとみなされるものとする。

#### (ウ) 株式分割

当社の普通株式の分割がなされた場合、上記算式に拘らず、G種優先株式交付価額は、当該株式分割に係る基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の直前にこの(9)に基づくG種優先株式の取得請求が行われていたと仮定した場合にG種優先株主が保有することになる数の当社の普通株式を、G種優先株主がこの(9)に基づく取得請求により交付を受けられることができるように適切に調整される。かかる調整は、当該株式分割に係る基準日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日に行われる。

#### (エ) 配当その他の分配

当社が、当社の普通株式に関し、配当を支払いまたは普通株主に対してそのほかの分配を行った場合(ただし、株式分割および株式配当を除く。)、G種優先株式交付価額は、かかる配当の1株当たり金額(または現金以外による配当もしくは分配の場合には、当社の取締役会で合理的に決定された当該配当および分配の1株当たりの公正市場価格)に相当する額を減額される。

#### (オ) その他当社の取締役会が定める調整

上記(9)イ(ア)ないし(エ)で規定されている調整に加え、(i)合併、減資、自己株式の取得、もしくは当社の普通株式の併合、(ii)当社の普通株式数の変更、もしくは当社の普通株式数の変更の可能性を生ぜしめる事由の発生、または(iii)G種優先株式交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後G種優先株式交付価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合のうちいずれかが発生した場合には、当社の取締役会が適当と判断するG種優先株式交付価額に調整されるものとする。

#### (カ) 解釈

この(9)に不明瞭な点がある場合、またはG種優先株式交付価額が調整されることとされていない何らかの事象の発生に関連して当社の取締役会がG種優先株式交付価額を調整することが公正であると誠意をもって考える場合、当社の取締役会は、この(9)の目的に照らし、公平かつ均衡であると妥当に判断したときにG種優先株式交付価額を調整する権利を有するものとする。

(10) 当社の普通株式を対価とする取得条項

当社は、2011年4月1日（同日を含む。）から2013年3月31日（同日を含む。）までの期間、当社の取締役会決議により定める日をもって、G種優先株主およびG種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みG種優先株式の全部または一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式のG種清算価値の総額をその時点で有効なG種優先株式交付価額で除した数の当社の普通株式を交付することができる。ただし、当社の普通株式の時価（上記通知の送付日付で上記(9)イ(ア)に定めるところに従い計算されたもの。）がその時点で有効なG種優先株式交付価額の150%を上回った場合に限る。また、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

G種優先株式の一部につき、この(10)に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。

(11) 金銭を対価とする取得条項

当社は、D種優先株式およびE種優先株式の発行済み株式総数が0（ゼロ）となった日以降いつでも（ただし、2013年4月1日以降に限る。）、当社の取締役会の決議により定める日（以下、この(11)において「取得日」という。）をもって、G種優先株主およびG種優先登録株式質権者に対して35日以上90日以内に事前通知を行った上で、発行済みG種優先株式の全部または一部を取得し、当該取得と引換えにG種優先株式1株につき、G種優先株式取得価格（以下に定義）相当額の金銭を交付することができる。

「G種優先株式取得価格」とは、(i)G種清算価値、(ii)G種最終配当金額（以下に定義）、および(iii)2015年3月31日以前に取得が行われる場合においては、G種早期取得費（以下に定義）を合計した額に相当する額を意味する。

「G種最終配当金額」とは、(i)取得日が2015年3月31日以前に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値に1.5%を乗じた金額を、当該事業年度の初日から取得日（同日を含む。）までの実日数で日割計算した金額、または(ii)取得日が2015年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は、G種清算価値にその時点で有効なG種優先株式増加配当率を乗じた金額を、取得日の属する事業年度における事業年度初日から取得日（同日を含む。）までの日数で日割計算した金額に相当する金額を意味する。ただし、上記(i)または(ii)により計算された金額から、取得日が属する事業年度において支払われたすべてのG種優先中間配当金の額が差し引かれるものとする。

「G種早期取得費」とは、(i)G種清算価値に、(ii)G種発行日スワップ・レートから、取得日の5東京営業日前の日の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンスレート(T.S.R.)としてTelerate Systemsスクリーン17,143ページ（またはその承継ページ）に表示される、取得日から2015年3月31日までの期間（以下、この(11)において「取得費計算期間」という。）に対応するスワップ・レート（当日の東京時間午前10時現在の当該スワップ・レートを取得できない場合には、当該レートを取得できる直前の東京営業日における当該レートとする。）（ただし、取得日が2014年4月1日以降の場合には、当該取得日の5ロンドン営業日前の日のロンドン時間午前11時現在のユーロ円ロンドン・インター・バンク・オフワード・レート（円LIBOR（360日ベース））としてTelerate Systemsスクリーン3,750ページ（またはその承継ページ）に表示される、取得費計算期間に対応する数値とする。）（なお、いずれの場合も対応する期間がない場合は線形補完で計算したレートとする。）を減じた率（ただし、かかる計算の結果が0（ゼロ）以下の場合には、当該計算によって得られた率を0（ゼロ）とする。）を乗じた額に、(iii)取得日から2015年3月31日（同日を含む。）までの実日数を乗じ、365で除して得られた額に相当する金額とする。ただし、G種優先株式取得価格、G種最終配当金額およびG種早期取得費の計算は円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

G種優先株式の一部につき、この(11)に基づく取得を行う場合は、按分比例（端数については抽選）により行う。

(12) 金銭を対価とする取得請求権

株式会社新生銀行ならびにその子会社および関係会社により合計で当社の50%超の発行済普通株式が所有されないこととなった場合、D種優先株式およびE種優先株式の発行済み株式総数が0（ゼロ）となった日以降、G種優先株主は、G種優先株式の全部を当社が取得するよう、当社に対し請求することができる。

上記(12)にかかると取得価格は、1株につき当該請求によって行われるG種優先株式の取得の取得日に有効なG種優先株式取得価格に相当する額とする。

(13) 優先配当金の除斥期間

定款第38条の規定は、G種優先配当金およびG種優先中間配当金についてこれを準用する。



(14) 取得請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目 5 番33号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部

(15) 優先順位

D種優先株式およびE種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、G種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先し、G種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、B種優先株式およびC種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位に優先し、F種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位と同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年9月29日 (注) 1	普通株式 129,614	普通株式 193,474 第一回A種優先株式 5,000 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000	17,497	48,648	17,497	32,497
平成17年2月28日 (注) 2	D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500	普通株式 193,474 第一回A種優先株式 5,000 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500	120,500	169,148	120,500	152,997
平成17年3月28日 (注) 3	-	普通株式 193,474 第一回A種優先株式 5,000 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500	154,148	15,000	149,247	3,750

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年7月5日 (注)4	普通株式 34,036	普通株式 227,510 第一回A種優先株式 5,000 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500	-	15,000	-	3,750
平成18年8月30日 (注)5	第一回A種優先株式 5,000	普通株式 227,510 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500	-	15,000	-	3,750
平成19年3月26日 (注)6	F種優先株式 10,000	普通株式 227,510 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500 F種優先株式 10,000	10,000	25,000	10,000	13,750
平成19年6月28日 (注)7	-	普通株式 227,510 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500 F種優先株式 10,000	10,000	15,000	10,000	3,750

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年10月18日 (注) 8	普通株式 8,421	普通株式 235,931 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 71,500 F種優先株式 10,000	-	15,000	-	3,750
平成19年10月31日 (注) 9	E種優先株式 1,000	普通株式 235,931 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 70,500 F種優先株式 10,000	-	15,000	-	3,750
平成20年3月28日 (注) 10	G種優先株式 25,000	普通株式 235,931 第一回B種優先株式 10,000 第一回C種優先株式 15,000 D種優先株式 49,000 E種優先株式 70,500 F種優先株式 10,000 G種優先株式 25,000	25,000	40,000	25,000	28,750

- (注) 1. 有償、第三者割当、発行価格 270円、資本組入額 135円、割当先 株式会社ワイエムエス・シックス  
2. D種優先株式：有償、第三者割当、発行価格 2,000円、資本組入額 1,000円、割当先 株式会社ワイエムエス・シックス、住友信託銀行株式会社、大同生命保険株式会社他 5 社  
E種優先株式：有償、第三者割当、発行価格 2,000円、資本組入額 1,000円、割当先 株式会社ワイエムエス・シックス他 1 社  
3. その他資本剰余金への振替えにより、資本金および資本準備金が減少しております。  
4. 第一回A種優先株式の取得と引換えに交付したことにより増加しております。  
5. 消却したことにより減少しております。  
6. 有償、第三者割当、発行価格 2,000円、資本組入額 1,000円、割当先 株式会社新生銀行  
7. その他資本剰余金への振替えにより、資本金および資本準備金が減少しております。  
8. E種優先株式の取得と引換えに交付したことにより増加しております。  
9. 消却したことにより減少しております。  
10. 有償、第三者割当、発行価格 2,000円、資本組入額 1,000円、割当先 株式会社新生銀行

(5)【所有者別状況】  
普通株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	18	27	341	21	1	7,059	7,467	-
所有株式数（単元）	-	34,300	8,666	349,221	14,859	1	64,302	471,349	257,329
所有株式数の割合（％）	-	7.27	1.84	74.10	3.15	0.00	13.64	100.00	-

(注) 1. 自己株式 51,294株は「個人その他」に102単元、「単元未満株式の状況」に294株含まれております。  
2. 「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が、80単元含まれております。

第一回B種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数（単元）	-	-	-	20,000	-	-	-	20,000	-
所有株式数の割合（％）	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

第一回C種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数（単元）	-	-	-	30,000	-	-	-	30,000	-
所有株式数の割合（％）	-	-	-	100.00	-	-	-	100.00	-

D種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	14	1	3	-	-	-	18	-
所有株式数（単元）	-	58,500	1,500	38,000	-	-	-	98,000	-
所有株式数の割合（％）	-	59.69	1.53	38.78	-	-	-	100.00	-

E種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	1	-	-	-	2	-
所有株式数（単元）	-	1,000	-	140,000	-	-	-	141,000	-
所有株式数の割合（％）	-	0.71	-	99.29	-	-	-	100.00	-

F種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数（単元）	-	20,000	-	-	-	-	-	20,000	-
所有株式数の割合（％）	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

G種優先株式

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 500株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数（単元）	-	50,000	-	-	-	-	-	50,000	-
所有株式数の割合（％）	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

(6)【大株主の状況】  
普通株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ワイエムエス・シックス	東京都港区新橋一丁目18番16号	156,690	66.41
太陽生命保険株式会社	東京都港区海岸一丁目2番3号	8,421	3.56
三信株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目6番1号	4,083	1.73
三菱UFJファクター株式会社	東京都千代田区神田佐久間町一丁目10番地	3,906	1.65
大阪証券金融株式会社	大阪府中央区北浜二丁目4番6号	3,751	1.58
ジェーピー モルガン チェースバンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	3,660	1.55
株式会社エクシブ	東京都豊島区北大塚二丁目34番15号	1,558	0.66
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUS ETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	1,478	0.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,456	0.61
T I S 株式会社	東京都港区海岸一丁目14番5号 T I S 竹芝ビル経理部内	1,449	0.61
計	-	186,454	79.02

- (注) 1. 株式会社ワイエムエス・シックスは、株式会社新生銀行の100%子会社であります。  
2. 大阪証券金融株式会社の所有株式は、証券金融業務に係るものであります。  
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)の所有株式は、信託業務に係るものであります。

優先株式

ア. 第一回B種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ワイエムエス・シックス	東京都港区新橋一丁目18番16号	10,000	100.00

イ. 第一回C種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ワイエムエス・シックス	東京都港区新橋一丁目18番16号	15,000	100.00

ウ. D種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目5番33号	10,000	20.40
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	10,000	20.40
株式会社ワイエムエス・シックス	東京都港区新橋一丁目18番16号	8,500	17.34
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀一丁目2番1号	5,000	10.20
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	2,500	5.10
太陽生命保険株式会社	東京都港区海岸一丁目2番3号	2,500	5.10
アクサ生命保険株式会社	東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー	1,750	3.57
ジブラルタ生命保険株式会社	東京都千代田区永田町二丁目13番10号	1,750	3.57
エイアイジー・スター生命保険株式会社	東京都墨田区太平四丁目1番3号	1,500	3.06
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命証券管理部内	1,500	3.06
計	-	45,000	91.83

エ．E種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ワイエムエス・シックス	東京都港区新橋一丁目18番16号	70,000	99.29
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀一丁目2番1号	500	0.70
計	-	70,500	100.00

オ．F種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号	10,000	100.00

カ．G種優先株式

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号	25,000	100.00

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回B種優先株式 10,000,000	-	「1. 株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。
	第一回C種優先株式 15,000,000	-	
	D種優先株式 49,000,000	-	
	E種優先株式 70,500,000	141,000	
	F種優先株式 10,000,000	-	
	G種優先株式 25,000,000	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 51,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 235,623,500	471,247	-
単元未満株式	普通株式 257,329	-	一単元(500株)未満の株式
発行済株式総数	415,431,829	-	-
総株主の議決権	-	612,247	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式 40,000株(議決権80個)が含まれております。
2. E種優先株式は、無配当のため議決権が発生しております。
3. 提出日現在において、第一回B種優先株式、第一回C種優先株式およびF種優先株式は、株式500株に対して1個の議決権を有しております。

【自己株式等】

普通株式

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アプラス	大阪市中央区南船 場一丁目17番26号	51,000	-	51,000	0.02

(8)【ストックオプション制度の内容】  
該当事項はありません。



## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	14,805	1,726,245
当期間における取得自己株式	741	76,853

(注) 当期間における取得自己株式には、平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		当期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月27日)	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	51,294	-	52,035	-

(注) 当期間における保有自己株式には、平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当するE種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,000,000	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当事業年度における取得自己株式は、E種優先株式の株主からの取得請求に基づき取得したものであります。この取得と引換えに当社普通株式8,421,052株を交付しているため価額の総額は記載しておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月27日)	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	1,000,000	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

3【配当政策】

配当につきましては、財務体質の強化および将来の事業展開に備えるとともに、当社グループを取り巻く経営環境等を総合的に勘案し、中長期的な視点にたって株主の皆さまへの安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当金につきましては、D種優先株式は発行条件に則り実施させていただき、B種・C種・E種・F種優先株式および普通株式は、誠に遺憾ながら無配とさせていただきました。

内部留保資金につきましては、戦略ビジョンの実現に向けた基盤整備および財務体質の強化のために効果的に活用してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年11月14日 取締役会決議	D種優先株式	1,960	40.00
平成20年6月27日 定時株主総会決議	D種優先株式	1,960	40.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成17年9月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	242	356	744	780	635	187
最低(円)	64	168	320	420	152	64

(注) 1. 最高・最低株価は、大阪証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2. 第50期は、決算期変更に伴い平成17年4月1日から平成17年9月30日までの6ヵ月間となっております。

3. 第51期は、決算期変更に伴い平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヵ月間となっております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	平成19年11月	平成19年12月	平成20年1月	平成20年2月	平成20年3月
最高(円)	122	104	121	90	95	88
最低(円)	82	72	86	66	73	70

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	最高経営責任者	クラーク D. グラニン ジャー	昭和43年1月27日生	平成18年7月 株式会社新生銀行執行役員副社長 インスティテューショナルバンキン グ部門最高責任者部門長 平成19年3月 当社顧問 平成19年3月 当社代表取締役社長(現任)	(注)2	-
取締役副社長 (代表取締役)	最高執行責任者	籠谷 修司	昭和25年7月29日生	平成18年12月 新生信託銀行株式会社取締役受託 管理部長 平成19年3月 当社顧問 平成19年3月 当社代表取締役副社長 副社長執行 役員(現任) 平成19年6月 全日信販株式会社取締役会長(現 任)	(注)2	19
取締役	最高財務責任者	野口 郷司	昭和27年7月14日生	平成15年7月 株式会社新生銀行ビジネスソ リューション第二部長 平成16年10月 当社執行役員 平成17年2月 当社取締役常務執行役員(現任) 平成17年12月 アルファ債権回収株式会社取締役 (現任) 平成18年3月 全日信販株式会社監査役(現任)	(注)2	-
取締役	最高営業責任者	佐藤 正樹	昭和30年10月15日生	昭和54年4月 当社入社 平成11年10月 当社営業店部長 平成16年4月 当社執行役員営業推進部長 平成17年10月 当社常務執行役員営業本部長 平成18年6月 当社取締役常務執行役員(現任)	(注)2	14
常勤監査役		佐藤 義昭	昭和24年9月6日生	昭和52年3月 当社入社 平成10年11月 株式会社アプラスビジネスサー ビス取締役社長 平成16年6月 当社監査役(現任) 平成17年12月 アルファ債権回収株式会社監査役 (現任)	(注)3	8
常勤監査役		竹内 晃	昭和33年3月16日生	平成19年12月 株式会社新生銀行ビジネスプロ モーションユニット4ユニット長 平成20年6月 当社監査役(現任)	(注)4	-
監査役		森川 輝夫	昭和24年1月12日生	平成14年12月 東洋興業株式会社東京営業本部石 油販売第二部グループリーダー 平成16年6月 当社監査役(現任) 平成17年12月 アルファ債権回収株式会社監査役 (現任)	(注)3	9
監査役		宇都宮 加城	昭和39年3月23日生	平成19年3月 株式会社新生銀行コンプライア ンス統括部次長(現任) 平成20年6月 当社監査役(現任)	(注)4	-
計						51

- (注) 1. 監査役竹内晃、森川輝夫および宇都宮加城は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
2. 平成20年6月27日開催の定時株主総会終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
3. 平成19年6月28日開催の定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
4. 平成20年6月27日開催の定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
5. 当社では、経営のより迅速な意思決定を行うとともに、業務執行体制の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は13名で、その氏名、役名等は次のとおりであります。

役名	職名	氏名	取締役の兼務状況
副社長執行役員	最高執行責任者	籠谷 修司	(代表取締役)
常務執行役員	最高財務責任者、財務部長	野口 郷司	(取締役)
常務執行役員	最高営業責任者	佐藤 正樹	(取締役)
常務執行役員	営業部門副部門長	八木 康雄	
常務執行役員	最高IT責任者	ピーテル B. フランケン	
常務執行役員	最高マーケティング責任者	須賀 亜衣子	

役名	職名	氏名	取締役の兼務状況
執行役員	最高オペレーション責任者	畝森 達朗	
執行役員	営業部門副部門長	渡辺 勝之	
執行役員	システム企画部長	拝郷 秀夫	
執行役員	最高信用リスク責任者、与信戦略部長	嶋崎 雅之	
執行役員	最高購買責任者	市橋 正一	
執行役員	マーケティング部門副部門長、ハウジングファイナンス部長	奥田 正一	
執行役員	最高人事責任者、人事部長	柏木 正	

6. 当社では、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
大森 茂人	昭和26年2月3日生	平成18年1月 株式会社新生銀行コンシューマーアンドコマースシャルファイナンス本部部長 平成20年6月 株式会社新生銀行リテール関連審査部部長(現任)	-

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

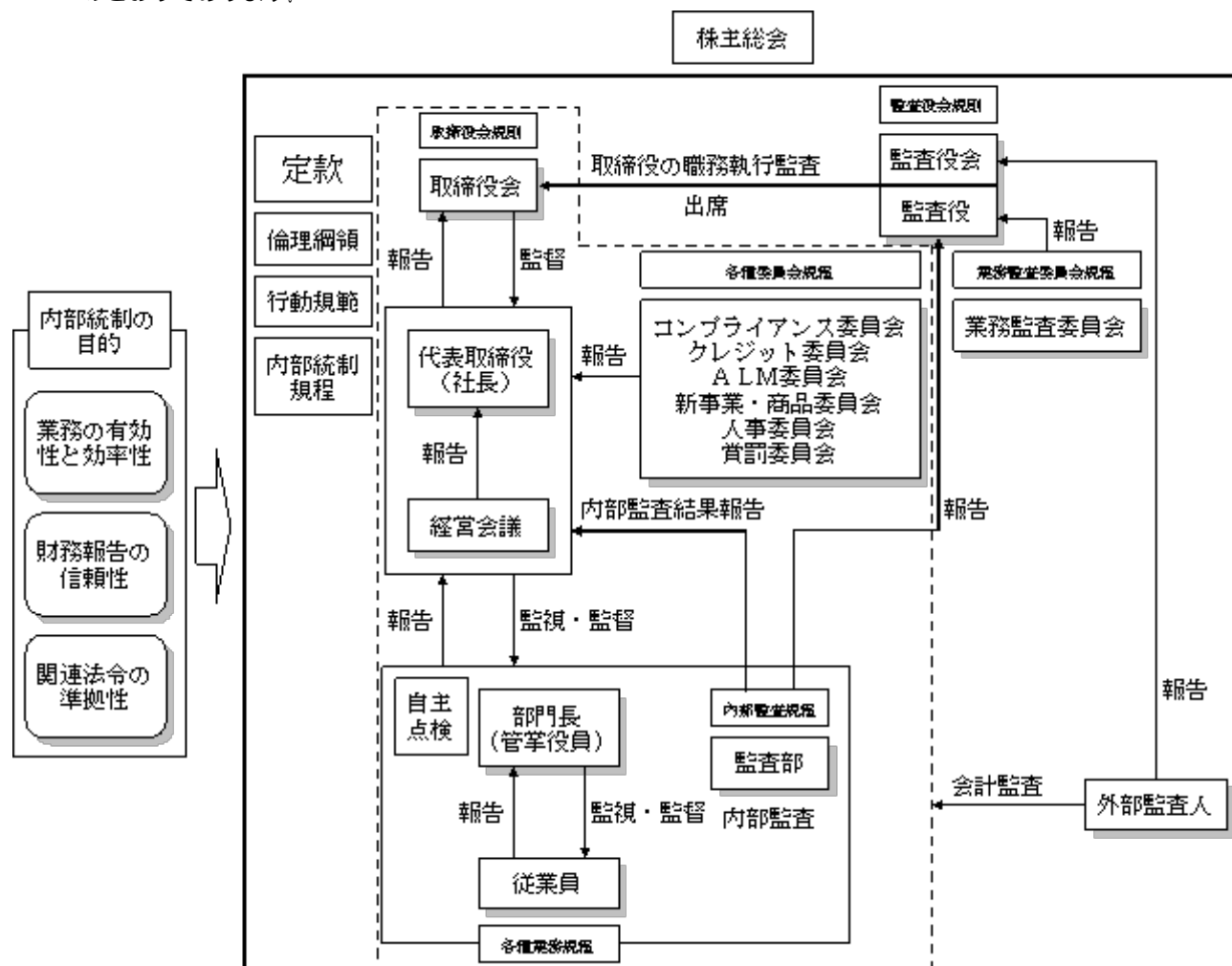
### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営監視機能の強化およびコンプライアンス体制の充実による経営の健全性を保持し、経営環境の変化への迅速な対応および経営効率の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスに関する基本方針としております。

### (2) 会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況等

当社は、「財務部門」「営業部門」「マーケティング部門」「信用リスク管理部門」「IT部門」「人事部門」「オペレーション部門」の7部門からなる部門制を採用し、業務執行のスピードアップを図るとともにその成果と責任を明確にしております。

当社の経営上の意思決定、執行および監督に係る業務執行組織その他コーポレート・ガバナンス体制の概要は、次のとおりであります。



取締役会については、毎月1回定期的に、また必要に応じて開催されており、経営の重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を逐次監督しております。当事業年度末現在の当社の取締役は6名、うち1名は当社と利害関係のない社外取締役であります。

経営監視機能としましては、当社は監査役制度を採用しており、監査役が取締役会やその他の主要な会議への出席や意見具申を通じ監視機能を果たしております。当事業年度末現在の当社の監査役は4名、うち2名は当社と利害関係のない社外監査役であります。

会社内部における牽制の仕組みについては、代表取締役社長直轄の独立組織として監査部を設置し、社内における、一切の業務活動および諸制度が適正かつ合理的に遂行されているかを検証しています。監査結果については代表取締役および担当役員並びに監査役に報告し、該当部署に対して改善指導等を実施し、内部統制の充実を図っております。

会計監査については、当社は会計監査人の監査計画に対応して適切に資料・情報等を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。会計監査人から監査役に対し定期的に監査状況の報告と意見交換が行われ、また会計監査上の観点から認識しておくべき経営課題の有無などについても代表取締役社長と意見交換が行われております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、五十幡 理一郎、岩本 正の2名であり、監査法人トーマツに所属しております。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士補等5名、その他6名であります。

コンプライアンス体制の充実については、コンプライアンス委員会およびコンプライアンス統括部を設置するとともに、複数の顧問弁護士と連携し、社内のあらゆる事象に対して法令遵守の観点からチェックを行い、またコンプライアンスマニュアルを制定し、全社員への教育および啓蒙を徹底しております。

内部統制システムの整備状況については、平成18年5月に取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、ならびにその他業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部統制システムの構築）に関する基本方針として制定した「内部統制規程」に基づき、倫理綱領、行動規範などの社内諸規程の整備を行い法令遵守やリスク管理のための社内体制の整備に取り組んでおります。

リスク管理体制の整備状況については、当社の業務運営に係るリスクとその管理部署を明確にし、各リスクの管理規程を制定する等、リスク管理を恒常的に行う体制の整備およびその円滑な運営等に努めております。

また、当社では、「コンプライアンス委員会」「クレジット委員会」「ALM委員会」「新事業・商品委員会」「人事委員会」「賞罰委員会」「業務監査委員会」の7つの委員会を設置し、適切な内部統制システムの構築と経営監視機能の充実を図っております。

### (3) 役員報酬および監査報酬

当事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬ならびに監査法人に対する監査報酬は以下のとおりであります。

役員報酬		監査報酬	
取締役を支払った報酬	72 百万円	監査証明に係る報酬	69 百万円
監査役を支払った報酬	30	上記以外の報酬	12
(うち社外監査役)	( 1)	計	81
計	103		

上記役員報酬のほか、平成19年6月28日開催の第52期定時株主総会決議に基づく退職慰労金を下記のとおり支給しております。

退任取締役2名、退任監査役1名、合計43百万円

### (4) 取締役の定数

当社は、取締役の定数について、25名以内とする旨を定款に定めております。

### (5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款に定めております。

### (6) 剰余金の配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への事業年度中における還元を行うことを目的とするものであります。

### (7) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の連結財務諸表および前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、ならびに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の連結財務諸表および当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	3	219,639		198,031	
割賦売掛金	1・ 2	530,132		471,834	
信用保証割賦売掛金		694,297		654,670	
有価証券	4	-		10,552	
繰延税金資産		10,200		11,613	
金銭の信託	5	82,555		60,703	
その他		23,732		34,839	
貸倒引当金		50,152		46,595	
流動資産合計		1,510,404	97.4	1,395,648	97.4
固定資産					
有形固定資産					
貸与資産		233		-	
建物及び構築物		2,948		2,868	
土地		5,739		5,613	
その他		333		1,587	
有形固定資産合計	6	9,255	0.6	10,069	0.7
無形固定資産					
ソフトウェア		8,707		8,916	
のれん		7,568		6,727	
施設利用権等		5		-	
その他		-		4	
無形固定資産合計		16,281	1.0	15,647	1.1
投資その他の資産					
投資有価証券		2,216		1,556	
繰延税金資産		-		126	
その他		12,624		10,270	
投資その他の資産合計		14,840	1.0	11,953	0.8
固定資産合計		40,377	2.6	37,670	2.6
繰延資産					
社債発行費		-		65	
繰延資産合計		-	-	65	0.0
資産合計		1,550,781	100.0	1,433,384	100.0



区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>					
<b>流動負債</b>					
支払手形及び買掛金		20,592		20,491	
信用保証買掛金		694,297		654,670	
短期借入金		244,100		200,500	
一年以内返済予定の長期借入金		100,784		106,445	
コマーシャルペーパー		89,300		-	
短期社債		-		43,600	
未払法人税等		236		286	
賞与引当金		970		1,039	
ポイント引当金		447		741	
預り金		102,617		101,235	
割賦利益繰延	7	54,771		40,902	
その他		8,248		6,693	
<b>流動負債合計</b>		<b>1,316,365</b>	<b>84.9</b>	<b>1,176,605</b>	<b>82.1</b>
<b>固定負債</b>					
社債		-		25,000	
長期借入金		162,429		109,387	
繰延税金負債		118		77	
退職給付引当金		434		614	
役員退職慰労引当金		-		65	
利息返還損失引当金		10,352		8,632	
その他		1,506		1,317	
<b>固定負債合計</b>		<b>174,841</b>	<b>11.3</b>	<b>145,095</b>	<b>10.1</b>
<b>負債合計</b>		<b>1,491,207</b>	<b>96.2</b>	<b>1,321,701</b>	<b>92.2</b>

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		25,000	1.6	40,000	2.8
資本剰余金		57,893	3.7	67,126	4.7
利益剰余金		23,171	1.5	4,799	0.3
自己株式		15	0.0	17	0.0
株主資本合計		59,706	3.8	111,909	7.8
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差 額金		14	0.0	260	0.0
繰延ヘッジ損益		150	0.0	16	0.0
評価・換算差額等合計		165	0.0	276	0.0
少数株主持分		32	0.0	50	0.0
純資産合計		59,574	3.8	111,683	7.8
負債純資産合計		1,550,781	100.0	1,433,384	100.0

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益					
総合あっせん収益			8,900		9,965
個品あっせん収益	1		20,502		14,882
信用保証収益			26,424		21,207
融資収益			44,931		49,565
金融収益					
受取利息		20		85	
その他		2,348	2,369	2,374	2,459
その他の営業収益			8,285		8,719
営業収益合計			111,414	100.0	106,799
営業費用					
販売費及び一般管理費	2		120,689		97,183
金融費用					
支払利息		5,656		6,980	
その他		33	5,690	130	7,111
営業費用合計			126,379	113.4	104,294
営業利益(営業損失)			14,964	13.4	2,505
営業外収益					
持分法投資利益		240		-	
株式売却仲介手数料返還額		245		-	
固定資産売却益	3	-		54	
保証金利息収入		-		42	
雑収入		262	747	123	220
営業外費用					
株式交付費		108		189	
投資有価証券評価損		-		30	
社債発行費償却		-		25	
雑損失		654	762	50	296
経常利益(経常損失)			14,979	13.4	2,429

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)			当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	百分比 (%)
特別利益							
投資有価証券売却益		-	-	-	2,448	2,448	2.3
特別損失							
特別退職金		4,499			-		
債権処分損		1,282			-		
利息返還損失引当金繰 入額		909			-		
ソフトウェア評価損		880			-		
その他		1,152	8,724	7.9	-	-	-
税金等調整前当期純利益 (税金等調整前当期純 損失)			23,703	21.3		4,878	4.6
法人税、住民税及び事業税		132			149		
法人税等調整額		5,571	5,704	5.1	1,413	1,263	1.1
少数株主利益(少数株 主損失)			21	0.0		16	0.0
当期純利益 (当期純損失)			29,386	26.4		6,124	5.7

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	15,000	47,912	13,933	121	76,724
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	10,000	10,000			20,000
利益処分による利益配当			3,024		3,024
剰余金の配当			3,032		3,032
持分法の適用除外			1,661		1,661
当期純損失			29,386		29,386
自己株式の処分		19		108	88
自己株式の取得				2	2
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	10,000	9,980	37,104	105	17,018
平成19年3月31日 残高 (百万円)	25,000	57,893	23,171	15	59,706

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	170	-	170	51	76,946
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					20,000
利益処分による利益配当					3,024
剰余金の配当					3,032
持分法の適用除外					1,661
当期純損失					29,386
自己株式の処分					88
自己株式の取得					2
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	184	150	335	18	353
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	184	150	335	18	17,372
平成19年3月31日 残高 (百万円)	14	150	165	32	59,574

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 (百万円)	25,000	57,893	23,171	15	59,706
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	25,000	25,000			50,000
資本金から資本剰余金への振替	10,000	10,000			-
資本剰余金から利益剰余金への 振替		21,846	21,846		-

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
剰余金の配当		3,920			3,920
当期純利益			6,124		6,124
自己株式の取得				1	1
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計 （百万円）	15,000	9,233	27,971	1	52,202
平成20年3月31日 残高 （百万円）	40,000	67,126	4,799	17	111,909

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
平成19年3月31日 残高 （百万円）	14	150	165	32	59,574
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					50,000
資本金から資本剰余金への振替					-
資本剰余金から利益剰余金への 振替					-
剰余金の配当					3,920
当期純利益					6,124
自己株式の取得					1
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	245	134	111	17	93
連結会計年度中の変動額合計 （百万円）	245	134	111	17	52,109
平成20年3月31日 残高 （百万円）	260	16	276	50	111,683

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前当期純利益(税金 等調整前当期純損失)		23,703	4,878
減価償却費		2,838	2,765
のれん償却額		844	840
貸倒引当金の増減額(減少: )		1,610	3,556
利息返還損失引当金の増減額 (減少: )		10,352	1,719
固定資産廃棄費		125	64
固定資産売却損益(益: )		-	54
投資有価証券売却損益(益: )		-	2,448
債権処分損		1,282	-
特別退職金		4,499	-
ソフトウェア評価損		880	-
受取利息及び受取配当金		2,369	2,459
支払利息		5,656	6,980
持分法による投資利益		240	-
売上債権の増減額(増加: )		57,215	52,755
仕入債務の増減額(減少: )		427	1,482
その他		927	9
小計		58,492	56,553
利息及び配当金の受取額		2,369	2,460
利息の支払額		5,216	6,699
特別退職金の支払額		3,710	789
法人税等の支払額		120	99
営業活動によるキャッシュ・フロー		51,815	51,424

		前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		8,234	2,649
有形固定資産の売却による収入		8,133	1,305
無形固定資産の取得による支出		2,113	2,494
投資有価証券の売却による収入		-	2,650
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	1	990	-
その他		122	2,355
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,345	1,168
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額 (減少: )		56,404	43,600
コマーシャルペーパーの純増減額 (減少: )		31,600	-
短期社債の純増減額(減少: )		-	45,700
長期借入れによる収入		44,403	55,000
長期借入金の返済による支出		110,598	102,381
社債の発行による収入		-	25,000
新株式の発行による収入		20,000	50,000
配当金の支払額		6,056	3,920
その他		35	282
財務活動によるキャッシュ・フロー		35,715	65,883
現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
現金及び現金同等物の増減額(減少: )		86,185	13,290
現金及び現金同等物の期首残高		138,543	224,729
現金及び現金同等物の期末残高	2	224,729	211,438



連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社数 (2) 主要な連結子会社名 (3) 当連結会計年度中の増加 (4) 当連結会計年度中の減少	7社 全日信販(株) アルファ債権回収(株) (株)アプラスビジネスサービス パシフィック・オート・トレーディング (株) 1社 株式取得によるもの 新生セールスファイナンス(株) 2社 会社清算によるもの (株)大信販 アプラス商事(株)	同左 同左
2. 持分法の適用に関する事項 当連結会計年度中の減少	1社 エム・ユー・フロンティア債権回収 (株)は、当連結会計年度末において、当社の及ぼす影響力が重要でなくなったことにより、関連会社に該当しなくなったため、持分法適用会社から除外いたしました。	
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。	同左
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 その他有価証券 (ア) 時価のあるもの  (イ) 時価のないもの デリバティブ (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 ア. 貸与資産  イ. その他の有形固定資産  無形固定資産 (ソフトウェア)	決算日の市場価格等に基づく時価法 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。 移動平均法による原価法 時価法  リース期間を償却年数とし、リース期間満了時の見積処分価額を残存価額とする定額法を採用しております。 定率法を採用しております。ただし、東京研修会館の建物及び構築物ならびに平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(5~8年)に基づく定額法を採用しております。	同左  同左 同左  同左 同左  同左

	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
(3) 繰延資産の処理方法 株式交付費 社債発行費	計上時に全額費用処理しております。	同左 社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
(4) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。 なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は53,307百万円であります。 また、当連結会計年度末については、平成19年1月の当社経営変革の実施に際し、今後想定される信用収縮への備えを強化するため、回収体制を見直すとともに、貸倒引当基準をより厳格化した結果、従来の基準に比べ7,023百万円多く計上しております。	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。 なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は78,776百万円であります。
賞与引当金	従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。	同左
ポイント引当金	ポイント制度によりお客さまに付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の費用負担見込額を計上しております。 (追加情報) 従来、お客さまに付与したポイントの使用により発生する費用については、実際に使用された時点で費用処理しておりましたが、平成18年2月から新たなポイント制度を採用したカードの発行を開始したことなどにより重要性が増しつつあるため、当連結会計年度より将来の費用負担見込額について「ポイント引当金」として計上しております。 なお、従来、流動負債の「その他」に含めておりました子会社における同引当金(前連結会計年度末残高120百万円)についても、当連結会計年度より「ポイント引当金」に含めて計上しております。 これにより、従来と比較して販売費及び一般管理費、営業損失、経常損失および税金等調整前当期純損失は、それぞれ327百万円多く計上されております。	ポイント制度によりお客さまに付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の費用負担見込額を計上しております。

	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
退職給付引当金および 前払年金費用	<p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～12年）による定額法により処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>前払年金費用(2,949百万円)は、投資その他の資産の「その他」に含めて記載しております。</p>	<p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～12年）による定額法により処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>前払年金費用(3,394百万円)は、投資その他の資産の「その他」に含めて記載しております。</p>
役員退職慰労引当金		<p>役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。</p> <p>（会計処理方法の変更）</p> <p>従来、役員に対する退職慰労金については、支給した時点で費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）が公表されたことを踏まえ、当連結会計年度から内規に基づく当連結会計年度末における要支給額について「役員退職慰労引当金」として計上しております。</p> <p>これにより、従来と比較して販売費及び一般管理費が65百万円多く計上され、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は65百万円少なく計上されております。</p>
利息返還損失引当金	<p>将来の利息返還請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。</p> <p>（追加情報）</p> <p>従来、利息返還に伴う損失に対する引当金（前連結会計年度末残高1,050百万円）については、「貸倒引当金」に含めて計上しておりましたが、日本公認会計士協会より「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号 平成18年10月13日）が公表されたことを踏まえ、当連結会計年度において、「利息返還損失引当金」として計上するとともに期首時</p>	<p>将来の利息返還請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。</p>

	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																				
(5) 重要なリース取引の処理方法	<p>点における見積方法変更差額909百万円については特別損失として計上しております。なお、当連結会計年度末については、平成18年12月の「貸金業の規制等に関する法律」等の改正を受け、利息返還請求の増加が見られ、今後もその傾向が継続すると見込まれると判断した結果、大幅に積み増しております。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左																				
(6) 重要なヘッジ会計の方法	<p>繰延ヘッジを採用しております。</p> <p>なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。</p> <p>当社は、為替変動リスクに対して為替予約取引を、金利変動リスクに対して金利オプション取引および金利スワップ取引を選択する方針であり、当連結会計年度においては、借入金を対象に金利オプション取引および金利スワップ取引を実施しております。</p> <p>有効性の評価は、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率により行っております。</p>	同左																				
(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 収益の計上基準	<p>営業収益の計上は、期日到来基準とし、次の方法によっております。</p> <p>(アドオン方式契約)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>信用保証(保証料契約時一括受領)</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>信用保証(保証料分割受領)</td> <td>定額法</td> </tr> </tbody> </table> <p>(残債方式契約)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>信用保証(保証料分割受領)</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>残債方式</td> </tr> </tbody> </table>	部門	計上方法	総合あっせん	7・8分法	個品あっせん	7・8分法	信用保証(保証料契約時一括受領)	7・8分法	信用保証(保証料分割受領)	定額法	部門	計上方法	総合あっせん	残債方式	個品あっせん	残債方式	信用保証(保証料分割受領)	残債方式	融資	残債方式	同左
部門	計上方法																					
総合あっせん	7・8分法																					
個品あっせん	7・8分法																					
信用保証(保証料契約時一括受領)	7・8分法																					
信用保証(保証料分割受領)	定額法																					
部門	計上方法																					
総合あっせん	残債方式																					
個品あっせん	残債方式																					
信用保証(保証料分割受領)	残債方式																					
融資	残債方式																					

	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
消費税等の会計処理	<p>(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。</p> <p>1. 上記営業収益の計上方法は、代行手数料収入、利用者手数料収入、貸付利息収入、保証料収入、売上割戻しを対象としております。</p> <p>2. 一時的収入としての性格が強い、カード諸手数料収入、事務手数料収入、延滞利息収入は現金授受時に収益計上しております。</p> <p>3. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数分の積数で按分し、各返済期日到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。</p> <p>4. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上する方法であります。</p> <p>消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p> <p>また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>	同左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	全面時価評価法を採用しております。	同左
6. のれんの償却に関する事項	のれんは、10年間で均等償却を行うこととしております。	同左
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金および流動性が高く容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する短期的な投資等からなっております。	同左

会計処理方法の変更

前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は59,692百万円であります。</p>	

表示方法の変更

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(連結貸借対照表) のれん  コマーシャルペーパー  有価証券  貸与資産  施設利用権等  短期社債	<p>従来、「連結調整勘定」として掲記しておりましたが、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度から「のれん」として表示する方法に変更しました。</p> <p>負債純資産合計額の100分の5を超えることとなったため、当連結会計年度から区分掲記する方法に変更しました。なお、前連結会計年度は、流動負債の「その他」に57,700百万円含まれております。</p>	<p>「金融商品取引法」(「証券取引法等の一部を改正する法律」(法律第65号 平成18年6月14日))が施行され、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成11年1月22日)および「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 平成12年1月31日)が改正されたことにより、従来「金銭の信託」として表示していたもの一部(当連結会計年度末10,552百万円)が、「有価証券」として取り扱われることとなったため、当連結会計年度から「有価証券」として表示する方法に変更しました。なお、前連結会計年度は「金銭の信託」に17,090百万円含まれております。</p> <p>従来、「貸与資産」(当連結会計年度末587百万円)として掲記しておりましたが、当連結会計年度から有形固定資産の「その他」に含めて表示する方法に変更しました。</p> <p>従来、「施設利用権等」(当連結会計年度末4百万円)として掲記しておりましたが、当連結会計年度から無形固定資産の「その他」に含めて表示する方法に変更しました。</p> <p>従来、「コマーシャルペーパー」として掲記しておりましたが、当連結会計年度から「短期社債」として表示する方法に変更しました。</p>
(連結損益計算書) 販売費及び一般管理費	<p>従来、「販売費及び一般管理費」は費目別に掲記しておりましたが、当連結会計年度より一括して掲記する方法に変更しました。なお、主要な費目およびその金額は注記事項(連結損益計算書関係)に記載しております。</p>	

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
投資有価証券売却益		金額の重要性が増したため、当連結会計年度から特別利益に区分掲記する方法に変更しました。なお、前連結会計年度は、営業外収益の「雑収入」に8百万円含まれております。
(連結キャッシュ・フロー計算書) 投資有価証券売却損益	従来、「投資有価証券売却損益」として区分掲記しておりましたが、金額の重要性がなくなったため(当連結会計年度8百万円)、当連結会計年度から「その他」に含めて表示する方法に変更しました。	金額の重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記する方法に変更しました。なお、前連結会計年度は、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に8百万円含まれております。
投資有価証券の売却による収入	従来、「投資有価証券の売却による収入」として区分掲記しておりましたが、金額の重要性がなくなったため(当連結会計年度14百万円)、当連結会計年度から「その他」に含めて表示する方法に変更しました。	金額の重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記する方法に変更しました。なお、前連結会計年度は、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に14百万円含まれております。
コマーシャルペーパーの純増減額	連結貸借対照表において、「コマーシャルペーパー」を区分掲記することとなったため、当連結会計年度から区分掲記する方法に変更しました。 なお、前連結会計年度は、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に37,700百万円含まれております。	
短期社債の純増減額		従来、「コマーシャルペーパーの純増減額」として掲記しておりましたが、当連結会計年度から「短期社債の純増減額」として表示する方法に変更しました。

追加情報

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	当社は、業務提携取引に関連し、平成19年11月クレジットカード提携先から報奨金等の支払額に係る民事訴訟を提起されましたが、現時点で同訴訟の結果を予測することはできません。

注記事項  
(連結貸借対照表関係)

	前連結会計年度 (平成19年3月31日)				当連結会計年度 (平成20年3月31日)					
1. 部門別割賦売掛金	(単位:百万円)				(単位:百万円)					
	部門		金額		部門		金額			
	総合あっせん		42,182		総合あっせん		46,671			
	個品あっせん		233,835		個品あっせん		195,740			
	融資		253,979		融資		229,413			
	その他		134		その他		8			
	計		530,132		計		471,834			
2. 割賦売掛金を流動化した残高	個品あっせん債権		47,986百万円		個品あっせん債権		36,798百万円			
	融資債権		18,771		融資債権		17,231			
3. 担保に供している資産	(単位:百万円)				(単位:百万円)					
	科目		金額		科目		金額			
	現金及び預金 (定期預金)		60		現金及び預金 (定期預金)		60			
4. 有価証券					信用保証業務の一環として保有している信託受益権であります。					
5. 金銭の信託	信用保証業務の一環として設定しているものであります。				同左					
6. 減価償却累計額 有形固定資産	2,840百万円				3,083百万円					
7. 部門別割賦利益繰延	(単位:百万円)									
	部門	前連結会計年度末残高	当連結会計年度増加額	当連結会計年度減少額	当連結会計年度末残高	部門	前連結会計年度末残高	当連結会計年度増加額	当連結会計年度減少額	当連結会計年度末残高
	総合あっせん	312	9,075	8,900	486 (95)	総合あっせん	486	9,960	9,965	481 (69)
	個品あっせん	23,570	22,266	20,502	25,334 (3,070)	個品あっせん	25,334	8,777	14,882	19,229 (2,180)
	信用保証	38,307	17,040	26,424	28,922	信用保証	28,922	13,476	21,207	21,191
	その他	43	0	14	28	その他	28	-	28	-
	計	62,233	48,381	55,843	54,771 (3,165)	計	54,771	32,214	46,083	40,902 (2,250)
	(注) ( )内の金額は、加盟店手数料であり、内数であります。				(注) ( )内の金額は、加盟店手数料であり、内数であります。					
8. 偶発債務										
(1) 保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高	43,843百万円				38,788百万円					
(2) 従業員借入金保証残高	565百万円				301百万円					



	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
9. ローンカードおよびクレジットカードに付帯するカードキャッシングにおける貸出未実行残高	1,997,195百万円  なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社グループが任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。	1,909,145百万円  なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社グループが任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。
10. リスク管理債権	<p>リスク管理債権とは、「割賦売掛金」、「信用保証割賦売掛金」のうち、以下の債権であります。</p> <p>(1) 破綻先債権 121百万円 (2) 延滞債権 7,073百万円 (3) 3ヵ月以上延滞債権 12,051百万円 (4) 貸出条件緩和債権 37,058百万円</p> <p>(注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上債権」という)等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権であります。</p> <p>2. 延滞債権とは、未収利息不計上債権等(実質破綻先に対する債権のうち貸倒償却を行った部分を除く。)であって、破綻先債権以外の債権であります。</p> <p>3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、3ヵ月以上遅延している債権で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払猶予等、債務者に有利となる取決めを行った債権で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>リスク管理債権とは、「割賦売掛金」、「信用保証割賦売掛金」のうち、以下の債権であります。</p> <p>(1) 破綻先債権 80百万円 (2) 延滞債権 9,247百万円 (3) 3ヵ月以上延滞債権 11,014百万円 (4) 貸出条件緩和債権 30,619百万円</p> <p>(注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上債権」という)等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権であります。</p> <p>2. 延滞債権とは、未収利息不計上債権等(実質破綻先に対する債権のうち貸倒償却を行った部分を除く。)であって、破綻先債権以外の債権であります。</p> <p>3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、3ヵ月以上遅延している債権で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払猶予等、債務者に有利となる取決めを行った債権で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
	5. 上記破綻先債権、および延滞債権のうち実質破綻先(破綻先と同等の状況にある債務者)に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、それぞれ3,701百万円、49,605百万円を直接減額しております。	5. 上記破綻先債権、および延滞債権のうち実質破綻先(破綻先と同等の状況にある債務者)に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、それぞれ4,309百万円、74,466百万円を直接減額しております。

(連結損益計算書関係)

	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																												
1. 割賦売掛金を流動化したことによる収益	個品あっせん収益 522百万円	個品あっせん収益 187百万円																												
2. 販売費及び一般管理費	<p>主な内容は、以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>47,863百万円</td></tr> <tr><td>利息返還損失引当金繰入額</td><td>8,535</td></tr> <tr><td>従業員給料手当</td><td>12,909</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>970</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>20,412</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入額	47,863百万円	利息返還損失引当金繰入額	8,535	従業員給料手当	12,909	賞与引当金繰入額	970	支払手数料	20,412	<p>主な内容は、以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>38,208百万円</td></tr> <tr><td>利息返還損失引当金繰入額</td><td>3,732</td></tr> <tr><td>従業員給料手当</td><td>8,467</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>1,039</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>20,179</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入額	38,208百万円	利息返還損失引当金繰入額	3,732	従業員給料手当	8,467	賞与引当金繰入額	1,039	支払手数料	20,179								
貸倒引当金繰入額	47,863百万円																													
利息返還損失引当金繰入額	8,535																													
従業員給料手当	12,909																													
賞与引当金繰入額	970																													
支払手数料	20,412																													
貸倒引当金繰入額	38,208百万円																													
利息返還損失引当金繰入額	3,732																													
従業員給料手当	8,467																													
賞与引当金繰入額	1,039																													
支払手数料	20,179																													
3. 固定資産売却益		<p>内容は、以下のとおりであります。</p> <p>土地 54百万円</p>																												
4. 部門別取扱高	(単位：百万円)	(単位：百万円)																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総合あっせん</td><td>376,948 (376,087)</td></tr> <tr><td>個品あっせん</td><td>152,080 (139,386)</td></tr> <tr><td>信用保証</td><td>392,790 (361,763)</td></tr> <tr><td>融資</td><td>189,352 (189,352)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,183,030</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,294,201</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) ( )内の金額は、元本取扱高であります。</p>	部門	金額	総合あっせん	376,948 (376,087)	個品あっせん	152,080 (139,386)	信用保証	392,790 (361,763)	融資	189,352 (189,352)	その他	1,183,030	計	2,294,201	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総合あっせん</td><td>440,407 (439,608)</td></tr> <tr><td>個品あっせん</td><td>94,012 (85,789)</td></tr> <tr><td>信用保証</td><td>324,552 (307,445)</td></tr> <tr><td>融資</td><td>145,074 (145,074)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,278,165</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,282,212</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) ( )内の金額は、元本取扱高であります。</p>	部門	金額	総合あっせん	440,407 (439,608)	個品あっせん	94,012 (85,789)	信用保証	324,552 (307,445)	融資	145,074 (145,074)	その他	1,278,165	計	2,282,212
部門	金額																													
総合あっせん	376,948 (376,087)																													
個品あっせん	152,080 (139,386)																													
信用保証	392,790 (361,763)																													
融資	189,352 (189,352)																													
その他	1,183,030																													
計	2,294,201																													
部門	金額																													
総合あっせん	440,407 (439,608)																													
個品あっせん	94,012 (85,789)																													
信用保証	324,552 (307,445)																													
融資	145,074 (145,074)																													
その他	1,278,165																													
計	2,282,212																													

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1	193,474,018	34,036,759	-	227,510,777
第一回A種優先株式 (注)2	5,000,000	-	5,000,000	-
第一回B種優先株式	10,000,000	-	-	10,000,000
第一回C種優先株式	15,000,000	-	-	15,000,000
D種優先株式	49,000,000	-	-	49,000,000
E種優先株式	71,500,000	-	-	71,500,000
F種優先株式 (注)3	-	10,000,000	-	10,000,000
合計	343,974,018	44,036,759	5,000,000	383,010,777
自己株式				
普通株式 (注)4・5	205,744	6,992	176,247	36,489
第一回A種優先株式 (注)6・7	-	5,000,000	5,000,000	-
合計	205,744	5,006,992	5,176,247	36,489

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、第一回A種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付したことによるものであります。

2. 第一回A種優先株式の発行済株式総数の減少は、消却したことによるものであります。

3. F種優先株式の発行済株式総数の増加は、新株式の発行によるものであります。

4. 普通株式(自己株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

5. 普通株式(自己株式)の減少は、子会社が保有していた親会社株式の売却によるものであります。

6. 第一回A種優先株式(自己株式)の増加は、取得請求に基づき取得したことによるものであります。

7. 第一回A種優先株式(自己株式)の減少は、消却したことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	D種優先株式	1,954	39.890	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	E種優先株式	1,069	14.959		
平成18年11月15日 取締役会	D種優先株式	1,960	40.000	平成18年9月30日	平成18年12月8日
	E種優先株式	1,072	15.000		

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	D種優先株式	1,960	資本剰余金	40.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

当連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式 (注) 1	227,510,777	8,421,052	-	235,931,829
第一回B種優先株式	10,000,000	-	-	10,000,000
第一回C種優先株式	15,000,000	-	-	15,000,000
D種優先株式	49,000,000	-	-	49,000,000
E種優先株式 (注) 2	71,500,000	-	1,000,000	70,500,000
F種優先株式	10,000,000	-	-	10,000,000
G種優先株式 (注) 3	-	25,000,000	-	25,000,000
合計	383,010,777	33,421,052	1,000,000	415,431,829
自己株式				
普通株式 (注) 4	36,489	14,805	-	51,294
E種優先株式 (注) 5・6	-	1,000,000	1,000,000	-
合計	36,489	1,014,805	1,000,000	51,294

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、E種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付したことによるものであります。

2. E種優先株式の発行済株式総数の減少は、消却したことによるものであります。

3. G種優先株式の発行済株式総数の増加は、新株式の発行によるものであります。

4. 普通株式(自己株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

5. E種優先株式(自己株式)の増加は、取得請求に基づき取得したことによるものであります。

6. E種優先株式(自己株式)の減少は、消却したことによるものであります。

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	D種優先株式	1,960	40.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月14日 取締役会	D種優先株式	1,960	40.00	平成19年9月30日	平成19年12月7日

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	D種優先株式	1,960	資本剰余金	40.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																														
1. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産および負債の主な内訳	<p>株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産および負債の内訳ならびに取得価額と取得に伴う収入(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <p>新生セールスファイナンス株式会社 (平成18年4月1日現在)</p> <table> <tr> <td>流動資産</td> <td>40,011</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>177</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>38,880</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>225</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新生セールスファイナンス(株)株式の取得価額</td> <td>1,083</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新生セールスファイナンス(株)の現金及び現金同等物</td> <td>2,074</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引: 新生セールスファイナンス(株)株式取得に伴う収入</td> <td>990</td> <td></td> </tr> </table>	流動資産	40,011	百万円	固定資産	177		流動負債	38,880		固定負債	225		新生セールスファイナンス(株)株式の取得価額	1,083		新生セールスファイナンス(株)の現金及び現金同等物	2,074		差引: 新生セールスファイナンス(株)株式取得に伴う収入	990											
流動資産	40,011	百万円																														
固定資産	177																															
流動負債	38,880																															
固定負債	225																															
新生セールスファイナンス(株)株式の取得価額	1,083																															
新生セールスファイナンス(株)の現金及び現金同等物	2,074																															
差引: 新生セールスファイナンス(株)株式取得に伴う収入	990																															
2. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	<table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>219,639</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>流動資産のその他に含まれる現金同等物</td> <td>5,149</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>224,789</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td>60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物の期末残高</td> <td>224,729</td> <td></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	219,639	百万円	流動資産のその他に含まれる現金同等物	5,149		計	224,789		預入期間が3ヵ月を超える定期預金	60		現金及び現金同等物の期末残高	224,729		<table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>198,031</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>流動資産のその他に含まれる現金同等物</td> <td>13,467</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>211,498</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヵ月を超える定期預金</td> <td>60</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物の期末残高</td> <td>211,438</td> <td></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	198,031	百万円	流動資産のその他に含まれる現金同等物	13,467		計	211,498		預入期間が3ヵ月を超える定期預金	60		現金及び現金同等物の期末残高	211,438	
現金及び預金勘定	219,639	百万円																														
流動資産のその他に含まれる現金同等物	5,149																															
計	224,789																															
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	60																															
現金及び現金同等物の期末残高	224,729																															
現金及び預金勘定	198,031	百万円																														
流動資産のその他に含まれる現金同等物	13,467																															
計	211,498																															
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	60																															
現金及び現金同等物の期末残高	211,438																															

(リース取引関係)

	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以 外のファイナンス・リース取 引		
1. 借手側		
(1) リース物件の取得価額相 当額、減価償却累計額 相当額及び期末残高相 当額	(単位：百万円)	(単位：百万円)
	科目	科目
	有形固定資産 (その他)	有形固定資産 (その他)
	取得価額相当額	取得価額相当額
	4,258	3,766
	減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
	2,647	3,056
	期末残高相当額	期末残高相当額
	1,610	710
(2) 未経過リース料期末残高 相当額	(単位：百万円)	(単位：百万円)
	1年以内	1年以内
	3,338 (2,492)	3,083 (2,606)
	1年超	1年超
	10,311 (9,476)	7,810 (7,536)
	合計	合計
	13,650 (11,968)	10,894 (10,143)
	(注) ( )内の金額は、転貸リース取引 に係る借手側の未経過リース料の 期末残高相当額であります。	(注) ( )内の金額は、転貸リース取引 に係る借手側の未経過リース料の 期末残高相当額であります。
(3) 支払リース料、減価償却 費相当額及び支払利息 相当額	(単位：百万円)	(単位：百万円)
	支払リース料	支払リース料
	1,039	841
	減価償却費相当額	減価償却費相当額
	963	774
	支払利息相当額	支払利息相当額
	68	37
(4) 減価償却費相当額及び利 息相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価 額相当額との差額を利息相当額とし、 各期への配分方法については、利息法 によっております。	同左  同左

	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
2. 貸手側		
(1) 固定資産に含まれるリース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高	(単位：百万円)	(単位：百万円)
	科目	貸与資産
	取得価額	648
	減価償却累計額	414
	期末残高	233
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(単位：百万円)	(単位：百万円)
	1年以内	2,484 (2,483)
	1年超	9,895 (9,894)
	合計	12,380 (12,378)
	(注) ( )内の金額は、転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の期末残高相当額であります。	
(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	(単位：百万円)	(単位：百万円)
	受取リース料	17
	減価償却費	8
	受取利息相当額	3
(4) 利息相当額の算定方法	リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	
	同左	
オペレーティング・リース取引		
1. 借手側 未経過リース料	(単位：百万円)	(単位：百万円)
	1年以内	269
	1年超	1,348
	合計	1,617
2. 貸手側 未経過リース料	(単位：百万円)	(単位：百万円)
	1年以内	406
	1年超	95
	合計	501

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	前連結会計年度 (平成19年3月31日)			当連結会計年度 (平成20年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの 株式	1,068	1,223	154	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの 株式	595	411	183	1,618	1,177	441
合計	1,664	1,635	29	1,618	1,177	441

2. 時価評価されていない主な有価証券

種類	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券		
信託受益権	-	10,552
非上場株式	529	340
投資事業有限責任組合及びそ れに類する組合への出資	50	38

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
14	8	-	2,650	2,448	-



(デリバティブ取引関係)

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容、利用目的および取組方針 当社は借入金等を対象として、将来の金利変動リスクの回避および平準化を目的に金利スワップ取引および金利オプション取引(キャップ取引)を利用しております。また、外貨取引を対象として、将来の為替変動リスクの回避を目的に為替予約取引を利用しております。当社は投機目的やトレーディング目的でのデリバティブ取引は行わない方針であります。なお、連結子会社はデリバティブ取引を利用しておりません。</p> <p>(2) 取引に係るリスクの内容 当社が利用している金利関連のデリバティブ取引は金利変動リスクを有しておりますが、当該リスクはヘッジ対象となる資産・負債に係る金利変動リスクを効果的に相殺しております。また、通貨関連のデリバティブ取引は為替変動リスクを有しておりますが、当該リスクは対象となる資産・負債に係る為替変動リスクを効果的に相殺しております。なお、当社はデリバティブ取引契約にあたっては、当社との取引状況等を総合的に判断し、信用度の高い金融機関に分散しており、相手先の契約不履行によるリスクは極めて少ないと判断しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスク管理体制 当社では、デリバティブ取引に関する社内管理規程により、同取引に係る取組方針、取扱基準、管理方法および報告体制について定めており、相互牽制が機能する体制をとっております。 デリバティブ取引の利用については、ALM委員会での利用計画の承認および取引状況についての定期的な報告が行われております。</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 該当事項はありません。</p>	<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容、利用目的および取組方針 当社は借入金等を対象として、将来の金利変動リスクの回避および平準化を目的に金利スワップ取引および金利オプション取引(キャップ取引)を利用しております。当社は投機目的やトレーディング目的でのデリバティブ取引は行わない方針であります。なお、連結子会社はデリバティブ取引を利用しておりません。</p> <p>(2) 取引に係るリスクの内容 当社が利用している金利関連のデリバティブ取引は金利変動リスクを有しておりますが、当該リスクはヘッジ対象となる資産・負債に係る金利変動リスクを効果的に相殺しております。なお、当社はデリバティブ取引契約にあたっては、当社との取引状況等を総合的に判断し、信用度の高い金融機関に分散しており、相手先の契約不履行によるリスクは極めて少ないと判断しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 該当事項はありません。</p>

(退職給付関係)

項目	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要	<p>当社は、確定給付型の制度として企業年金基金制度および退職一時金制度を設けております。</p> <p>なお、退職給付信託を設定しております。</p> <p>また、連結子会社の全日信販株式会社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度および退職一時金制度を設けている他、全国信販厚生年金基金に加盟しております。当該厚生年金基金制度は、退職給付会計実務指針第33項の例外処理を行う制度であり、同基金の年金資産残高のうち、同社の掛金拠出割合に基づく当連結会計年度末の年金資産額は839百万円であります。</p>	<p>当社は、確定給付型の制度として企業年金基金制度および退職一時金制度を設けております。</p> <p>なお、退職給付信託を設定しております。</p> <p>また、連結子会社の全日信販株式会社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度および退職一時金制度を設けている他、全国信販厚生年金基金に加盟しております。当該厚生年金基金制度は、退職給付会計実務指針第33項の例外処理を行う複数事業主制度であります。</p>
2. 退職給付債務に関する事項	(平成19年3月31日現在)	(平成20年3月31日現在)
退職給付債務	10,874 百万円	9,596 百万円
年金資産	12,197	10,712
未認識数理計算上の差異	2,105	2,484
未認識過去勤務債務(債務の減額)	912	820
連結貸借対照表計上額純額	2,515	2,779
前払年金費用	2,949	3,394
退職給付引当金	434	614
3. 退職給付費用に関する事項		
勤務費用	754 百万円	442 百万円
利息費用	269	214
期待運用収益	383	338
数理計算上の差異の費用処理額	204	291
過去勤務債務の費用処理額	111	92
小計	732	517
大量退職に伴う退職給付費用	568	-
特別退職金	4,499	-
退職給付費用	5,800	517
	(注)「大量退職に伴う退職給付費用」および「特別退職金」は、特別損失に計上しております。	
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項		
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
割引率	1.5~2.0 %	1.5~2.0 %
期待運用収益率	1.5~3.5 %	1.5~3.5 %
数理計算上の差異の処理年数	5~12 年	5~12 年
過去勤務債務の額の処理年数	5~12 年	5~12 年

項目	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
5. 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項 制度全体の積立状況に関する事項 年金資産の額 年金財政計算上の給付債務の額 差引額 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合		(平成19年 3月31日現在) 10,619 百万円 9,325 ----- 1,294 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日) 7.56 %  (追加情報) 当連結会計年度から、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」(企業会計基準第14号 平成19年 5月15日)を適用しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸倒引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">38,841</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">82,165</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">28,582</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">149,590</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">139,390</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">10,200</td> <td></td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">連結子会社資産時価評価差額金</td> <td style="text-align: right;">55</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">62</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">118</td> <td></td> </tr> </table>	貸倒引当金損金算入限度超過額	38,841	百万円	繰越欠損金	82,165		その他	28,582		小計	149,590		評価性引当額	139,390		合計	10,200		連結子会社資産時価評価差額金	55		その他有価証券評価差額金	62		合計	118		<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">貸倒引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">47,724</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">86,390</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">13,711</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">147,827</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">136,087</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">11,739</td> <td></td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">連結子会社資産時価評価差額金</td> <td style="text-align: right;">77</td> <td></td> </tr> </table>	貸倒引当金損金算入限度超過額	47,724	百万円	繰越欠損金	86,390		その他	13,711		小計	147,827		評価性引当額	136,087		合計	11,739		連結子会社資産時価評価差額金	77	
貸倒引当金損金算入限度超過額	38,841	百万円																																															
繰越欠損金	82,165																																																
その他	28,582																																																
小計	149,590																																																
評価性引当額	139,390																																																
合計	10,200																																																
連結子会社資産時価評価差額金	55																																																
その他有価証券評価差額金	62																																																
合計	118																																																
貸倒引当金損金算入限度超過額	47,724	百万円																																															
繰越欠損金	86,390																																																
その他	13,711																																																
小計	147,827																																																
評価性引当額	136,087																																																
合計	11,739																																																
連結子会社資産時価評価差額金	77																																																
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因について</p> <p>税金等調整前当期純損失であるため、記載しておりません。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因について</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.6</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">2.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">67.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">25.9</td> <td></td> </tr> </table>	法定実効税率	40.6	%	(調整)			交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8		住民税均等割等	2.3		評価性引当額	67.7		その他	1.9		税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.9																												
法定実効税率	40.6	%																																															
(調整)																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8																																																
住民税均等割等	2.3																																																
評価性引当額	67.7																																																
その他	1.9																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.9																																																

(セグメント情報)

	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 事業の種類別セグメント情報	当社および連結子会社は、総合あっせん、個品あっせん、信用保証、融資等の業務を主に営んでおり、これらの業務は信用供与から回収まで事業の種類、性質等が類似しているため、記載しておりません。	同左
2. 所在地別セグメント情報	当連結会計年度における全セグメントの売上高の合計および全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、記載しておりません。	同左
3. 海外売上高	当連結会計年度における海外売上高は連結売上高の10%未満のため、記載しておりません。	同左

( 関連当事者との取引 )

前連結会計年度 ( 自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日 )

1.親会社

属性	会社の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (人)	事業上の 関係				
親会社	(株)新生銀行	東京都 千代田区	451,296	銀行業	68.9 (68.9)	2	業務提携	優先株式 の引受	20,000	-	-

(注) 1. 「議決権の被所有割合」の( )内は、間接被所有割合で内数であります。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

当社が発行したF種優先株式を1株につき2,000円で引き受けたものであります。

2.その他

該当事項はありません。

当連結会計年度 ( 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日 )

1.親会社

属性	会社の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の被 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等 (人)	事業上の 関係				
親会社	(株)新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	74.0 (74.0)	1	業務提携	優先株式 の引受	50,000	-	-

(注) 1. 「議決権の被所有割合」の( )内は、間接被所有割合で内数であります。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

当社が発行したG種優先株式を1株につき2,000円で引き受けたものであります。

2.その他

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

		前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	1,017.48	951.02
1株当たり当期純利益( 1株当たり 当期純損失)	円	151.95	26.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	2.78

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失のため記載していません。
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎とする純資産額は、連結貸借対照表の純資産合計額から優先株式の発行額および優先株式の配当額を控除した額であります。
3. 1株当たり当期純利益( 1株当たり当期純損失) および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益( 1株当たり 当期純損失)			
当期純利益( 当期純損失)	百万円	29,386	6,124
普通株主に帰属しない金額	百万円	3,032	-
(うち利益処分による優先配当額)	百万円	( 3,032 )	( - )
普通株式に係る当期純利益( 普通 株式に係る当期純損失)	百万円	32,419	6,124
期中平均株式数	千株	213,356	231,285
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	-	-
(うち利益処分による優先配当額)	百万円	( - )	( - )
普通株式増加数	千株	-	1,971,166
(うち第一回B種優先株式)	千株	( - )	( 68,073 )
(うち第一回C種優先株式)	千株	( - )	( 102,110 )
(うちD種優先株式)	千株	( - )	( 495,700 )
(うちE種優先株式)	千株	( - )	( 593,684 )
(うちF種優先株式)	千株	( - )	( 100,351 )
(うちG種優先株式)	千株	( - )	( 611,246 )

(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
	<p>平成20年5月14日開催の当社取締役会決議に基づく資本金の額および資本準備金の額の減少に関する議案について、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、下記のとおり承認可決されました。</p> <p>(1) 目的 当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保することを目的としております。</p> <p>(2) 資本金の減少の方法 発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少します。</p> <p>(3) 減少する資本金の額           25,000百万円</p> <p>(4) 減少する資本準備金の額       25,000百万円</p> <p>(5) 資本減少の日程(予定)</p> <p>債権者異議申述公告日   平成20年8月11日 債権者異議申述最終期日  平成20年9月18日 効力発生日               平成20年9月19日</p>

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前連結会計 年度末残高 (百万円)	当連結会計 年度末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
当社	短期社債(注)1	平成19年1月15日～ 平成20年3月31日	-	43,600 (43,600)	0.6～1.3	なし	平成19年4月～ 平成20年6月
	株式会社アプラス 第1回無担保社債	平成19年6月25日	-	25,000	1.9	なし	平成22年6月25日
合計	-	-	-	68,600 (43,600)	-	-	-

(注)1. 短期社債は、連結貸借対照表において前連結会計年度まで「コマーシャルペーパー」として表示しておりました。

2. ( )内の金額は、1年以内における償還予定額であります。

3. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
43,600	-	25,000	-	-

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	244,100	200,500	1.4	-
1年以内返済予定の長期借入金	100,784	106,445	1.2	-
1年以内返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金 (1年以内返済予定のものを除く)	162,429	109,387	1.5	平成21年～平成28年
リース債務 (1年以内返済予定のものを除く)	-	-	-	-
その他の有利子負債 コマーシャルペーパー(注)1	89,300	-	-	-
計	596,614	416,332	-	

(注)1. コマーシャルペーパーは、連結貸借対照表において当連結会計年度から「短期社債」として表示しておられません。

2. 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

3. 長期借入金(1年以内返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	64,129	35,531	5,504	2,460

(2)【その他】

該当事項はありません。



2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	3	213,859		192,973	
割賦売掛金	1・ 2	473,900		408,598	
信用保証割賦売掛金		692,028		653,136	
有価証券	4	-		10,552	
前払費用		521		494	
繰延税金資産		10,200		11,250	
関係会社短期貸付金		680		560	
金銭の信託	5	82,555		60,703	
立替金		12,037		14,925	
口座振替未収金		-		12,955	
その他		10,223		5,334	
貸倒引当金		48,304		44,331	
流動資産合計		1,447,701	97.1	1,327,153	97.0
固定資産					
有形固定資産					
建物		2,473		2,387	
構築物		25		21	
器具備品		251		859	
土地		5,328		5,328	
その他		-		481	
有形固定資産合計	6	8,079	0.5	9,078	0.7
無形固定資産					
ソフトウェア		8,537		8,740	
施設利用権		5		-	
その他		-		4	
無形固定資産合計		8,542	0.6	8,744	0.6
投資その他の資産					
投資有価証券		1,755		1,072	
関係会社株式		12,255		12,255	
出資金		0		0	
長期貸付金		17		12	
長期前払費用		92		85	
繰延税金資産		-		126	
その他		12,284		10,049	
投資その他の資産合計		26,405	1.8	23,602	1.7
固定資産合計		43,027	2.9	41,425	3.0
繰延資産					
社債発行費		-		65	
繰延資産合計		-	-	65	0.0
資産合計		1,490,729	100.0	1,368,644	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
支払手形		5,875		4,630	
買掛金		11,806		12,861	
信用保証買掛金		692,028		653,136	
短期借入金		195,100		146,000	
一年以内返済予定の長期借入金		100,784		106,445	
コマーシャルペーパー		89,300		-	
短期社債		-		43,600	
未払金		5,297		4,431	
未払法人税等		190		246	
未払費用		482		527	
賞与引当金		833		923	
ポイント引当金		310		600	
預り金		101,389		100,423	
割賦利益繰延	7	53,519		38,541	
その他		0		80	
流動負債合計		1,256,916	84.3	1,112,448	81.3
固定負債					
社債		-		25,000	
長期借入金		162,429		109,387	
繰延税金負債		62		-	
退職給付引当金		-		125	
役員退職慰労引当金		-		54	
利息返還損失引当金		8,834		6,968	
その他		1,494		1,313	
固定負債合計		172,820	11.6	142,848	10.4
負債合計		1,429,737	95.9	1,255,296	91.7

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			25,000	1.7	40,000
資本剰余金					
資本準備金		13,750		28,750	
その他資本剰余金		44,162		38,395	
資本剰余金合計			57,912	3.9	67,145
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		21,846		6,420	
利益剰余金合計			21,846	1.5	6,420
自己株式			15	0.0	17
株主資本合計			61,050	4.1	113,549
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差 額金			91	0.0	185
繰延ヘッジ損益			150	0.0	16
評価・換算差額等合計			58	0.0	201
純資産合計			60,992	4.1	113,347
負債純資産合計			1,490,729	100.0	1,368,644

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益					
総合あっせん収益			7,700		8,836
個品あっせん収益	1		19,520		13,501
信用保証収益			25,833		20,674
融資収益			37,542		43,075
金融収益					
受取利息		18		77	
その他		2,354	2,373	2,346	2,424
その他の営業収益			8,495		8,362
営業収益合計			101,465	100.0	96,874
営業費用					
販売費及び一般管理費	2		109,421		87,282
金融費用					
支払利息	3	5,644		6,313	
その他		33	5,678	130	6,444
営業費用合計			115,100	113.4	93,726
営業利益(営業損失)			13,634	13.4	3,147
営業外収益					
株式売却仲介手数料返還額	4	245		-	
保証金利息収入		-		42	
雑収入		176	421	95	138
営業外費用					
株式交付費		108		189	
社債発行費償却		-		25	
雑損失		605	713	50	265
経常利益(経常損失)			13,926	13.7	3,021

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)			当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
特別利益							
投資有価証券売却益		-	-	-	2,448	2,448	2.5
特別損失							
特別退職金		4,306			-		
債権処分損		1,282			-		
ソフトウェア評価損		880			-		
利息返還損失引当金繰 入額		798			-		
その他		1,047	8,315	8.2	-	-	-
税引前当期純利益 ( 税引前当期純損失 )			22,242	21.9		5,470	5.6
法人税、住民税及び事業税		98			100		
法人税等調整額		5,600	5,698	5.6	1,050	950	1.0
当期純利益 ( 当期純損失 )			27,940	27.5		6,420	6.6

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	15,000	3,750	44,162	47,912	12,150	13	75,049
事業年度中の変動額							
新株の発行	10,000	10,000		10,000			20,000
利益処分による利益配当					3,024		3,024
剰余金の配当					3,032		3,032
当期純損失					27,940		27,940
自己株式の取得						2	2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計 (百万円)	10,000	10,000	-	10,000	33,996	2	13,999
平成19年3月31日 残高 (百万円)	25,000	13,750	44,162	57,912	21,846	15	61,050

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	170	-	170	75,219
事業年度中の変動額				
新株の発行				20,000
利益処分による利益配当				3,024
剰余金の配当				3,032
当期純損失				27,940
自己株式の取得				2
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	78	150	228	228
事業年度中の変動額合計 (百万円)	78	150	228	14,227
平成19年3月31日 残高 (百万円)	91	150	58	60,992

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	25,000	13,750	44,162	57,912	21,846	15	61,050
事業年度中の変動額							
新株の発行	25,000	25,000		25,000			50,000

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
資本金からその他資本剰余金への振替	10,000		10,000	10,000			-
資本準備金からその他資本剰余金への振替		10,000	10,000	-			-
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替			21,846	21,846	21,846		-
剰余金の配当			3,920	3,920			3,920
当期純利益					6,420		6,420
自己株式の取得						1	1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計（百万円）	15,000	15,000	5,766	9,233	28,266	1	52,498
平成20年3月31日 残高（百万円）	40,000	28,750	38,395	67,145	6,420	17	113,549

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
平成19年3月31日 残高（百万円）	91	150	58	60,992
事業年度中の変動額				
新株の発行				50,000
資本金からその他資本剰余金への振替				-
資本準備金からその他資本剰余金への振替				-
その他資本剰余金からその他利益剰余金への振替				-
剰余金の配当				3,920
当期純利益				6,420
自己株式の取得				1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	277	134	142	142
事業年度中の変動額合計（百万円）	277	134	142	52,355
平成20年3月31日 残高（百万円）	185	16	201	113,347

重要な会計方針

	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券 子会社株式 其他有価証券 ア. 時価のあるもの  イ. 時価のないもの (2) デリバティブ	移動平均法による原価法  決算日の市場価格等に基づく時価法 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。 移動平均法による原価法 時価法	同左  同左  同左 同左
2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産  (2) 無形固定資産 (ソフトウェア)	定率法を採用しております。ただし、東京研修会館の建物及び構築物ならびに平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。 自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間(5～8年)に基づく定額法を採用しております。	主として、定率法を採用しております。ただし、東京研修会館の建物及び構築物ならびに平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。  同左
3. 繰延資産の処理方法 (1) 株式交付費 (2) 社債発行費	計上時に全額費用処理しております。	同左  社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金          (2) 賞与引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。 なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は51,619百万円であります。 また、当事業年度末については、平成19年1月の当社経営変革の実施に際し、今後想定される信用収縮への備えを強化するため、回収体制を見直すとともに、貸倒引当基準をより厳格化した結果、従来の基準に比べ7,023百万円多く計上しております。 従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。 なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は76,150百万円であります。          同左



	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(3) ポイント引当金	<p>ポイント制度によりお客様に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の費用負担見込額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、お客さまに付与したポイントの使用により発生する費用については、実際に使用された時点で費用処理しておりましたが、平成18年2月から新たなポイント制度を採用したカードの発行を開始したことなどにより重要性が増しつつあるため、当事業年度より将来の費用負担見込額について「ポイント引当金」として計上しております。</p> <p>これにより、従来と比較して販売費及び一般管理費、営業損失、経常損失および税引前当期純損失は、それぞれ310百万円多く計上されております。</p>	<p>ポイント制度によりお客様に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の費用負担見込額を計上しております。</p>
(4) 退職給付引当金および前払年金費用	<p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>前払年金費用(2,949百万円)は、投資その他の資産の「その他」に含めて記載しております。</p>	<p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>前払年金費用(3,394百万円)は、投資その他の資産の「その他」に含めて記載しております。</p>

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(5) 役員退職慰労引当金		<p>役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。</p> <p>（会計処理方法の変更）</p> <p>従来、役員に対する退職慰労金については、支給した時点で費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）が公表されたことを踏まえ、当事業年度から内規に基づく当事業年度末における要支給額について「役員退職慰労引当金」として計上しております。</p> <p>これにより、従来と比較して販売費及び一般管理費が54百万円多く計上され、営業利益、経常利益および税引前当期純利益は54百万円少なく計上されております。</p>
(6) 利息返還損失引当金	<p>将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。</p> <p>（追加情報）</p> <p>従来、利息返還の請求に伴う損失に対する引当金（前事業年度末残高950百万円）については、「貸倒引当金」に含めて計上しておりましたが、日本公認会計士協会より「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号 平成18年10月13日）が公表されたことを踏まえ、当事業年度において、「利息返還損失引当金」として計上するとともに期首時点における見積方法変更差額798百万円については特別損失として計上しております。</p> <p>なお、当事業年度末については、平成18年12月の「貸金業の規制等に関する法律」等の改正を受け、利息返還請求の増加が見られ、今後もその傾向が継続すると見込まれると判断した結果、大幅に積み増しております。</p>	<p>将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。</p>

	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																				
5. 収益の計上基準	<p>営業収益の計上は、期日到来基準とし、次の方法によっております。 (アドオン方式契約)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>信用保証(保証料契約時一括受領)</td> <td>7・8分法</td> </tr> <tr> <td>信用保証(保証料分割受領)</td> <td>定額法</td> </tr> </tbody> </table> <p>(残債方式契約)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>計上方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合あっせん</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>信用保証(保証料分割受領)</td> <td>残債方式</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>残債方式</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上記営業収益の計上方法は、代行手数料収入、利用者手数料収入、貸付利息収入、保証料収入、売上割戻しを対象としております。</li> <li>2. 一時的収入としての性格が強い、カード諸手数料収入、事務手数料収入、延滞利息収入は現金授受時に収益計上しております。</li> <li>3. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数<sup>の積数</sup>で按分し、各返済期日到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。</li> <li>4. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上する方法であります。</li> </ol>	部門	計上方法	総合あっせん	7・8分法	個品あっせん	7・8分法	信用保証(保証料契約時一括受領)	7・8分法	信用保証(保証料分割受領)	定額法	部門	計上方法	総合あっせん	残債方式	個品あっせん	残債方式	信用保証(保証料分割受領)	残債方式	融資	残債方式	同左
部門	計上方法																					
総合あっせん	7・8分法																					
個品あっせん	7・8分法																					
信用保証(保証料契約時一括受領)	7・8分法																					
信用保証(保証料分割受領)	定額法																					
部門	計上方法																					
総合あっせん	残債方式																					
個品あっせん	残債方式																					
信用保証(保証料分割受領)	残債方式																					
融資	残債方式																					
6. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左																				

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
7. ヘッジ会計の方法	<p>繰延ヘッジを採用しております。 なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。</p> <p>当社は、為替変動リスクに対して為替予約取引を、金利変動リスクに対して金利オプション取引および金利スワップ取引を選択する方針であり、当事業年度においては、借入金を対象に金利オプション取引および金利スワップ取引を実施しております。</p> <p>有効性の評価は、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動の比率により行っております。</p>	同左
8. その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理	<p>消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p> <p>また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p>	同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は61,142百万円です。</p>	

表示方法の変更

	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
(貸借対照表) 有価証券		「金融商品取引法」(「証券取引法等の一部を改正する法律」(法律第65号 平成18年 6月14日))が施行され、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成11年 1月22日)および「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 平成12年 1月31日)が改正されたことにより、従来「金銭の信託」として表示していたものの一部(当事業年度末10,552百万円)が、「有価証券」として取り扱われることとなったため、当事業年度から「有価証券」として表示する方法に変更しました。なお、前事業年度は「金銭の信託」に17,090百万円含まれております。
口座振替未収金		重要性が増したため、当事業年度から区分掲記する方法に変更しました。なお、前事業年度は、流動資産の「その他」に4,967百万円含まれております。
施設利用権		従来、「施設利用権」(当事業年度末4百万円)として掲記しておりましたが、当事業年度から無形固定資産の「その他」に含めて表示する方法に変更しました。
短期社債		従来、「コマーシャルペーパー」として掲記しておりましたが、当事業年度から「短期社債」として表示する方法に変更しました。
(損益計算書) 販売費及び一般管理費	従来、「販売費及び一般管理費」は費目別に掲記しておりましたが、当事業年度より一括して掲記する方法に変更しました。なお、主要な費目およびその金額は注記事項(損益計算書関係)に記載しております。	
投資有価証券売却益		金額の重要性が増したため、当事業年度から特別利益に区分掲記する方法に変更しました。なお、前事業年度は、営業外収益の「雑収入」に8百万円含まれております。

追加情報

前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	当社は、業務提携取引に関連し、平成19年11月クレジットカード提携先から報奨金等の支払額に係る民事訴訟を提起されましたが、現時点で同訴訟の結果を予測することはできません。

注記事項  
(貸借対照表関係)

	前事業年度 (平成19年3月31日)				当事業年度 (平成20年3月31日)					
1. 部門別割賦売掛金	(単位:百万円)				(単位:百万円)					
	部門		金額		部門		金額			
	総合あっせん		34,757		総合あっせん		40,014			
	個品あっせん		216,200		個品あっせん		166,979			
	融資(営業貸付金)		222,942		融資(営業貸付金)		201,604			
	計		473,900		計		408,598			
	(注) 融資(営業貸付金)は、主として、ローンカードおよびカードキャッシングによるものであります。				(注) 融資(営業貸付金)は、主として、ローンカードおよびカードキャッシングによるものであります。					
2. 割賦売掛金を流動化した残高	個品あっせん債権		47,805百万円		個品あっせん債権		36,798百万円			
	融資債権		18,771		融資債権		17,231			
3. 担保に供している資産	(単位:百万円)				(単位:百万円)					
	科目		金額		科目		金額			
	現金及び預金 (定期預金)		60		現金及び預金 (定期預金)		60			
4. 有価証券					信用保証業務の一環として保有している信託受益権であります。					
5. 金銭の信託	信用保証業務の一環として設定しているものであります。				同左					
6. 減価償却累計額 有形固定資産	2,343百万円				2,702百万円					
7. 部門別割賦利益繰延	(単位:百万円)									
	部門	前事業年度末残高	当事業年度増加額	当事業年度減少額	当事業年度末残高	部門	前事業年度末残高	当事業年度増加額	当事業年度減少額	当事業年度末残高
	総合あっせん	312	7,708	7,700	320 (67)	総合あっせん	320	8,846	8,836	329 (68)
	個品あっせん	23,570	20,226	19,520	24,276 (2,755)	個品あっせん	24,276	6,244	13,501	17,019 (1,549)
	信用保証	38,307	16,448	25,833	28,922	信用保証	28,922	12,942	20,674	21,191
	計	62,189	44,384	53,054	53,519 (2,822)	計	53,519	28,033	43,011	38,541 (1,618)
	(注) ( )内の金額は、加盟店手数料であり、内数であります。				(注) ( )内の金額は、加盟店手数料であり、内数であります。					
8. 偶発債務										
(1) 保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高	8,321百万円				8,365百万円					
(2) 従業員借入金保証残高	488百万円				230百万円					

	前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
9. ローンカードおよびクレジットカードに附帯するカードキャッシングにおける貸出未実行残高	1,789,391百万円 なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社が任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。	1,722,133百万円 なお、貸出未実行残高は、顧客の信用状態等により当社が任意に利用を停止できるものであり、貸出未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。
10. 融資（営業貸付金）における不良債権の状況	<p>不良債権とは以下の債権であります。</p> <p>(1) 破綻先債権 43百万円</p> <p>(2) 延滞債権 4,343百万円</p> <p>(3) 3ヵ月以上延滞債権 7,532百万円</p> <p>(4) 貸出条件緩和債権 21,736百万円</p> <p>(注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上債権」という）等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権であります。</p> <p>2. 延滞債権とは、未収利息不計上債権等（実質破綻先に対する債権のうち貸倒償却を行った部分を除く。）であって、破綻先債権以外の債権であります。</p> <p>3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、3ヵ月以上遅延している債権で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払猶予等、債務者に有利となる取決めを行った債権で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 上記破綻先債権、および延滞債権のうち実質破綻先（破綻先と同等の状況にある債務者）に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、それぞれ2,303百万円、40,127百万円を直接減額しております。</p>	<p>不良債権とは以下の債権であります。</p> <p>(1) 破綻先債権 73百万円</p> <p>(2) 延滞債権 6,626百万円</p> <p>(3) 3ヵ月以上延滞債権 7,477百万円</p> <p>(4) 貸出条件緩和債権 19,677百万円</p> <p>(注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上債権」という）等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権であります。</p> <p>2. 延滞債権とは、未収利息不計上債権等（実質破綻先に対する債権のうち貸倒償却を行った部分を除く。）であって、破綻先債権以外の債権であります。</p> <p>3. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、3ヵ月以上遅延している債権で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、利息の支払猶予等、債務者に有利となる取決めを行った債権で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 上記破綻先債権、および延滞債権のうち実質破綻先（破綻先と同等の状況にある債務者）に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として、それぞれ2,703百万円、59,908百万円を直接減額しております。</p>

	前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
11. 配当制限等	<p>(1) 借入金のうち135,336百万円については、財務制限条項が付されており、当該条項に各年度の決算期もしくは中間期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の合計額から「繰延ヘッジ損益」の金額を控除した金額が560億円を下回った場合には期限の利益を喪失する旨が含まれております。このため実質的にこの金額を下回ることとなる配当が制限されることとなります。</p> <p>(2) 優先株式の配当制限 当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <p>B種優先株式・・・1株につき 100円 (別途、下記(3)の配当制限あり)</p> <p>C種優先株式・・・1株につき 100円 (別途、下記(3)の配当制限あり)</p> <p>D種優先株式・・・1株につき 80円 (別途、累積条項あり)</p> <p>E種優先株式・・・1株につき 30円 (別途、下記(3)の配当制限あり)</p> <p>F種優先株式・・・1株につき 30円 (別途、下記(3)の配当制限あり)</p> <p>優先株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。</p> <p>(3) D種優先株式の株主との間で下記の契約を締結しております。 D種優先株式以外の優先株式および普通株式の配当制限 D種優先株式の発行済株式総数が0とならない限り、D種優先株式以外の優先株式および普通株式に対して、配当金その他の分配を行うことを株主総会に提案しない。 ただし、D種優先株式に未払配当がない場合に限り、</p>	<p>(1) 借入金のうち90,000百万円については、財務制限条項が付されており、当該条項に各年度の決算期もしくは第2四半期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の合計額から「繰延ヘッジ損益」の金額を控除した金額が560億円を下回った場合には期限の利益を喪失する旨が含まれております。このため実質的にこの金額を下回ることとなる配当が制限されることとなります。</p> <p>(2) 借入金のうち30,000百万円については、財務制限条項が付されており、当該条項に各年度の決算期もしくは第2四半期の末日における単体の純資産が980億円を下回った場合には期限の利益を喪失する旨が含まれております。このため実質的にこの金額を下回ることとなる配当が制限されることとなります。</p> <p>(3) 優先株式の配当制限 当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <p>B種優先株式・・・1株につき 100円 (別途、下記(4)の配当制限あり)</p> <p>C種優先株式・・・1株につき 100円 (別途、下記(4)の配当制限あり)</p> <p>D種優先株式・・・1株につき 80円 (別途、累積条項あり)</p> <p>E種優先株式・・・1株につき 30円 (別途、下記(4)の配当制限あり)</p> <p>F種優先株式・・・1株につき 30円 (別途、下記(4)の配当制限あり)</p> <p>G種優先株式・・・1株につき 30円 (別途、下記(4)の配当制限あり)</p> <p>優先株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。</p>



	前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
	<p>ア．定款において定められる配当率を超えない金額で他の優先株式に配当し、</p> <p>イ．普通株式については、該当する各決算期の末日を含めるこれに先立つ30取引日の大阪証券取引所におけるその普通株式の毎日の終値の平均価格の1%を1株当たりの配当金額の上限として利益配当することを株主総会に対して提案できるものとする。</p> <p>最低純資産に係る制限 各年度の決算期もしくは中間期の末日における単体の純資産額が560億円を下回った場合には、D種優先株式の各株主は、D種優先株式の普通株への転換またはD種優先株式の償還のいずれかを行うことを請求できる。</p> <p>(4) 借入金のうち105,336百万円については、財務制限条項が付されており、当該条項に損益計算書および連結損益計算書において2期連続して経常損失を計上した場合、期限の利益を喪失する旨が含まれております。</p>	<p>(4) D種優先株式の株主との間で下記の契約を締結しております。 D種優先株式以外の優先株式および普通株式の配当制限 D種優先株式の発行済株式総数が0とならない限り、D種優先株式以外の優先株式および普通株式に対して、配当金その他の分配を行うことを株主総会に提案しない。 ただし、D種優先株式に未払配当がない場合に限り、</p> <p>ア．定款において定められる配当率を超えない金額で他の優先株式に配当し、</p> <p>イ．普通株式については、該当する各決算期の末日を含めるこれに先立つ30取引日の大阪証券取引所におけるその普通株式の毎日の終値の平均価格の1%を1株当たりの配当金額の上限として利益配当することを株主総会に対して提案できるものとする。</p> <p>最低純資産に係る制限 各年度の決算期もしくは第2四半期の末日における単体の純資産額が560億円を下回った場合には、D種優先株式の各株主は、D種優先株式の普通株への転換またはD種優先株式の償還のいずれかを行うことを請求できる。</p> <p>(5) 借入金のうち90,000百万円については、財務制限条項が付されており、当該条項に損益計算書および連結損益計算書において2期連続して経常損失を計上した場合、期限の利益を喪失する旨が含まれております。</p>

(損益計算書関係)

	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)																																				
1. 割賦売掛金を流動化したことによる収益	個品あっせん収益 522百万円	個品あっせん収益 187百万円																																				
2. 販売費及び一般管理費	<p>主な内容は、以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>43,676百万円</td></tr> <tr><td>利息返還損失引当金繰入額</td><td>7,473</td></tr> <tr><td>従業員給料手当</td><td>11,187</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>833</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>19,501</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td>6,749</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>3,620</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>3,524</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>2,647</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入額	43,676百万円	利息返還損失引当金繰入額	7,473	従業員給料手当	11,187	賞与引当金繰入額	833	支払手数料	19,501	販売促進費	6,749	賃借料	3,620	通信費	3,524	減価償却費	2,647	<p>主な内容は、以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>34,913百万円</td></tr> <tr><td>利息返還損失引当金繰入額</td><td>2,543</td></tr> <tr><td>従業員給料手当</td><td>7,101</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>923</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td>19,156</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td>5,580</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>2,888</td></tr> <tr><td>通信費</td><td>3,435</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>2,547</td></tr> </table>	貸倒引当金繰入額	34,913百万円	利息返還損失引当金繰入額	2,543	従業員給料手当	7,101	賞与引当金繰入額	923	支払手数料	19,156	販売促進費	5,580	賃借料	2,888	通信費	3,435	減価償却費	2,547
貸倒引当金繰入額	43,676百万円																																					
利息返還損失引当金繰入額	7,473																																					
従業員給料手当	11,187																																					
賞与引当金繰入額	833																																					
支払手数料	19,501																																					
販売促進費	6,749																																					
賃借料	3,620																																					
通信費	3,524																																					
減価償却費	2,647																																					
貸倒引当金繰入額	34,913百万円																																					
利息返還損失引当金繰入額	2,543																																					
従業員給料手当	7,101																																					
賞与引当金繰入額	923																																					
支払手数料	19,156																																					
販売促進費	5,580																																					
賃借料	2,888																																					
通信費	3,435																																					
減価償却費	2,547																																					
3. 金融費用「支払利息」	<p>主な内容は、以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>借入金利息</td><td>5,173百万円</td></tr> <tr><td>コマーシャルペーパー利息</td><td>454</td></tr> </table>	借入金利息	5,173百万円	コマーシャルペーパー利息	454	<p>主な内容は、以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>借入金利息</td><td>5,368百万円</td></tr> <tr><td>社債利息</td><td>354</td></tr> <tr><td>短期社債利息</td><td>587</td></tr> </table>	借入金利息	5,368百万円	社債利息	354	短期社債利息	587																										
借入金利息	5,173百万円																																					
コマーシャルペーパー利息	454																																					
借入金利息	5,368百万円																																					
社債利息	354																																					
短期社債利息	587																																					
4. 株式売却仲介手数料返還額	関係会社との取引によるものであります。																																					
5. 部門別取扱高	(単位：百万円)	(単位：百万円)																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総合あっせん</td><td>341,206 (340,629)</td></tr> <tr><td>個品あっせん</td><td>134,538 (122,906)</td></tr> <tr><td>信用保証</td><td>381,975 (350,949)</td></tr> <tr><td>融資</td><td>167,509 (167,509)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,182,367</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,207,596</td></tr> </tbody> </table>	部門	金額	総合あっせん	341,206 (340,629)	個品あっせん	134,538 (122,906)	信用保証	381,975 (350,949)	融資	167,509 (167,509)	その他	1,182,367	計	2,207,596	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総合あっせん</td><td>405,138 (404,530)</td></tr> <tr><td>個品あっせん</td><td>65,937 (59,508)</td></tr> <tr><td>信用保証</td><td>315,455 (298,347)</td></tr> <tr><td>融資</td><td>127,079 (127,079)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,277,700</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,191,311</td></tr> </tbody> </table>	部門	金額	総合あっせん	405,138 (404,530)	個品あっせん	65,937 (59,508)	信用保証	315,455 (298,347)	融資	127,079 (127,079)	その他	1,277,700	計	2,191,311								
部門	金額																																					
総合あっせん	341,206 (340,629)																																					
個品あっせん	134,538 (122,906)																																					
信用保証	381,975 (350,949)																																					
融資	167,509 (167,509)																																					
その他	1,182,367																																					
計	2,207,596																																					
部門	金額																																					
総合あっせん	405,138 (404,530)																																					
個品あっせん	65,937 (59,508)																																					
信用保証	315,455 (298,347)																																					
融資	127,079 (127,079)																																					
その他	1,277,700																																					
計	2,191,311																																					
	(注) ( )内の金額は、元本取扱高であります。	(注) ( )内の金額は、元本取扱高であります。																																				

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式 (注)1	29,497	6,992	-	36,489
第一回A種優先株式(注)2・3	-	5,000,000	5,000,000	-
合計	29,497	5,006,992	5,000,000	36,489

(注)1. 普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 第一回A種優先株式の増加は、取得請求に基づき取得したものであります。

3. 第一回A種優先株式の減少は、消却によるものであります。

当事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式 (注)1	36,489	14,805	-	51,294
E種優先株式 (注)2・3	-	1,000,000	1,000,000	-
合計	36,489	1,014,805	1,000,000	51,294

(注)1. 普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. E種優先株式の増加は、取得請求に基づき取得したものであります。

3. E種優先株式の減少は、消却によるものであります。

(リース取引関係)

	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以 外のファイナンス・リース取 引		
1.借手側		
(1)リース物件の取得価額相 当額、減価償却累計額 相当額及び期末残高相 当額	(単位：百万円)	(単位：百万円)
	科目	器具備品
	取得価額相当額	4,032
	減価償却累計額相当額	2,542
	期末残高相当額	1,489
(2)未経過リース料期末残高 相当額	(単位：百万円)	(単位：百万円)
	1年以内	3,262 (2,492)
	1年超	10,262 (9,476)
	合計	13,525 (11,968)
	(注)( )内の金額は、転貸リース取引に係る借手側の未経過リース料の期末残高相当額であります。	
(3)支払リース料、減価償却 費相当額及び支払利息 相当額	(単位：百万円)	(単位：百万円)
	支払リース料	938
	減価償却費相当額	867
	支払利息相当額	64
(4)減価償却費相当額及び利 息相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価 額相当額との差額を利息相当額とし、 各期への配分方法については、利息法 によっております。	同左  同左

	前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		当事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
2. 貸手側 未経過リース料期末残当 額	(単位：百万円)		(単位：百万円)	
	1年以内	2,483 (2,483)	1年以内	2,594 (2,594)
	1年超	9,894 (9,894)	1年超	7,785 (7,785)
	合計	12,378 (12,378)	合計	10,380 (10,380)
	(注) ( )内の金額は、転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の期末残高相当額であります。		(注) ( )内の金額は、転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の期末残高相当額であります。	
オペレーティング・リース取引  1. 借手側 未経過リース料   2. 貸手側 未経過リース料	(単位：百万円)		(単位：百万円)	
	1年以内	269	1年以内	253
	1年超	1,348	1年超	1,060
	合計	1,617	合計	1,314
	(単位：百万円)		(単位：百万円)	
	1年以内	406	1年以内	406
	1年超	95	1年超	95
	合計	501	合計	501

(有価証券関係)

子会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)																																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸倒引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">35,684</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">79,429</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">27,305</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">142,419</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">132,219</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">10,200</td> <td></td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">62</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因について</p> <p>税引前当期純損失であるため、記載していません。</p>	貸倒引当金損金算入限度超過額	35,684	百万円	繰越欠損金	79,429		その他	27,305		小計	142,419		評価性引当額	132,219		合計	10,200		その他有価証券評価差額金	62		<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸倒引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">44,643</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">83,619</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">12,521</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">140,784</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">129,407</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">11,376</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因について</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.6</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">1.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">51.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">9.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">17.4</td> <td></td> </tr> </table>	貸倒引当金損金算入限度超過額	44,643	百万円	繰越欠損金	83,619		その他	12,521		小計	140,784		評価性引当額	129,407		合計	11,376		法定実効税率	40.6	%	(調整)			交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7		住民税均等割等	1.8		評価性引当額	51.4		その他	9.1		税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.4	
貸倒引当金損金算入限度超過額	35,684	百万円																																																											
繰越欠損金	79,429																																																												
その他	27,305																																																												
小計	142,419																																																												
評価性引当額	132,219																																																												
合計	10,200																																																												
その他有価証券評価差額金	62																																																												
貸倒引当金損金算入限度超過額	44,643	百万円																																																											
繰越欠損金	83,619																																																												
その他	12,521																																																												
小計	140,784																																																												
評価性引当額	129,407																																																												
合計	11,376																																																												
法定実効税率	40.6	%																																																											
(調整)																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7																																																												
住民税均等割等	1.8																																																												
評価性引当額	51.4																																																												
その他	9.1																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.4																																																												

( 1株当たり情報 )

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	1,011.11	943.75
1株当たり当期純利益( 1株当たり 当期純損失)	円	145.14	27.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	2.92

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎とする純資産額は、貸借対照表の純資産合計額から優先株式の発行額および優先株式の配当額を控除した額であります。

3. 1株当たり当期純利益( 1株当たり当期純損失)および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益( 1株当たり 当期純損失)			
当期純利益( 当期純損失)	百万円	27,940	6,420
普通株主に帰属しない金額	百万円	3,032	-
(うち利益処分による優先配当額)	百万円	( 3,032 )	( - )
普通株式に係る当期純利益( 普通 株式に係る当期純損失)	百万円	30,972	6,420
期中平均株式数	千株	213,396	231,285
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	-	-
(うち利益処分による優先配当額)	百万円	( - )	( - )
普通株式増加数	千株	-	1,971,166
(うち第一回B種優先株式)	千株	( - )	( 68,073 )
(うち第一回C種優先株式)	千株	( - )	( 102,110 )
(うちD種優先株式)	千株	( - )	( 495,700 )
(うちE種優先株式)	千株	( - )	( 593,684 )
(うちF種優先株式)	千株	( - )	( 100,351 )
(うちG種優先株式)	千株	( - )	( 611,246 )

(重要な後発事象)

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
	<p>平成20年5月14日開催の当社取締役会決議に基づく資本金の額および資本準備金の額の減少に関する議案について、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、下記のとおり承認可決されました。</p> <p>(1) 目的 当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保することを目的としております。</p> <p>(2) 資本金の減少の方法 発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少します。</p> <p>(3) 減少する資本金の額           25,000百万円</p> <p>(4) 減少する資本準備金の額    25,000百万円</p> <p>(5) 資本減少の日程(予定)</p> <p>債権者異議申述公告日   平成20年8月11日 債権者異議申述最終期日  平成20年9月18日 効力発生日               平成20年9月19日</p>



【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期 末残高 (百万円)
有形固定 資産	建物	-	-	-	4,333	1,946	149	2,387
	構築物	-	-	-	126	105	4	21
	器具備品	-	-	-	1,460	600	156	859
	土地	-	-	-	5,328	-	-	5,328
	その他	-	-	-	531	50	50	481
有形固定資産計		-	-	-	11,781	2,702	359	9,078
無形固定 資産	ソフトウェア	16,618	2,426	1,561	17,482	8,742	2,207	8,740
	その他	19	-	1	18	14	0	4
無形固定資産計		16,638	2,426	1,562	17,501	8,756	2,208	8,744
長期前払費用		163	30	24	168	83	29	85
繰延資産	社債発行費	-	90	-	90	25	25	65
繰延資産計		-	90	-	90	25	25	65

(注) 有形固定資産の金額が、資産の総額の100分の1以下であるため「前期末残高」、「当期増加額」および「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	48,304	34,913	38,886	-	44,331
賞与引当金	833	923	833	-	923
ポイント引当金	310	600	310	-	600
役員退職慰労引当金	-	54	-	-	54
利息返還損失引当金	8,834	2,543	4,409	-	6,968

(2)【主な資産及び負債の内容】

資産

ア．現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	240
預金	
当座預金	182,078
普通預金	6,842
定期預金	60
別段預金	1
郵便振替貯金	3,749
小計	192,733
合計	192,973

イ．割賦売掛金

部門	前期繰越高 (A)(百万円)	当期発生高 (B)(百万円)	当期回収高 (C)(百万円)	当期貸倒高 (百万円)	次期繰越高 (D)(百万円)	回収率(%)	回転率
						$\frac{C}{A+B}$	$\frac{B}{1/2(A+D)}$
総合あっせん	34,757	405,138	398,063	1,818	40,014	90.5	10.8
個品あっせん	216,200	65,937	108,734	6,424	166,979	38.5	0.3
融資	222,942	127,079	117,774	30,642	201,604	33.6	0.6
計	473,900	598,155	624,571	38,886	408,598	58.3	1.4

ウ．信用保証割賦売掛金

部門	前期繰越高 (A)(百万円)	当期発生高 (B)(百万円)	当期回収高 (C)(百万円)	次期繰越高 (D)(百万円)	回収率(%)	回転率
					$\frac{C}{A+B}$	$\frac{B}{1/2(A+D)}$
信用保証	933,719 ( 692,028 )	315,455	401,592	847,582 ( 653,136 )	32.1	0.4

(注) 1．信用保証業務に係る提携先との契約の一部について、保証限度額を設定し、当該保証限度額を「信用保証割賦売掛金」ならびに「信用保証買掛金」に計上しております。

2．( )内の金額は、貸借対照表計上額であります。

負債

ア．支払手形

(ア) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)アートファイナンス	1,585
ポラリス・ファイナンス(株)	867
(株)アデランス	700
(株)ホンダリース福井	166
(株)ホンダ茨城南	151
その他	1,158
計	4,630

(イ) 期日別内訳

20年4月 (百万円)	20年5月 (百万円)	20年6月 (百万円)	20年7月 (百万円)	20年8月 (百万円)	20年9月 (百万円)	20年10月 ~21年3月 (百万円)	21年4月 以降 (百万円)	計 (百万円)
177	176	223	262	771	119	734	2,165	4,630

イ．買掛金

相手先	金額(百万円)
(株)ジェーシービー	3,483
日本アムウェイ(株)	1,048
(株)東京個別指導学院	594
(株)アデランス	377
(株)ヤマダ電機	326
その他	7,031
計	12,861

ウ．信用保証買掛金

区分	金額(百万円)
銀行	149,807
生命保険会社	83,481
損害保険会社	58,207
その他	361,640
計	653,136

エ．借入金

区分	金額(百万円)	
	短期借入金	長期借入金(うち1年以内返済予定)
都市銀行	65,900	64,250 ( 21,900 )
信託銀行	30,000	62,769 ( 41,819 )
地方銀行	35,100	10,880 ( 7,470 )

区分	金額（百万円）	
	短期借入金	長期借入金（うち1年以内返済予定）
その他	15,000	77,932 （ 35,255 ）
計	146,000	215,832 （ 106,445 ）

オ．預り金

区分	金額（百万円）
オートネットサービス（集金代行業務）回収金	74,589
その他	25,834
計	100,423

(3)【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1,000,000株券 250,000株券 100,000株券 10,000株券 1,000株券 500株券 500株未満の株式数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	500株
株式の名義書換え	
取扱場所	住友信託銀行株式会社 証券代行部 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
株主名簿管理人	住友信託銀行株式会社 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
取次所	住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	不所持株券の交付および株券の再発行（分割または併合・汚損または毀損・失効）の場合は、1枚につき印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	住友信託銀行株式会社 証券代行部 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
株主名簿管理人	住友信託銀行株式会社 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
取次所	住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.aplus.co.jp/company/index.html">http://www.aplus.co.jp/company/index.html</a>
株主に対する特典	なし

（注）当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、株式会社ワイエムエス・シックスであります。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- |   |                           |
|---|---------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類<br>事業年度（第52期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）                   | 平成19年6月29日<br>関東財務局長に提出。  |
| (2) 訂正報告書<br>事業年度（第52期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）<br>の有価証券報告書に係る訂正報告書         | 平成19年10月26日<br>関東財務局長に提出。 |
| (3) 半期報告書<br>（第53期中）（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）                                | 平成19年11月30日<br>関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第2号の規定<br>（第三者割当による新株式の発行）に基づく臨時報告書 | 平成20年3月27日<br>関東財務局長に提出。  |
| (5) 発行登録書（社債）関係<br>平成18年3月16日に提出した発行登録書（社債）に係る訂正発行登録書                         | 平成19年4月27日<br>関東財務局長に提出。  |
| 平成18年3月16日に提出した発行登録書（社債）に係る訂正発行登録書  | 平成19年4月27日<br>関東財務局長に提出。  |
| 平成18年3月16日に提出した発行登録書（社債）に係る訂正発行登録書  | 平成19年4月27日<br>関東財務局長に提出。  |
| 平成18年3月16日に提出した発行登録書（社債）に係る発行登録追補書類<br>及びその添付書類                               | 平成19年6月14日<br>近畿財務局長に提出。  |
| 平成18年3月16日に提出した発行登録書（社債）に係る訂正発行登録書  | 平成19年7月11日<br>関東財務局長に提出。  |
| 平成18年3月16日に提出した発行登録書（社債）に係る訂正発行登録書  | 平成19年11月8日<br>関東財務局長に提出。  |
| 平成18年3月16日に提出した発行登録書（社債）に係る訂正発行登録書  | 平成20年1月11日<br>関東財務局長に提出。  |
| 発行登録書（社債）及びその添付書類   | 平成20年3月14日<br>関東財務局長に提出。  |
| 平成20年3月14日に提出した発行登録書（社債）に係る訂正発行登録書  | 平成20年4月1日<br>関東財務局長に提出。   |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

株式会社アプラス  
取締役会 御中

### 監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 五十幡 理一郎  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩本 正  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラス及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。



## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

株式会社アプラス  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 五十幡 理一郎  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩本 正  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラス及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づく資本金の額および資本準備金の額の減少に関する議案について、平成20年6月27日開催の定時株主総会において承認可決されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

株式会社アプラス  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 五十幡 理一郎  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩本 正  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスの平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

株式会社アプラス  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 五十幡 理一郎  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩本 正  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプラスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプラスの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、平成20年5月14日開催の取締役会決議に基づく資本金の額および資本準備金の額の減少に関する議案について、平成20年6月27日開催の定時株主総会において承認可決されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。